

令和 8 年 3 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 3 月 3 日 開会

令和 8 年 3 月 16 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

令和 8 年 3 月 横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月3日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	4
議案第 1 号ないし議案第 2 5 号の上程、説明	12
休会の件	77
散会の宣告	77

第 2 号 (3月11日)

議事日程	79
本日の会議に付した事件	79
出席議員	79
欠席議員	79
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	79
職務のため出席した者の職氏名	80
開議の宣告	81
一般質問	81
森 川 貴 恵 君	81
宮 藺 博 香 君	98
森 大 地 君	114

山 崎 義 貞 君	126
川 島 富士子 君	142
休会の件	158
散会の宣告	158

第 3 号 （3月16日）

議事日程	159
本日の会議に付した事件	161
出席議員	161
欠席議員	161
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	161
職務のため出席した者の職氏名	161
開議の宣告	163
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	163
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	163
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	164
議案第4号審議（質疑・討論・採決）	164
議案第5号審議（質疑・討論・採決）	166
議案第6号審議（質疑・討論・採決）	167
議案第7号審議（質疑・討論・採決）	167
議案第8号審議（質疑・討論・採決）	168
議案第9号審議（質疑・討論・採決）	170
議案第10号審議（質疑・討論・採決）	171
議案第11号審議（質疑・討論・採決）	171
議案第12号審議（質疑・討論・採決）	172
議案第13号審議（質疑・討論・採決）	176
議案第14号審議（質疑・討論・採決）	177
議案第15号審議（質疑・討論・採決）	178
議案第16号審議（質疑・討論・採決）	178
議案第17号審議（質疑・討論・採決）	179

議案第 1 8 号審議（質疑・討論・採決）	180
議案第 1 9 号審議（質疑・討論・採決）	219
議案第 2 0 号審議（質疑・討論・採決）	221
議案第 2 1 号審議（質疑・討論・採決）	222
議案第 2 2 号審議（質疑・討論・採決）	223
議案第 2 3 号審議（質疑・討論・採決）	224
議案第 2 4 号審議（質疑・討論・採決）	226
議案第 2 5 号審議（質疑・討論・採決）	226
閉会の宣告	227
署名議員	229

3 月 定 例 会

(第 1 号)

令和 8 年 3 月 横芝光町議会定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 3 月 3 日（火曜日）午前 10 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号ないし報告第 25 号について（町長施政方針、提案理由説明）

日程第 5 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15 名）

1 番	森	大	地	君	2 番	内	田	美	穂	君		
3 番	霞	浩	子	君	4 番	市	原	成	一	君		
5 番	印	東	彦	治	君	6 番	小	倉	弘	業	君	
7 番	森	川	貴	恵	君	8 番	秋	鹿	幹	夫	君	
9 番	宮	菌	博	香	君	10 番	山	崎	義	貞	君	
12 番	鈴	木	輝	男	君	13 番	川	島		仁	君	
14 番	川	島	富	士	子	君	15 番	鈴	木	克	征	君
16 番	鈴	木	唯	夫	君							

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐	藤	晴	彦	君	副	町	長	平	山	貴	之	君
総	務	課	長	鈴	木	正	広	君	企画空港課長	加	瀬	淳	一	君

財 政 課 長	郡 司 勇 君	環 境 防 災 課 長	平 野 和 美 君
税 務 課 長	石 田 賢 一 君	住 民 課 長	越 川 直 樹 君
産 業 課 長	小 川 健 二 君	都 市 建 設 課 長	林 栄 司 君
未 来 づ く り 長	鵜 澤 順 一 君	福 祉 課 長	平 山 昭 彦 君
健 康 こ ど も 長	佐 久 間 真 一 君	食 肉 セ ン タ ー 長	林 栄 君
東 陽 病 院 長	吉 田 潔 君	会 計 管 理 者	鵜 田 須 美 子 君
教 育 長	小 川 重 之 君	教 育 課 長	野 村 浩 光 君
社 会 文 化 課 長	北 田 勝 也 君		

職務のため出席した者の職氏名

局 長	古 作 健 二	書 記	椎 名 悦 子
-----	---------	-----	---------

◎開会の宣告

○議長（小倉弘業君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席人数は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和8年3月横芝光町議会定例会を開会します。

なお、今定例会中、議会事務局などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

（午前 9時58分）

◎開議の宣告

○議長（小倉弘業君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小倉弘業君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

13番 川 島 仁 議員

4番 市 原 成 一 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（小倉弘業君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から3月17日までの15日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から3月17日までの15日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（小倉弘業君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理しましたのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、1月19日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和8年2月定例会について、山崎義貞議員。

〔10番議員 山崎義貞君登壇〕

○10番（山崎義貞君） 改めまして、おはようございます。

去る1月19日に開催されました匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和8年2月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提出された案件は、議案5件であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について）であります。

本案は、令和8年3月31日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部を廃止すること及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するにあたり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、令和8年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,558万6,000円と定めるものであります。

議案第3号は、令和8年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦についてであります。

当町の負担金は1,516万3,000円で、その内訳は、火葬場事業費1,333万3,000円、清掃事業費183万円であります。

議案第４号は、令和７年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第２号）についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ914万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,296万3,000円とするものであります。

議案第５号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員の育児休業に関する法律等の改正に伴い、柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を行うため、所要の改正をすべく提案されたものであります。

提案された５議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和８年２月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔１０番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 次に、１月20日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会令和８年３月定例会について、秋鹿幹夫議員。

〔８番議員 秋鹿幹夫君登壇〕

○８番（秋鹿幹夫君） 去る１月20日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会令和８年３月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提出された案件は、報告１件・議案７件であります。

報告第１号は、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）であります。

本件は、救急出動中における救急自動車による交通事故について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第180条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第２項の規定により議会に報告するものであります。

議案第１号は、専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について）であります。

本案は、火災予防条例（例）の一部改正に伴い、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限、林野火災の予防に関する事項の創設等、所要の条文の整備をするに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和７年12月19日に専決処分をしたので、これを議会に報告し、承認を求めるため提案されたものであります。

議案第２号は、令和８年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億8,251万9,000円と定めるものであります。

議案第3号は、令和8年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦についてであります。

本案は、匝瑳市横芝光町消防組合規約第12条第2項の規定により、分担金負担割合を定めるもので、当町の分担金は5億4,530万1,000円で、分担割合は39.11%となります。

議案第4号は、令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,824万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,551万7,000円とするものであります。

議案第5号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職員の給与を改定するため、関係条例を改正すべく提案されたものであります。

議案第6号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、職員の減給の効果を改正すべく提案されたものであります。

議案第7号は、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備に係る基準の追加等、所要の条文の整備をすべく提案されたものであります。

提案されました7議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和8年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 次に、1月22日に開催された八匠水道企業団議会令和8年2月定例会について、霞浩子議員。

〔3番議員 霞 浩子君登壇〕

○3番（霞 浩子君） 去る1月22日に開催されました八匠水道企業団議会令和8年2月定例

会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提出された案件は、議案4件であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部廃止及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について）であります。

本案は、令和8年3月31日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴う千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務の廃止及び千葉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて、急施を要したため、専決処分をしたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについて（八匠水道企業団職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）であります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を行うため、所要の条文の整備をする必要があったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第3号は、令和7年度八匠水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、収益的収入及び支出で、収入の水道事業収益を4,317万6,000円減額し、14億417万6,000円とするとともに、支出の水道事業費用を716万9,000円減額し、12億4,859万7,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の補正は、資本的収入を8,617万3,000円増額し、4億3,376万1,000円とするとともに、資本的支出を2億2,498万3,000円増額し、12億7,157万5,000円とするものであります。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費の金額を1億4,161万6,000円に補正し、他会計からの補助金につきましては、匝瑳市一般会計1,715万1,000円、横芝光町一般会計485万6,000円をそれぞれ減額するものであります。

議案第4号は、令和8年度八匠水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、業務の予定量で、給水戸数を1万5,829戸、年間総給水量を420万立方メートルとし、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益を12億6,454万5,000円、支出は水道事

業費用を11億5,922万4,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出は、資本的収入が3億7,699万3,000円で、資本的支出が9億9,045万8,000円であります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億1,346万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

提案されました4議案は、いずれも原案どおり可決されました。

以上、八匠水道企業団議会令和8年2月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔3番議員 霞 浩子君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 次に、2月2日に開催された令和8年山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会について、鈴木克征議員。

〔15番議員 鈴木克征君登壇〕

○15番（鈴木克征君） 去る2月2日に開催された令和8年山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会の概要を報告いたします。

本定例会に提出された案件は、議案4件であります。

議案第1号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、千葉県人事委員会勧告に準拠し、一般職職員の給料、期末・勤勉手当、通勤手当等を改定するなど、所要の改正を行うべく提案されたものであります。

議案第2号は、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、国家公務員に準じた取扱いとするなど、所要の改正を行うべく提案されたものであります。

議案第3号は、令和7年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ499万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,800万円とするものであります。

議案第4号は、令和8年度山武郡市環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,000万円と定めるものであります。

提案されました4議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、令和8年度山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会の概要報告とさせていただきます。

〔 1 5 番議員 鈴木克征君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 次に、2月9日に開催された令和8年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、川島富士子議員。

〔 1 4 番議員 川島富士子君登壇〕

○ 1 4 番（川島富士子君） 改めまして、おはようございます。

去る2月9日に開催されました、令和8年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は、議案7件であります。

議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給料、期末手当、勤勉手当及び通勤手当の改定を行うものであります。

議案第2号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、旅費の種目の新設、支給要件の変更等の所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）でありまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,423万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,374万1,000円とするものであります。

議案第4号は、令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121億3,433万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,376億8,730万5,000円とするものであります。

議案第5号は、令和8年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,235万4,000円とするものであります。

議案第6号は、令和8年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,818億5,975万1,000円とするものであります。

議案第7号は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、令和8年度及び令和9年度の保険料率を改定するとともに、子ども・子育て支援納付金賦課額の新設等に伴う所要の規定整備を行うものであります。

提案されました議案は、いずれも原案のとおり可決、承認されました。

以上、令和8年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔14番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 次に、2月10日に開催された令和8年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会について、宮菌博香議員。

〔9番議員 宮菌博香君登壇〕

○9番（宮菌博香君） それでは、去る2月10日に開催されました令和8年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提出された案件は、議案6件であります。

議案第1号及び議案第2号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、令和7年2月11日に大網白里市みずほ台にて発生した配水管の漏水により、損害を与えた住宅及び集合住宅の損害賠償額を定めること及びこれに係る令和7年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）について、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第3号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、令和8年3月31日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務の廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するにあたり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第4号は、令和7年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

本案は、収益的収入及び支出で、収入の水道事業収益で、給水申込加入金、他会計及び県補助金の減額などにより、6,276万5,000円を減額し、支出の水道事業費用で、受水費の減額などにより、160万5,000円を減額するものであります。

また、資本的収入及び支出では、収入の資本的収入で、水道施設耐震化事業に充てるための企業債や国庫補助金の増額により2億7,376万5,000円を増額し、支出の資本的支出で、配水管改良事業費の増額などにより3億4,137万5,000円を増額するものであります。

議案第5号は、令和8年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、業務の予定量で給水戸数を6万6,804戸、年間総給水量を1,767万2,000立方メートルとし、収益的収入及び支出では、収入の水道事業収益を47億2,454万7,000円とし、支出の水道事業費用を47億995万円とするものであります。

資本的収入及び支出では、収入の資本的収入を1億5,135万6,000円とし、支出の資本的支出を12億225万1,000円とするものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10億5,089万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第6号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

本案は、監査委員の任期満了に伴い、引き続き東金市在住の鈴木純夫氏を選任すべく、議会の同意を求めるため提案されたものであります。

提案された6議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、令和8年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔9番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 次に、2月26日に開催された令和8年東総衛生組合議会3月定例会について、森川貴恵議員。

〔7番議員 森川貴恵君登壇〕

○7番（森川貴恵君） 去る2月26日に開催されました令和8年東総衛生組合議会3月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提出された案件は、3議案であります。

議案第1号は、令和8年度東総衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億1,676万6,000円と定めるものであります。

議案第2号は、令和7年度東総衛生組合一般会計補正予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,161万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,377万円とするものであります。

議案第3号は、東総衛生組合監査委員の選任についてであります。

本案は、組合議員のうちから選任された監査委員が、任期満了に伴い欠員となっているため、後任の組合監査委員に旭市議会選出の平山清海氏を選任すべく、議会の同意を求めるものであります。

提出されました３議案は、原案どおり可決、承認されました。

以上、令和８年東総衛生組合議会３月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔７番議員 森川貴恵君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 最後に、２月１９日に開催された令和８年第１回山武郡市広域行政組合議会定例会については、お手元に配付の資料をもって報告とします。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前１０時５０分とします。

（午前１０時３６分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４８分）

◎議案第１号ないし議案第２５号の上程、説明

○議長（小倉弘業君） 日程第４、議案第１号ないし議案第２５号を一括議題とします。

初めに、町長から施政方針及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは早速、施政方針と提案理由説明を申し上げます。

本日ここに、令和８年３月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節柄ご多用の折にもかかわらずご参集いただき、誠にありがとうございます。また、平素より、町の各種事業の推進に当たり格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度も残すところあと僅かとなりましたが、改めて議会をはじめ、町民の皆様方のご理解とご協力に深く感謝申し上げる次第でございます。

この令和８年度、横芝光町は一つの節目を迎えます。平成１８年３月２７日の横芝光町誕生から２０年という月日が流れることから、この記念すべき年に当たり、改めて本町の歩んできた道のりに想いを馳せるとともに、横芝光町のこれからの未来のためにも、議会をはじめ町民の皆様方とともに邁進いたす所存であります。

これからは、日ごとに春の気配が感じられる今日この頃であります。これからの季節は寒暖が繰り返され、体調を崩しやすい時期でもありますので、皆様方にはくれぐれもご自愛くださるようお願い申し上げます。

それでは、議会開会に当たり、令和8年度の施政方針を述べさせていただきます。

令和8年度当初予算案の概要について申し上げます。

まず、国の動向であります。令和8年度予算案は、令和7年度補正予算に続いて切れ目なく日本列島を強く豊かにするための予算とし、複数年度にわたり計画的に取り組むこととしている重要課題に対応しつつ、歳出構造の平時化に向けた取組を推進しています。また、診療報酬や介護報酬の改定をはじめ、予算全体に経済・物価動向等を適切に反映させた令和8年度国の一般会計予算案の総額は、過去最大の122兆3,092億円となりました。

国予算案には、学校給食費の抜本的な負担軽減による、公立小学校を対象とした給食無償化に係る経費などが盛り込まれております。いずれも町の行財政運営に大きく影響するものでありますので、予算成立の動向を注視し、的確に対処してまいり所存であります。

このような状況の中、物価高騰の影響が長期化していることや金利の上昇傾向など、財政上の転換期を迎えており、先行きを見通すことは依然として困難ではあります。第3次横芝光町総合計画に掲げる基本目標の達成に向けた施策を着実に推進するとともに、新たな行政課題にも対応すべく編成いたしました新年度の予算規模は、一般会計が126億3,000万円、国民健康保険特別会計が24億5,900万円、後期高齢者医療特別会計が4億3,300万円、介護保険特別会計が27億2,100万円、東陽食肉センター特別会計が2億4,918万円、病院事業会計が収益的収支では18億5,345万円、資本的収支では、収入が9,653万2,000円、支出が1億3,667万7,000円。農業集落排水事業会計が収益的収支では5,928万9,000円、資本的収支では4,256万3,000円となりました。それぞれ本議会に提案させていただきましたが、病院事業会計及び農業集落排水事業会計を除く5会計の当初予算の総額は184億9,218万円で、令和7年度当初予算と比較すると、率で8.5%、金額で17億2,182万円の減額予算となりました。

企画空港課関係についてであります。第3次横芝光町総合計画の策定につきましては、12月議会定例会で基本構想の承認をいただき、目指すべき将来像として掲げた「人と自然と賑わいがつなぐ『幸せ実感』のまち 横芝光」の実現に向け、令和8年度からは、本計画に基づき、様々な施策や事業を町民の視点を尊重しながら推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き、議会をはじめ町民の皆様の皆様のご協力をお願いいたします。

次に、横芝光町誕生20周年記念事業についてであります。来たる3月27日に当町が誕生

し20周年を迎えることから、これを記念する事業を新年度において実施し、町誕生20周年を町民の皆様とともに祝い、さらに発展させるべく、思い出に残る年にしたいと考えております。

次に、空港関係につきましては、成田空港で働く人の姿や空港そのものを身近に感じることで、空港という魅力ある職場に関心を持ってもらうことを目的に、成田国際空港周辺対策交付金を活用し、今年度も町内小学6年生を対象に周遊フライトを実施いたしました。本事業は、普段では体験できない貴重な学習機会を提供するものであり、近隣自治体にはない特色ある取り組みであると考えております。今後も継続的に実施してまいりたく考えております。

次に、空港周辺対策交付金につきましては、令和6年度実績額や令和7年度決算見込額などを踏まえ、13億8,000万円を当初予算案に計上しております。

この交付金は、当町にとって極めて重要な財源であり、航空機騒音対策など環境対策の充実を図るとともに、地域振興に資する施策を展開することで、「騒音に負けないまちづくり」の実現に向け、有効に活用してまいります。

次に、デジタル推進関係につきましては、令和8年度は次の3点を重点として取り組んでまいります。

1点目の住民DXの推進につきましては、マイナンバーを活用したオンライン申請など、いわゆる「行かない窓口」の導入を推進するとともに、デジタル社会に誰一人取り残されないための相談事業を実施しながら、住民サービスの向上に努めてまいります。

2点目のAI技術を活用した業務改善につきましては、生成AI等を利用するためのガイドラインを策定し、運用ルールを明確にするとともに、業務の効率化とDX人材の更なる育成を進めてまいります。

3点目の情報セキュリティ対策の向上につきましては、オンライン申請やAI技術などの活用を進めるのに併せ、新たな脅威や技術革新に対応すべく情報資産の管理運用体制、職員のセキュリティーリテラシーの向上を図り、安全で信頼される行政運営を目指してまいります。

続いて、環境防災課関係についてであります。消防団活動費につきましては、災害が多発化・激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化・複雑化しており、消防団員個人の負担が増加していることから、団員階級等の年額報酬を引き上げ、処遇改善を図りたいと考えています。

また、防災行政無線更新事業につきましては、防災行政無線操作卓及び屋外拡声子局の更新工事が終了したことから、戸別受信機更新工事として、新たな電波変調方式に対応した戸別受信機に更新を進めてまいります。

続いて、産業課関係についてであります。農業の担い手の確保及び育成が課題となっており、農業所得の確保と経営の安定が重要であります。

令和7年度産米は、前年の不足を受けて増産した結果、高水準となり供給が需要を上回り、「コメ余り」への警戒感が強まっています。価格は前年に引き続き高止まりとなり、米価高騰の影響を受け、消費者の買い控えなど、在庫水準がやや高まっている状況であります。令和8年度は価格の下落もあり得るなど不安定であることから、稲作経営の安定化を図るため、引き続き戦略作物の作付による米の需給調整を推進し、稲作経営を支援してまいります。

また、異常気象による高温・病害虫多発により農作物の収穫量の減少が続いており、地域農産物・ブランドの維持などの対策が必要と考えています。

次に、農地の利用及び担い手対策につきましては、農業就業者の高齢化が進展し、農業の次世代を担う後継者不足と担い手不足から、5年から10年後には集落・地域での生産力や農地保全が急激に落ち込むことが懸念されているため、令和8年度も引き続き、令和6年度策定の「地域計画」で、地域における話し合いによる農地利用調整を行い、農地中間管理事業を活用するなど、遊休農地の解消や農地の有効利用を推進し、担い手不足と併せ農業を次世代に引き継げるよう取り組んでまいります。

次に、土地改良事業につきましては、経営体育成基盤整備事業南条支線の1期地区については、令和10年度の事業採択に向け調整を図ってまいります。2期地区については、換地業務や促進計画作成業務を実施し、3期地区については、引き続き事業着手に向けて、地域とともに問題解決を図り、地域農業の中心的経営体や新規就農者への支援等に努めてまいります。

次に、土地改良施設につきましては、排水機場の老朽化に伴い、屋形排水機場除塵設備修繕工事や北清水排水機場電気設備更新工事の実施を、また農道の老朽化に伴い、農免宮川線舗装修繕工事に係る事業を実施することで機能強化を図ってまいります。

続いて、都市建設課関係についてであります。町道路事業につきましては、横芝地先のショッピングモール・ピアシティ横芝光の西側に位置する町道Ⅱ-10号線道路改良事業は、継続的な事業推進を図るため用地取得を進めてまいり、宮川地先古屋地区を横断する幹線の町道Ⅰ-10号線道路改良事業は、本線整備を進めており、工事と用地取得により継続的に事

業推進を図ってまいります。

また、そのほかの幹線町道の整備については、富下地先から於幾、寺方地先を結ぶ町道Ⅰ－7号線道路改良事業、主要地方道横芝上堺線の横芝地先東町地区から栗山橋付近までを結ぶ町道Ⅰ－8号線道路改良事業、過日、千葉県が地元説明会を開催しました一般県道横芝停車場吉田線バイパス事業である空港直結道路整備に関係する宝米地先から市野原地先の町道Ⅰ－18号線道路改良事業、富下地先から小田部地先の町道Ⅱ－36号線道路改良事業についても継続的な事業推進に取り組めます。

このほか、経年劣化による損傷等が進んでおります道路舗装の修繕、生活道路の維持補修及び道路排水の整備、横芝光町の将来の発展に向けて必要な基礎的調査である都市計画基礎調査事業を実施したいと考えております。

続いて、未来づくり課関係についてであります。横芝光インターチェンジ周辺の産業用地整備につきましては、清水建設株式会社を代表企業とする事業化検討パートナー3社のうち、株式会社カインズが事業化検討パートナーとして継続されないことになりましたが、清水建設株式会社と大和測量株式会社の2社による検討は継続されますので、まず進出企業の確保を優先しながら、土地所有者とのコミュニケーションを深めてまいります。

次に、横芝駅北側周辺のまちづくりにつきましては、町の玄関口として利便性の高い都市拠点の形成に向けて、基本構想の策定を進めてまいりましたが、令和8年度からは、駅北口周辺のエリアデザインや都市再生整備計画の策定など、構想を具体化する計画づくりを進めるとともに、令和7年度に引き続き横芝駅の改良調査を実施いたします。

次に、横芝海のこどもの国跡地周辺の観光企業誘致につきましては、リゾート開発を手がける株式会社ユニマットプレシャスにより、観光振興・雇用促進・経済発展につながる土地活用について検討が行われています。町といたしましても、こどもの国跡地に隣接する町有地の活用に向けて、土地の地歴調査を進めてまいります。

続いて、福祉課関係についてであります。社会福祉関係につきましては、令和6年度・7年度継続事業で進めてまいりました、第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画が、「ともに つくる 支え合い助け合う 誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を計画の基本理念として、2月に計画案のご承認をいただきました。

次に、介護保険関係につきましては、令和7年度・8年度の継続事業で、令和9年度を初年度とする第10期介護保険事業計画の策定に向けたニーズ調査を進めております。

また、障害福祉関係につきましては、第4次障害者計画の改訂と第8期障害福祉計画及び

第4期障害児福祉計画の策定を令和8年度において行う予定です。

これらの計画に基づき、分野を超えた連携を図りながら、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向け、福祉施策を着実に推進してまいります。

続いて、健康こども課関係についてであります。町内児童クラブにおける待機児童の解消に関しまして、令和8年度から光小学校音楽室を光小学校第2児童クラブとして、また、横芝小学校体育館多目的室を横芝小学校第3児童クラブとして開設に向け、施設整備や備品購入等を予定通り進めております。これにより、現時点の申込み状況から、令和8年度の町内児童クラブの利用について、待機児童は発生しない見込みでございます。

次に、住民課国保年金班で令和3年度から令和7年度まで実施しておりました健康ポイント事業を、令和8年度から健康こども課で実施し、町DX事業の推進の一つとして、スマートフォンを活用したサービスを導入したいと考えております。スマートフォンを活用し、健診の受診や健康教室などの参加、ウォーキングの歩数をポイント化するものであります。若年世代から健康的な生活を習慣化できるサービスとして、町民の健康寿命の延伸と医療費の抑制につなげてまいりたいと考えております。

次に、「横芝光町健康増進計画及び自殺対策計画」につきましては、第1次の計画期間が令和9年度で終了することから、新たに令和10年度から令和20年度までの10年間を計画期間とする「第2次健康増進計画及び自殺対策計画」を、総合計画等と整合性を図りながら策定してまいります。

令和8年度は、町民の健康に関するアンケート調査を実施し、地域の健康課題、健康づくりの基本的な考え方と方策や、調査結果を踏まえた事業計画及び10年後の目標値の見直しを行います。

次に、こども家庭センター事業につきましては、令和6年4月の児童福祉法改正に伴い、市区町村での設置が「努力義務」となりました。現在、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進等「子育て世代包括支援センター事業」を実施しておりますが、児童虐待を未然に防止するなどの児童福祉機能を加え、名称を「こども家庭センター事業」に変更し、対応してまいります。

続いて、教育課関係についてであります。小学校統合準備につきましては、上堺小学校と横芝小学校、日吉小学校と光小学校がそれぞれ、統合を円滑に行うため必要な準備に係る協議を重ねてまいりました。

上堺地区及び日吉地区のスクールバス運行計画についても、保護者や教職員のご協力をい

ただき、安全で効率的な運行計画を作成しているところでございます。4月からの運行開始に向け、教育委員会、各学校及び運行事業者と一層の連携を図り、子どもたちが安心して通学できる体制を整えてまいります。

また、学校施設についてであります。横芝中学校テニスコートの人工芝が老朽化により損傷が著しいことから、機能維持のため改修すべく関係工事を実施したいと考えています。今後も引き続き、適正な施設設備の機能向上及び児童生徒の教育環境の改善に努めてまいります。

続いて、東陽食肉センター関係についてであります。本年1月末現在の豚のと畜頭数は、昨年同時期と比較して6,590頭増の10万5,426頭、牛は121頭増の4,090頭となりました。

総と畜頭数は増加しており、事業収入の増収が見込まれますが、電気料金や燃料費は依然として高い水準にあり、また、老朽化に伴う設備や機械に係る補修費など、維持管理経費は増加しているため、食肉センターの経営を圧迫している状況にあります。

今後もより一層の経費削減に努めるとともに、と畜頭数を確保するため引き続き関係者と連携を図りたいと考えております。

最後に、東陽病院関係についてであります。本年1月末現在の延べ患者数は、外来は2万8,703人で、昨年1月末と比較し1,247人、1日当たりの平均外来患者数では4.9人の減となっております。また、入院は1万4,489人、病床利用率は49.8%で、昨年1月末と比較し2,710人、9.3ポイントの減となっております。これは人口減少の影響のほか、近隣医療機関の充実により、入院・外来ともに患者数が減少したことによるもので、医業収益全体としましても、昨年度と比べ減収となる見込みであります。

患者数の減少に加え、物価高騰や人件費上昇の影響もあり、病院経営は極めて厳しい状況ではありますが、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、経営改善に取り組むほか、近隣の中核病院をはじめ、開業医などの医療機関や福祉事業者等と連携を深め、地域医療構想及び地域包括ケアシステムを推進するため、地域医療を担う町立病院としての役割を担ってまいります。

以上、令和8年度における施策の一端を述べさせていただきましたが、職員一丸となり、計画事業を効率的かつ効果的に推進してまいりますので、議員各位には、更なるご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、本会議に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の令和8年3月横芝光町議会定例会提案理由説明書をご覧ください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第4号））であります。本案は、国の令和7年度補正予算（第1号）において、生活の安全保障・物価高への対応として実施が決定された物価高対応子育て応援手当支給事業に要する経費について、歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第5号））であります。本案は、衆議院議員総選挙の執行について、歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第6号））であります。本案は、国の令和7年度補正予算（第1号）において措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施する地域生活応援券（第4弾）発行事業重点支援交付金に要する経費について、歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

議案第4号 横芝光町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。本案は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、国の定める基準に従い、町が事業の運営に関する基準を条例で定める必要があることから、横芝光町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定すべく提案したものでございます。

議案第5号 横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、虫生児童遊園、富下児童遊園、篠本一区児童遊園、鳥喰下児童遊園及び三島児童遊園について、児童遊園利用者が減少したこと及び遊具の老朽化による事故防止を図るため、地元行政区と今後の維持管理等について協議した結果、遊具を撤去したことに伴い、当該児童遊園を廃止するため、横芝光町児童遊園条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第6号 横芝光町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてで

ありますが、本案は、経済社会情勢の変化への対応等を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等が行われたことを踏まえ、国家公務員に準じて、町の旅費制度を同様の取扱いとするほか、所要の改正を一括して行うため、横芝光町職員の旅費に関する条例等の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第7号 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、近年、風水害を中心とする災害が多発化・激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化・複雑化しており、消防団員個人の負担が増加していることを踏まえ、年額報酬を引き上げるため、横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第8号 横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、国民健康保険税と併せて賦課徴収することとなる子ども・子育て支援納付金分の税率等を定める必要が生じたため、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第9号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、老朽化した町営住宅の除却に伴い、管理戸数が減ること等から、横芝光町営住宅条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第10号 指定管理者の指定について（集会所・共同利用施設）であります。本案は、集会所及び共同利用施設（横芝光町文化会館、横芝光町町民会館、大総会館及び上堺会館を除く。）の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

議案第11号 指定管理者の指定について（横芝光町地域活動支援センター）であります。本案は、横芝光町地域活動支援センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

議案第12号 令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）についてであります。本案は、主要な歳入の決算見込みのほか、国の令和7年度補正予算（第1号）を活用して実施する北清水排水機場管理事業や、財政調整基金及び減債基金並びにふるさとまちづくり基金等への積立て、児童手当給付事業等主要事業の歳出決算見込みにたった調整に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2,406万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ154億9,195万1,000円とすべく提案したものでございます。

議案第13号 令和7年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、一般会計からの保険基盤安定繰入金の調整、歳出決算見込みによる保健事業費等の調整、病院事業会計への繰出金、財政調整基金への積立等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2,233万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,743万円とすべく提案したものでございます。

議案第14号 令和7年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、一般会計からの保険基盤安定繰入金の調整、前年度後期高齢者医療広域連合納付金の納付額変更による調整等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ236万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,527万6,000円とすべく提案したものでございます。

議案第15号 令和7年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、給与所得控除の引上げに伴う保険料算定の見直し等によるシステム改修業務委託料の増額のほか、保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みによる調整と、これに伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金からの定率による義務的負担金等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2,772万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,661万1,000円とすべく提案したものでございます。

議案第16号 令和7年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、実績見込みに基づく人件費のほか、財政調整基金への積立てに要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ175万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,968万8,000円とすべく提案したものでございます。

議案第17号 令和7年度横芝光町病院事業会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、国の令和7年度補正予算（第1号）において措置された「医療・介護等支援パッケージ」を活用した医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業、国民健康保険調整交付金等の補助金の増額を見込みましたが、患者数減少に伴う医業収益の減収により運営資金が不足するため、一般会計からの繰入金を追加すべく、所要の項目に補正の必要が生じたため、収益的収支予算の収入を6,637万8,000円増額し、収入総額を18億7,827万7,000円とするとともに、運営資金不足の解消を目的とした一時借入金に対する利息を返済するため、収益的収支予算の支出を12万4,000円増額し、支出総額を18億1,202万3,000円とすべく提案したものでございます。

議案第18号 令和8年度横芝光町一般会計予算についてであります。本案は、令和8年度横芝光町一般会計予算議定についてであります。令和8年度予算は、まちの将来像である「人と自然と賑わいがつなぐ『幸せ実感』のまち 横芝光」の実現に向け、第3次横芝光町総合計画を着実に推進するとともに、限られた財源を有効に活用する観点から、各事業の成果を検証し、事業の廃止・休止などの積極的な見直しや「選択と集中」により、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億3,000万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、自主財源の根幹をなす町税は、所得動向等による町民税の増額のほか、新築の増加等による固定資産税の増額を考慮し、予算額は28億2,187万4,000円を見込みました。

また、最も大きな割合を占める地方交付税は、物価高への対応や人件費の増加等による基準財政需要額の増のほか、地方財政計画において令和7年度比6.5%増の国予算額が確保されていることなどから、予算額は36億7,000万円を見込みました。

このほか、国庫支出金は介護給付・訓練等給付事業負担金や児童手当国庫負担金、子どものための教育・保育給付費交付金などにより12億7,658万2,000円、繰入金のうち公共施設総合管理基金は9,570万円、諸収入のうち空港周辺対策交付金は13億8,000万円、町債は防災行政無線更新事業に係る防災基盤整備事業債などにより2億4,490万円を見込みましたが、なお不足する財源については財政調整基金繰入金4億6,000万円を計上し、各事業推進のための財源としました。

歳出においては、横芝光町の将来を見据えた重点施策として、ソフト事業では、成田空港の更なる機能強化に伴う環境対策事業や地域振興事業のほか、移住・定住促進のための新たな居住者獲得事業、複合拠点の具体化に向けた横芝光インターチェンジ周辺開発事業、今後のまちづくりに向けた横芝駅北側周辺地区の整備計画を検討する横芝駅北側周辺整備事業などを、普通建設事業では、横芝中学校テニスコートの人工芝張替を行う中学校施設維持管理事業のほか、防災行政無線更新事業などについて予算を計上しました。

産業土木分野では、土地改良施設の適正な維持管理と機能保全の向上を図る地域排水管理事業のほか、安全で快適な道路環境づくりのため町道Ⅰ－8号線道路改良事業、町道Ⅱ－10号線道路改良事業などの幹線道路の整備事業、生活道路維持のため舗装修繕事業、排水整備事業などについて予算を計上しました。

衛生分野では、基本健康診査などの各種健診事業のほか、各種予防接種事業、妊活サポート事業、健康ポイント事業などについて予算を計上しました。

また、子育て支援として、子ども医療費助成や保育所等給食費助成のほか、妊婦のための支援給付金事業、ひとり親家庭等医療費等助成事業などについて予算を計上しました。

その他、学校教育・社会体育・生涯学習の充実、地域福祉・地域医療の充実、消防防災基盤の整備などを加え、第3次横芝光町総合計画における諸施策を着実に推進するための予算編成をしたところでございます。

議案第19号 令和8年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてであります。本案は、令和8年度横芝光町国民健康保険特別会計予算議定についてであります。令和8年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,900万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、国民健康保険税について、被保険者数は減少するものの基準総所得の増を見込み5億3,378万8,000円としたほか、療養諸費及び高額療養費に充てられる普通交付金や特別交付金等の県支出金を17億880万円、繰入金を2億58万7,000円と見込みました。

歳出においては、近年の医療費動向等を勘案し、保険給付費に16億6,898万6,000円を計上したほか、県が市町村に交付する保険給付費等交付金の財源となる国民健康保険事業費納付金に7億292万円を計上しました。

また、特定健康診査・保健指導等については、関係部局との連携により積極的に推進すべく、5,887万5,000円を保健事業費に計上し、被保険者の更なる健康保持・増進を図ろうとするものでございます。

議案第20号 令和8年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本案は、令和8年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算議定についてであります。令和8年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,300万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、後期高齢者医療保険料を3億2,708万3,000円と見込んだほか、一般会計からの繰入金を、事務費繰入金や保険基盤安定繰入金により1億408万6,000円を見込みました。

歳出においては、歳出全体の99.1%を占める後期高齢者医療広域連合納付金について、4億2,923万円を計上したほか、総務費256万8,000円を計上したところでございます。

議案第21号 令和8年度横芝光町介護保険特別会計予算についてであります。本案は、令和8年度横芝光町介護保険特別会計予算議定についてであります。令和8年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,100万円とすべく計上したものでござい

ます。

歳入においては、保険料を4億7,660万9,000円としたほか、保険給付費から推計し、国庫支出金を6億1,946万2,000円、支払基金交付金を7億988万7,000円、県支出金を3億9,865万6,000円見込んだほか、一般会計から4億97万2,000円、介護給付費準備基金から1億1,400万円を繰り入れることとしております。

歳出においては、保険給付費を前年度の実績及び第9期介護保険事業計画等から推計し、前年度当初予算対比で1.6%増の25億7,529万7,000円を計上しました。主な保険給付費は、介護サービス給付費23億6,145万7,000円、介護予防サービス給付費3,694万9,000円を計上しております。

また、地域支援事業費は、地域包括支援センター運営費のほか、介護予防・日常生活支援総合事業及び認知症総合支援事業費等を見込み、前年度当初予算対比で1.3%増の1億816万3,000円を計上したところでございます。

議案第22号 令和8年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算についてであります。本案は、令和8年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算議定についてであります。令和8年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,918万円とすべく計上したものでございます。

歳入においては、と畜頭数は食肉センター利用事業者の増加に伴う処理頭数の増加により、豚は11万5,000頭、牛は4,300頭で見込みました。

歳出においては、エネルギーや物価の高騰による財政負担に対応し、老朽化した施設及び機械設備の適正な稼働が図られるよう、維持管理費及び整備費に重点を置き予算編成をしたところでございます。

議案第23号 令和8年度横芝光町病院事業会計予算についてであります。本案は、令和8年度横芝光町病院事業会計予算議定についてであります。病院経営は依然として厳しい状況が続いております。地域住民が安心して受診できる病院を目指し、安定した収益の確保を図るとともに、引き続き業務委託による経費の削減等、効率的な運営を行うことにより、町民に信頼され、地域に密着した医療を展開すべく予算編成をしたところでございます。

予算の総額は、収益的収支予算で収入支出ともに18億5,345万円、資本的収支予算では、収入が9,653万2,000円、支出が1億3,667万7,000円を計上しました。

収益的収支予算では、収入の根幹となる医業収益で、1日平均の患者数を入院で70人、外来で160人を見込み計上し、支出については必要最小限の経費を計上したところであります。

資本的収支予算では、収入で医療機器整備事業、施設設備整備事業に係る企業債及び一般会計繰入金を計上し、支出では外科内視鏡下手術システムの更新、1階患者用トイレ等改修工事、企業債償還金等を計上しました。

議案第24号 令和8年度横芝光町農業集落排水事業会計予算についてであります。本案は、令和8年度農業集落排水事業会計予算議定についてであります。

農業集落排水事業経営は、昨今の人口減少により厳しい状況が続いておりますが、地域住民の生活環境を確保するため、引き続き施設を適切に稼働させるべく予算編成をしたところでございます。

予算の総額は、収益的収入及び支出ともに5,928万9,000円、資本的収入及び支出ともに4,256万3,000円を計上しました。

収益的収入及び支出では、収入の根幹となる使用料で納入者数176件を見込み計上し、支出については、施設運営及び維持管理に関する費用などを計上しました。

資本的収入及び支出では、収入として企業債及び一般会計繰入金を計上し、支出については、公営企業会計制度定着化支援業務委託料、木戸台地区の中継ポンプ場制御盤交換工事、木戸台・中台地区の中継ポンプ場ポンプ交換工事等を計上しました。

議案第25号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、人権擁護委員の八角朝子氏の任期が令和8年6月30日をもって満了となることから、その後任として伊藤清美氏を委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるべく提案したものでございます。

以上、このたび提出いたしました案件については、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせていただきますので、ご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号ないし議案第3号について、財政課長。

〔財政課長 郡司 勇君登壇〕

○財政課長（郡司 勇君） 議案第1号ないし議案第3号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

ピンク色の表紙の議案つづり3ページをご覧ください。

議案第1号は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度横芝光町一般会計補

正予算（第４号）の専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

この補正予算は、令和７年11月21日に閣議決定された国の総合経済対策を踏まえ、長期化する物価高の影響を受けている子育て世帯を支援するため、国の補助金を活用し、物価高対応子育て応援手当支給事業を実施するものです。国から早期の事業実施を求められており、速やかに事業を実施すべく、歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があったため、専決処分を行ったものであります。

別冊となっております令和７年度横芝光町一般会計補正予算（第４号）の補正予算書をご用意いたします。

令和７年度横芝光町一般会計補正予算（第４号）は、第１条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,428万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ151億7,376万円とするものです。

第２条では、繰越明許費の追加を目的に、繰越明許費の補正を行おうとするものです。

２ページをお願いします。

２ページ、３ページは第１表、歳入歳出予算補正で、本補正予算の款項ごとの金額です。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

４ページをお願いします。

第２表は繰越明許費の補正で、３款２項物価高対応子育て応援手当支給事業について、支給業務が令和８年度に及ぶため、当該事業費を翌年度に繰り越すものであります。

５ページから７ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認ください。

それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

８ページをお願いします。

15款２項２目民生費国庫補助金のうち、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金は、高校生年代までの児童がいる子育て世帯への支給分として5,300万円。同支給事務費補助金は、職員の時間外勤務手当やシステム改修費などの事務経費として128万2,000円を計上しました。

次のページをお願いします。

続いて、歳出です。

３款２項２目児童措置費の物価高対応子育て応援手当支給事業は、子育て世帯の家計負担

を軽減するため、対象児童1人当たり2万円を児童を養育する父母等に支給するものです。

本事業の各節の内訳であります。3節職員手当は事業実施に伴う時間外勤務手当、10節需用費の消耗品費は事務用品代、印刷製本費は通知用封筒の印刷代、11節役務費の通信運搬費は案内通知の郵送料、手数料は給付金の振込手数料です。12節委託料は給付管理に伴うシステムの改修及び電算処理の委託料、13節使用料及び賃借料は制度周知用チラシの印刷機使用料です。19節扶助費の手当の給付費として、対象児童を2,650人と見込み、5,300万円を計上しました。

10ページから14ページまでは給与費明細書です。職員手当のうち、時間外勤務手当が増額しております。

以上、令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

ピンク色の表紙の議案つづり5ページをご覧ください。

議案第2号は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

この補正予算は、衆議院の解散に伴い、去る2月8日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費について、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

続いて、別冊となっております一般会計補正予算書（第5号）をご覧ください。

令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ151億8,926万円とするものです。

2ページをお願いします。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正で、本補正予算の款項ごとの金額です。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページから6ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認ください。

それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

7ページをお願いします。

16款3項1目総務費委託金は、衆議院議員総選挙の執行経費として計上するもので、全額

が県を通じて交付されます。

8 ページをお開き願います。

2 款 4 項 3 目衆議院議員選挙費は、1 節報酬に投票立会人等の報酬、3 節職員手当に選挙事務従事者手当、7 節報償費にポスター掲示板設置等に係る謝礼を計上しております。また、10 節需用費及び 11 節役務費には投票所運営経費や入場券郵送代等を、12 節委託料には掲示場設置・撤去委託料等を、13 節使用料及び賃借料には事務機器等の賃借料を計上しております。細目につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

10 ページからは給与費明細書でございますので、後ほどご確認をお願いします。

以上、令和 7 年度横芝光町一般会計補正予算（第 5 号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

ピンク色の表紙の議案つづり 7 ページをご覧ください。

議案第 3 号は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度横芝光町一般会計補正予算（第 6 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

この補正予算は、物価高騰に対する生活者支援と地域経済の活性化を図るべく、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した地域生活応援券（第 4 弾）発行事業を速やかに展開するに当たり、歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があったため、専決処分を行ったものであります。

続いて、別冊となっております令和 7 年度横芝光町一般会計補正予算（第 6 号）の補正予算書をご覧ください。

令和 7 年度横芝光町一般会計補正予算（第 6 号）は、第 1 条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7,862 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 154 億 6,788 万 2,000 円とするものです。

第 2 条では、繰越明許費の追加を目的に、繰越明許費の補正を行おうとするものです。

2 ページをお願いします。

2 ページ、3 ページは第 1 表、歳入歳出予算補正で、本補正予算の款項ごとの金額です。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

4 ページをお願いします。

第 2 表は繰越明許費の補正で、2 款 1 項地域生活応援券（第 4 弾）発行事業（重点支援交付金）は、応援券の換金までの事務が令和 8 年度に及ぶため、当該事業費を翌年度に繰り越

すものです。

5ページから7ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認ください。

それでは、歳入歳出の内訳につきましてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

初めに、歳入です。

15款2項1目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、地域生活応援券（第4弾）発行事業分として2億7,433万4,000円を、20款1項1目繰越金は、同事業に係る一般財源分として428万8,000円を計上しました。

次のページをお願いします。

続いて、歳出です。

2款1項8目企画費の地域生活応援券（第4弾）発行事業（重点支援交付金）は、町内の協力事業者で利用できる応援券を町民1人当たり1万2,500円分交付するものです。

3節職員手当は事業実施に伴う時間外勤務手当、10節需用費のうち、消耗品費は事務用品代、印刷製本費は通知用封筒やポスターなどの印刷代、11節役務費のうち、通信運搬費は応援券等の郵送料、手数料は協力事業者への振込手数料です。12節委託料は応援券作成業務の委託料、18節負担金、補助及び交付金は応援券の換金に係る補助金で、配布対象者2万1,815人、換金率99%を見込み計上しました。

10ページから14ページまでは給与費明細書です。職員手当のうち、時間外勤務手当が増額しております。

以上、令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。事情をご賢察の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 郡司 勇君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時59分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明を続けます。

議案第4号及び議案第5号について、健康こども課長。

〔健康こども課長 佐久間真一君登壇〕

○健康こども課長（佐久間真一君） 議案第4号及び議案第5号の補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第4号の補足説明でございますが、黄色の表紙、議案関係資料つづりをお願いいたします。

3ページをご覧ください。

3ページは、横芝光町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の概要でございます。根拠法令等の2つ目になりますが、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づき、本条例案を作成しております。

内容の要旨をお願いいたします。中段の表でございますが、こども誰でも通園制度事業に係る町の条例について記載をしております。令和7年12月議会定例会で議決された横芝光町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、こども誰でも通園制度の施設や人員など、認可に必要な基準を定めたものでございます。

その右側になりますが、今回制定する条例は、令和8年度からの本格実施に伴い、子ども・子育て支援法に基づく法定給付、国の補助事業として実施するこども誰でも通園制度事業の運営状況の的確性を町が確認するため、必要な基準を定めるものでございます。

次に、ピンク色の表紙の議案つづり、10ページをお願いいたします。

10ページからの制定本文により、内容について説明をいたします。

第1条は、特定乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度の運営に関する基準を定める旨の趣旨を、第2条はこの条例で使用する特定乳児等通園支援事業者などの用語の定義を定めております。第3条は、一般原則として、質の高い支援の提供や乳幼児の育成、保護者への配慮など、良質で適切に配慮された内容の通園支援を提供するなど、基本的な考え方を定めております。

次の11ページ、下から2行目、第2章、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準の第1節利用定員に関する基準は、次の12ページ上段の第4条に、事業者が提供する特定乳児等通園支援の提供時間数、開所日数、そのほかの事情を考慮して、一月当たりの利用定員を定めることを規定しております。

次の中段になりますが、第2節運営に関する基準は、第5条に規定する保護者との面談を

はじめ、少しページが飛びますが、18ページをお願いいたします。18ページ中段から始まる第20条の運営規程を義務づけ、事業の安定した運営や事故防止、利用者の保護、町への報告体制を確立すべく、定めるものでございます。

ページが飛びますが、24ページをお願いいたします。

24ページ上段の第33条は、事業者が事業運営に関する記録、職員の管理や設備の管理、苦情の内容や事故発生時の記録など、保存する義務を定めるものでございます。次の第3章雑則は、主に事業者が記録、保存、書面の交付などを行う際、書面の代わりに電子データなど電磁的記録の使用を認める規定となります。

次に、27ページをお願いいたします。

27ページ下段の附則でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行するといいたしました。

議案第4号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第5号の補足説明をさせていただきます。黄色の表紙の議案関係資料つづりにより説明をいたします。

4ページをお願いいたします。

4ページは、横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定の概要でございます。根拠法令等は、児童福祉法によるものでございます。

内容の要旨をお願いいたします。町の児童遊園は、毎年遊具の損傷や腐食など、耐久性に係る点検業務を事業者に委託し実施をしております。この点検結果をもって、遊具の劣化が著しく、使用に耐えられない遊具と判断した児童遊園は、地元行政区と協議をし、同意を得た上で撤去をしております。

改正内容は次の5ページ、新旧対照表で説明をいたします。改正は第2条となります。左側の現行については、令和7年度当初で児童遊園の施設数は13施設でありましたが、5施設を撤去いたしましたので、右側の改正案のとおり、児童遊園は8施設となります。

次に、改正条例の附則の説明をさせていただきます。ピンク色の表紙の議案つづり29ページをお願いいたします。

29ページの附則でございますが、既に遊具の撤去が完了していることから、公布の日から施行するといいたしました。

以上で議案第4号及び議案第5号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔健康こども課長 佐久間真一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第6号について、総務課長。

〔総務課長 鈴木正広君登壇〕

○総務課長（鈴木正広君） 議案第6号 横芝光町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明させていただきます。資料につきましては、ピンク色の表紙の議案つづりは30ページから、黄色の表紙の議案関係資料は6ページからとなります。

本一部改正条例は4条で構成されており、第1条で、横芝光町職員の旅費に関する条例を、第2条から第4条までは、関連するその他3条例を改正いたします。

初めに、制定の概要でご説明させていただきますので、黄色の表紙の議案関係資料6ページをお願いいたします。

内容の要旨であります。横芝光町職員の旅費に関する条例は、経済、社会情勢の変化への対応等を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等が行われたことから、国家公務員に準じて町の旅費制度を同様の取扱いとするほか、所要の改正を一括して行うものであります。

1の旅費種目の新設では、その他の交通費、包括宿泊費及び宿泊手当を新たに規定します。その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用で、現行の車賃に加え、レンタカーの賃借料等の支給を可能にします。包括宿泊費は、移動と宿泊費が一体となった、いわゆるパック旅行に要する費用でございます。宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用で、国の定める1案につき2,400円を定額支給するものであります。

2の支給要件等の変更では、鉄道賃の急行料金は距離制限を廃止します。宿泊費、現行では宿泊料とありますが、国で定める地域に応じた宿泊費基準額を上限に、実費を支給します。ただし、特別職は国で定める区分を1段階上げた額を上限とします。

7ページに移っていただきまして、日当は現在、県外の旅行で1日につき1,000円としていますが、これを廃止します。食卓料、これは水路及び航空旅行での食事代のことでありますが、こちらも廃止します。

3の旅費の支給の変更は、旅行者に対する旅費の支給に代えて、町から直接旅費に相当する金額を、旅行業者等の旅行役務提供者に支払うことができる規定を追加します。

4の関係条例の整理につきましては、新旧対照表でご説明させていただきますので、次の8ページをお願いいたします。こちらは改正分、第1条の横芝光町職員の旅費に関する条例

となります。

第2条定義の第3号の出張は、出張や勤務の実態、これはテレワークなどではありますが、これらを踏まえつつ、業務環境の改善を図る観点から、自宅等から出発する場合であっても、旅費の支給を可能とする改正となります。

第4号の遺族は配偶者について、他の条例と同様に、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むとします。

第5号の旅行役務代行者は、旅行者に対する旅費の支給に代えて、町から直接旅費に相当する金額を支払うことができるものとして加えます。

第3条の旅費の支給、第5項は、次の9ページにかけまして、傷病その他やむを得ない事情により、旅行を中止または変更する場合の旅費の取扱いは規則で定めるとし、第6項は、天災その他、旅行者の責めに帰することができない事情があった場合の旅費の取扱いが規則で定めるとし、第7項は、旅行者に対する旅費の支給に代えて、町が契約した旅行代理店などの旅行役務提供者に旅費を支給することができることとします。

第4条の出張命令等は、デジタル化の処理を念頭に置き、第1項の文言整理に加え、出張命令権者の区分により、第1号、任命権者の場合は出張命令で、第2号、任命権者以外の機関の依頼の場合は出張依頼で行わなければならないとし、第3項は、出張命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合は、自ら又は当該旅行者の申請に基づき、その変更することができることとします。

次の10ページにかけました第4項は、出張命令権者は、出張命令等を発し、又はその変更をするには、規則で定める事項を記載又は記録し、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、出張命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合は、この限りでないとし、第5項は、前項ただし書のいとまがなかった場合であっても、できるだけ速やかに出張命令書等に記載又は記録をしなければならないことを規定します。

第5条の旅費の種目及び内容は、旅費の種目を変更します。車賃はその他の交通費に含め、日当と食卓料は廃止することとします。宿泊料は宿泊費に種目変更するとともに、包括宿泊費と宿泊手当を新設し、各旅費の内容は、第10条から第16条で定めることとします。

第6条の旅費の計算ですが、旅費は、原則実費支給とすることとし、旅費の各内容は、第10条から第16条で定めることとします。

次の不要となる第7条と第8条は削除します。

11ページに移っていただきまして、第9条の旅費の請求手続は第1項で、新たに旅費の支

給対象となった旅行役務提供者を含んだ規定とし、また、旅費支給に必要な資料について規定します。

第3項は、過払金があった場合の規定で、所定の期間内に当該過払金を返還させなければならないとし、第4項は、請求に必要な資料の種類や記載事項等は規則で定めることとします。

第10条の鉄道賃について、第1項で、鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、第1号から第5号までの運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金及びこれら費用に付随する費用の合計とし、急行料金や座席指定料金に係る距離による制限を廃止します。

12ページに移っていただきまして、第2項で運賃に等級がある場合は、最下級の運賃とします。

第11条の船賃について、第1項で、船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、第1号から第4号までの運賃、寝台料金、座席指定料金及びこれら費用に付随する費用の合計とし、第2項で運賃に等級がある場合は、最下級の運賃とします。

13ページにかけました第12条の航空賃について、第1項で、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、第1号から第3号までの運賃、座席指定料金及びこれら費用に付随する費用の合計とし、第2項で、運賃に等級がある場合は、最下級の運賃とします。

第13条、その他の交通費は、第1項で、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は第1号で規定する定期運行の乗合バス運賃、第2号で規定するタクシー代、第3号で規定するレンタカー代、第4号で規定するこれら費用に付随する費用の合計とします。

14ページにかけました第2項は、車賃に関する規定で、自動車又は原動機付自転車で、職員が旅行に使用するために登録を受けたものを利用する場合の移動に要する費用の額は、1キロメートルにつき30円とし、第3項で、全路程を通算して計算することとし、第4項で、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てることとします。

第14条、宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程に定める宿泊費基準額を上限額とし、現に支払った宿泊料金の額によるものとします。ただし、当該宿泊費に特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊費に要する費用の額とするとし、上限付きの実費支給に変更します。

また、左の現行欄第14条にあります県外への旅行における1,000円の日当はなくなります。

第15条の包括宿泊費は、移動と宿泊が一体となったパック旅行費用も支給対象に加えます。

第16条の宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用で、その額は、国規定に定める額、ここに記載はありませんが、現行では2,400円となります。ただし、規則で定める場合にあっては、当該定額を基準として規則で定めるところにより計算した額とし、又は支給しないとします。規則では、宿泊費に朝食または夕食が含まれている場合等は、この額が減額される旨を定めます。

第18条の遺族の旅費は、第1項で文言整理を、15ページに移っていただきまして、第3項は、遺族で旅費の支給を受ける順位を規定します。

第18条の2、旅費の支給額の上限は、第1項で、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の規定による最も経済的な通常の経路及び方法で計算した額と実費額を比較し、当該費用ごとに少ない額の合計額が上限額となることとし、第2項で、宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費も同様に規定します。

第19条の外国旅行の旅費は、種類を種目に文言を整理し、第20条、旅費の調整は、文言整理と町以外の者から旅費の支給を受ける場合や負担金等、旅費とは異なる予算科目から支給がある場合などは、旅費の調整が可能となる規定であります。

16ページに移っていただきまして、第20条の2の旅費の返納は、適正な支出の確保の観点から、本条例又はこの規則の規定に違反して旅費の支給または旅費相当の金額を受けた場合は、旅行者等に対して旅費の返納を求める規定を追加します。

17ページをお願いします。

こちらは改正文第2条関係の横芝光町固定資産評価審査委員会条例の第13条の関係者に対する費用弁償は、横芝光町証人等の実費弁償に関する条例の例によるとします。こちらは旅費条例よりも関係性が近い、証人等の実費弁償に関する条例を引用することにより、旅費に加え、日当も支給対象とするものであります。

18ページをお願いいたします。

こちらは改正文第3条関係の横芝光町証人等の実費弁償に関する条例で、第1条、趣旨のアンダーライン部分の条番号は、農業委員会等に関する法律の条番号が第35条に改正されていたことが判明したため、併せて改正するもので、このことから、本改正のみ施行日を公布の日とします。

第2条の実費弁償は、証人として出頭し会議等に参加した場合、旅費の支給は可能ですが、町内に居住する証人等には、ほぼ旅費が支払われないことが見込まれますことから、日当の支給を可能とし、旅費の支給は町外に居住する者に限るとする規定を追加します。

第3条第1項の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費とし、第2項で、日当の額は1日につき3,600円とします。

第4条は、文言の整理となります。

19ページをお願いします。

こちらは改正文第4条関係の横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例で、第2条は、別表第2を削ることから、残る別表第1を別表とし、第5条の旅費は、原則一般職に準じる扱いとします。ただし、鉄道、船舶、航空機の利用に係る運賃の上限額は最上級扱いとし、宿泊費の上限額である宿泊費基準額は、3区分あるうちの中段区分の指定職職員等の欄とする読替規定を加えるものです。なお、議会議員は、この特別職の旅費に準じる扱いとなります。

ピンク色の表紙の議案つづり40ページをお願いいたします。

2行目からの附則であります、この条例は令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条中、横芝光町証人等の実費弁償に関する条例第1条の規定は公布の日から施行するとします。

以上で、議案第6号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第7号について、環境防災課長。

〔環境防災課長 平野和美君登壇〕

○環境防災課長（平野和美君） 議案第7号、横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。資料につきましては、ピンク色の表紙の議案つづり41ページから42ページ、黄色の表紙の議案関係資料20ページから22ページになります。

黄色の表紙の議案関係資料20ページ、制定の概要をご覧ください。

内容の要旨でございますが、本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、近年、風水害を中心とする災害が多発化・激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化・複雑化しており、消防団員個人の負担が増加しています。消防団員の確保のためには、このことを踏まえ、さらなる処遇改善が必要であることから、年額報酬を引き上げるため、横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

年額報酬を引き上げる階級につきましては、班長階級と団員階級となります。班長階級は現行 2 万 7, 500 円を改正案 3 万 7, 000 円に、団員階級は現行 2 万 4, 000 円を改正案 3 万 6, 500 円に改正します。予算に対する影響額でございますが、令和 7 年度と令和 8 年度の当初予算比較では、438 万 5, 000 円の増額となります。

次に、新旧対照表でご説明させていただきます。21 ページをご覧ください。左側が現行条例、右側が改正案となります。

改正箇所につきましては、アンダーライン部分となります。別表消防団の部、班長の項中、2 万 7, 500 円を 3 万 7, 000 円に、同部、団員の項中 2 万 4, 000 円を 3 万 6, 500 円に改めます。

恐れ入りますが、ピンク色の議案つづり 42 ページをご覧ください。

附則としまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、議案第 7 号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔環境防災課長 平野和美君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第 8 号について、税務課長。

〔税務課長 石田賢一君登壇〕

○税務課長（石田賢一君） 議案第 8 号の補足説明をさせていただきます。

初めに、黄色の表紙の議案関係資料つづりをご用意いたします。

23 ページをお願いいたします。

本条例の制定の概要でございます。内容の要旨であります。子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、令和 8 年度から全ての医療保険者が子ども・子育て支援納付金に充てる費用を被保険者から徴収することになります。国民健康保険においては、従来の賦課徴収区分に、新たに子ども・子育て支援納付金分という区分を設け、賦課徴収いたします。

1 の賦課方式でございますが、子ども・子育て支援納付金分として、所得割、均等割、18 歳以上被保険者均等割を賦課いたします。子ども分の負担が増えることのないよう、18 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日以前までの子に係る均等割額を軽減し、軽減した均等割相当額を 18 歳以上の被保険者へ、均等割と併せて 18 歳以上被保険者均等割として賦課いたします。

下の表をご覧ください。

令和 8 年度からの国民健康保険税についてですが、表の左は令和 7 年度の国民健康保険税で、医療分、後期分、介護分の合算であります。令和 8 年度からは従来に加えて、新たに子ども・子育て支援納付金分が追加されることになります。

24ページをお願いいたします。

2の税率案でございますが、子ども・子育て支援納付金を賄うために必要な税率として、千葉県が算定した横芝光町の標準保険税率を基準とし、所得割は0.22%、均等割は1,600円、18歳以上被保険者均等割は200円とするものでございます。施行日につきましては、令和8年4月1日となります。

その他参考事項ですが、1点目の子ども・子育て支援納付金分の軽減及び賦課限度額につきましては、地方税法施行令の一部改正に合わせて、別途改正を行います。その下の表は、本改正に伴う子ども・子育て支援納付金分の年税額試算モデルケースであります。一例として掲載させていただきましたが、国民健康保険は加入世帯の収入や年齢構成、人数によって金額が変わりますので、試算値は目安として捉えていただければと思います。

2点目の令和8年度の税率についてであります。従来の医療分、後期分、介護分につきましては、現行税率を据え置く予定であります。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきます。

25ページをお願いいたします。

第2条は課税額の算定方法で、従来は医療分、後期分、介護分の合算額でしたが、新たに子ども・子育て支援納付金分が追加されることによる改正となります。

第1号は、基礎課税額、いわゆる医療給付費分の課税の算定に関する規定で、中段のアンダーライン部分、右側の改正案の点、介護保険法は文言の整理、その下のアンダーライン部分は、この条文が医療給付費分のみを対象としている条文であることから、子ども・子育て支援納付金を除く規定を追加いたします。

次の第4号は、子ども・子育て支援納付金課税額を、従来の医療分、後期分、介護分に新たに課税額として追加する規定となります。

26ページをお願いいたします。

第3項は文言の整理で、被保険者を国民健康保険の被保険者に改めます。

第5項は、子ども・子育て支援納付金課税額の算定方法で、所得割額と被保険者均等割額の合計額に、18歳以上被保険者均等割額を加算した額とします。

次に、中段の第3条ですが、その上に記載の第2条第5項で地方税法の法律番号等を明記したことから、第3条では、法律番号等を削除いたします。

次の第9条の2は、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額に関する規定で、所得割額は基礎控除後の総所得額に100分の0.22を乗じて算定いたします。

27ページをお願いいたします。

第9条の3は、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額に関する規定で、被保険者1人について1,600円とするものであります。

次の第9条の4は、18歳以上被保険者均等割額に関する規定で、18歳以上被保険者1人について、200円とするものであります。

第9条の2から第9条の4までの税率につきましては、制度の概要で説明させていただきましたとおり、千葉県が算定した横芝光町の標準保険税率を基準として定めております。

次に、附則の改正でございますが、附則第6項以降の附則につきましては、それぞれ所得割額を計算する上での総所得金額の算定方法について規定するもので、子ども・子育て支援納付金課税額が今回新たに追加されることにより、それぞれの項において、第9条の2を追加するものでございます。附則の個々の説明は割愛させていただきますので、申し訳ありませんが、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

続きまして、条例改正の附則について説明いたします。申し訳ありませんが、ピンク色の表紙の議案つづりをお願いいたします。

45ページの一番下の行から46ページをお願いいたします。

附則でございますが、附則第1項は施行期日で、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2項は適用区分で、改正後の横芝光町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上で、議案第8号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願いいたします。

〔税務課長 石田賢一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第9号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 林 栄司君登壇〕

○都市建設課長（林 栄司君） それでは、議案第9号について補足説明させていただきます。

資料はピンク色の表紙、議案つづり47ページと48ページ、黄色の表紙、議案関係資料33ページから37ページとなります。

黄色の表紙、議案関係資料33ページ、制定の概要をお願いいたします。

根拠法令等は、記載のとおりとなります。

内容の要旨は、1つ目として、栗山町営住宅の老朽化により、令和8年2月に戸建て住宅2戸の除却工事が完了したことから、管理戸数の変更のため、2つ目として、引用法令等の改正により、引用箇所の改正を行うため、横芝光町営住宅条例の一部を改正するものであります。

1つ目の管理戸数の変更は、戸建て住宅の20号及び41号は、居住者のいない空き家となっていた物件で、耐震基準が確保されておらず、公営住宅の耐用年限30年を経過しており、老朽化していたため除却するもので、管理戸数が42戸から40戸へ変更となるものです。

2つ目の引用法令等の改正は、引用法令名の改正と引用条項のズレの改正を行うものです。35ページ、新旧対照表をご覧ください。

引用法令等の改正として、第6条第2項第8号中、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に改め、第12条中、施行規則第10条を第11条に、第13条第1項中、次ページをご覧ください。施行規則11条を第12条に、第15条中、施行規則第8条を第7条に、第39条及び第40条中、令第11条を第12条に改めるものです。

37ページをご覧ください。

管理戸数の変更は、別表の栗山団地の戸数を42戸から40戸に改めるものです。

ピンク色の表紙、議案つづり48ページをご覧ください。

附則として、この条例は公布の日から施行するといたしました。

以上で、横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の補足説明となります。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔都市建設課長 林 栄司君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時55分とします。

（午後 1時45分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時54分）

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明を続けます。

議案第10号について、企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 議案第10号 指定管理者の指定について（集会所・共同利用施設）の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり49ページをお願いいたします。

指定管理者制度は、地方自治法の規定に基づき、地方公共団体が指定する法人、その他の団体に公の施設の管理を委ねるもので、多様化する住民ニーズにより、効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間活力を導入し、住民サービスの向上や経費の削減を図るとともに、地域に密着した管理運営を行うことを目的とするものであります。

このたび、指定管理者を指定しようとする公の施設の名称は、50ページから53ページに記載の集会所31施設と、54ページから55ページに記載の共同利用施設12施設でございます。

指定管理者となる団体の名称は、当該施設を利用する各地区とし、指定管理の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものでございます。

本件施設に係る指定管理者の主な業務は、施設利用の許可及び施設設備の維持管理であり、施設の設置目的といたしましては、集会所につきましては、地域住民の文化の向上と福祉の増進を図るために、また、共同利用施設につきましては、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律、いわゆる騒防法の規定によりまして、騒音下住民の集会及び学習の用に供するためにそれぞれ設置されたものでございます。

現在も、地区の各種行事や会議などの会場として地域住民に広く利用されており、各地区の活動の拠点として活用されているものでございます。これらのことから、今後とも地域コミュニティの活性化を図るためには、施設利用に対する地域住民の要望に柔軟に対応できる当該地区が管理することが最も効率的かつ効果的であると判断されるため、横芝光町公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第6条第1項第1号の施設の設置の目的、性格、規模等により公募に適さない場合として、公募は行わず、令和8年1月20日開催の横芝光町指定管理者選定委員会におきまして、基本的に従来から管理業務を委託しております各地区を引き続き指定管理者の候補者として選定したところでございます。

以上で、議案第10号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第11号について、福祉課長。

〔福祉課長 平山昭彦君登壇〕

○福祉課長（平山昭彦君） 議案第11号の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙、議案つづりの56ページをお願いいたします。

議案第11号 指定管理者の指定について（横芝光町地域活動支援センター）。次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本案につきましては、横芝光町地域活動支援センターたんぼぼの指定管理について、本年3月末日をもちまして指定管理が満了することから、引き続き社会福祉法人横芝光町社会福祉協議会を指定管理者として指定しようとするものであります。

なお、本件につきましては、去る1月20日開催の横芝光町指定管理者選定委員会において、社会福祉法人横芝光町社会福祉協議会を指定管理者候補とすることが決定されたものでございます。

指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となります。

以上で、議案第11号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 平山昭彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第12号について、財政課長。

〔財政課長 郡司 勇君登壇〕

○財政課長（郡司 勇君） 議案第12号 令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

別冊となっております令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）の補正予算書をご用意いたします。

令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,406万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億9,195万1,000円とし、第2条では、継続費の変更を目的に継続費補正を、第3条では、繰越明許費の追加を目的に繰越明許費補正を、第4条では、債務負担行為の追加を目的に債務負担行為補正を、第5条では、地方債の変更を目的に地方債補正を行おうとするものです。

2ページをお願いします。

2ページから6ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正で、内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

7 ページをお願いします。

第2表は、継続費の補正で、戸籍住民基本台帳事業の変更です。令和7年度の戸籍附票システム改修業務において、改修範囲の拡大に伴い、設定作業等に遅れが生じたため、契約期間を令和8年度まで延長し、年割額を変更するものです。

第3表は繰越明許費の補正で、今回追加する事業は5事業です。5款1項農業費の成田用水土地改良区負担金事業は、小泉揚水機場整備補修工事において、特注ポンプの製作に時間を要し、年度内に事業完了しないため、翌年度に繰り越すものです。次の北清水排水機場管理事業は、令和7年度国の補正予算を活用し、電気設備更新工事を実施するもので、国庫補助金の交付決定が3月予定のため、年度内に完了しないことから、翌年度に繰り越すものです。次の広域営農団地農道整備事業は、作田川橋梁工事において、下部工事の遅れや上部工事に係る請負業者からの請求がないことから、年度内に負担金の支払いが完了しないため、翌年度に繰り越すものです。7款2項道路橋りょう費の町道Ⅰ－8号線道路改良事業（横芝地先）及び次の町道Ⅰ－18号線道路改良事業（宝米地先外）は、いずれも国の補正予算を活用し、道路新設改良工事を実施するもので、国庫補助金の交付決定が3月の予定であり、年度内に完了しないことから、翌年度に繰り越すものです。

第4表は債務負担行為の補正で、追加する学校給食用精米購入事業は今年度中に契約事務を進めるため、表に定める期間及び限度額で債務負担行為を設定するものです。

8 ページをお願いします。

第5表は地方債の補正です。今年度、地方債の借入れを予定している事業費の実績見込みに基づき限度額を変更するもので、いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。内容につきましては、歳入の22款町債で説明させていただきます。

次のページ、9 ページから11ページまでは、事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認をお願いします。

12ページをお願いします。

初めに、歳入です。

1 款町税の4 項1 目町たばこ税は、決算見込みによる減額です。

3 款利子割交付金から9 款環境性能割交付金は、県の決算見込額を参考に補正額を計上しました。

10 款1 項1 目地方特例交付金は、交付決定による減額です。

次のページをお願いします。

11款 1 項 1 目地方交付税の普通交付税は、交付決定による増額で、国の補正予算により追加交付があったことなどから増額となりました。

12款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金は、実績見込みによる減額です。

14款 1 項 4 目土木使用料の道路占用料は、占用物件の増加により増額です。

5 目教育使用料は、光スポーツ公園ほか 2 施設の利用者の減による減額です。

15款 1 項 1 目民生費国庫負担金は、それぞれの事業の交付決定や実績見込みによる調整です。

2 項 1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、乗合タクシー運行事業分が令和 7 年度分から町への直接交付となったことにより、21款諸収入からの組替えで220万3,000円皆増となりましたが、自動運転モビリティ事業分が交付決定により2,000万円の減額となったため、全体では減額となるものです。

次の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、定額減税補足給付金不足給付給付事業の実績見込みによる減額です。

2 節社会保障・税番号制度システム整備費補助金では、戸籍のふりがな通知書発送に係る補助金が、交付決定に伴い124万1,000円の減額となったものの、戸籍情報システム改修業務及び国の補正予算により新たに補助対象となった戸籍附票システム改修業務に係る補助金が253万円増額されたことから、全体では増額となりました。

2 目民生費国庫補助金、1 節地域生活支援事業統合補助金は、補助金の内示に伴う減額です。

2 節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金は、妊婦のための支援給付金が交付決定により239万円減額となりました。一方で、国の補正予算で措置された保育施設への物価対策分が補助率 3 分の 1 で13万3,000円の増額となったものの、全体としては減額補正となるものです。

次の就学前教育・保育施設整備交付金は、フタバ保育園の空調更新工事に係る補助金の実績見込みによる減額です。

次の子どものための教育・保育給付費交付金は、公定価格の変更及び負担率の変更に伴い増額です。

14ページをお願いします。

3 目衛生費国庫補助金の浄化槽設置事業補助金及び地域再エネ導入計画支援事業補助金は、いずれも実績見込みによる減額です。

4目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金は、国の補正予算による追加配分を受け、町道Ⅰ－8号線道路改良事業（横芝地先）及び町道Ⅰ－18号線道路改良事業（宝米地先外）に充当するため増額するものです。

次の防災・安全社会資本整備交付金は交付決定により、次の道路メンテナンス事業補助金は実績見込みにより、いずれも減額です。

2節住宅費補助金の住宅・建築物安全ストック形成事業補助金は、実績がないことから皆減とし、次の社会資本整備総合交付金は、交付決定により減額するものです。

5目教育費国庫補助金の公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金は、1人1台端末の機器更新に係るネットワーク調査を閉校予定の小学校2校で実施しなかったことから減額するものです。

16款1項2目民生費県負担金の1節自立支援医療給付事業負担金は、対象者の減少に伴う減額です。

2節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金は、国庫負担金同様、公定価格の変更及び負担率の変更により増額するものです。

次の養育医療費負担金は、支払い対象者の減少により減額です。

3節保険基盤安定負担金の国民健康保険基盤安定負担金は、交付決定による減額、次の後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、千葉県後期高齢者医療広域連合からの通知による減額、4節児童手当県負担金は、令和6年度の児童手当制度拡充後の支給実績に基づく減額です。

16款2項1目総務費県補助金は、いずれも実績見込みによる減額です。

2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の在宅重度知的障害者福祉手当給付事業補助金は、実績見込みによる減額、次の地域生活支援事業統合補助金は、補助金の内示による減額です。

次の障害者グループホーム運営費等補助金は、人員配置加算の対象とならないグループホームの入所者増に伴い、町補助基準額が増加したため増額、次の介護人材確保対策事業費補助金は、実績見込みによる増額です。

2節児童福祉費補助金の保育士配置改善事業補助金は、県の補助単価の増などにより増額です。

また、次の子ども・子育て支援補助金は、保育施設への物価対策に係る県補助分を増額するもので、補助率は3分の1です。

次の保育士処遇改善事業補助金は、実績見込みによる減額です。

3目衛生費県補助金は、いずれの事業も実績見込みによる減額です。

次のページをお願いします。

4目農林水産業費県補助金の園芸用廃プラスチック適正処理対策推進事業補助金は、実績による減額、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金は、補助要件に合致しなかったため減額、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金は、国補正予算による北清水排水機場管理事業の電気設備更新工事に対する補助金で、補助率は国50%、県14%の合計額でございます。次の農地利用効率化等支援事業補助金は、補助事業不採択による減額、経営体育成促進換地等調整事業交付金は、実績による減額です。

5目土木費県補助金の住まいの耐震化サポート事業補助金は、実績がなかったため減額です。

3項1目総務費委託金の参議院議員選挙委託金は、実績による減額。2目教育費委託金の部活動の地域移行に向けた環境整備委託金は、県の配分額の減による減額です。

17款1項1目財産貸付収入の高圧線路線下補償は、実績見込みによる増額です。

2目利子及び配当金は、各種基金の利子見込みによる調整です。

2項1目不動産売払収入は、宮川地先及び屋形地先の町有地8筆の売払いにより増額、2目物品売払収入は、官公庁オークションによる車両1台の売払いにより増額です。

18款1項1目一般寄附金は、個人の方1名と成田空港南ロータリークラブ、株式会社トーカン工業から寄附があったことから増額するものです。

16ページをお願いします。

3目教育費寄附金は、光ライオンズクラブから寄附があったことから計上するものです。

19款1項2目後期高齢者医療特別会計繰入金は、精算による増額です。

2項6目地域振興基金繰入金は、住民情報系電算管理事業ほか6事業の実績による減額です。

7目公共施設総合管理基金繰入金は、消防本部庁舎建設事業ほか1事業の実績による減額、8目地方創生基金繰入金は、地方創生対策事業ほか1事業の実績による減額、9目ふるさとまちづくり基金繰入金は、自動運転モビリティ事業ほか1事業の実績による減額、12目企業立地促進基金繰入金は、財源確保ができたことから減額するものです。

20款1項1目繰越金は、本補正予算の財源に充当するため計上しました。

21款3項1目奨学資金貸付金収入は、返還期限の繰上げ希望者がいたため増額です。

次のページをお願いします。

7 項 1 目雑入は、収入実績や交付決定など、決算見込みに至った調整です。なお、額の大きい後期高齢者医療給付費負担金返還金は、令和 6 年度医療給付費の精算です。

2 つ下の地方公共交通確保維持事業負担金は、国庫補助金の受入れ方法の変更により、15 款国庫支出金に組み替えたため皆減です。

3 つ下のデジタル基盤改革支援補助金は、標準化システムへの移行関連事業費の減少による減額です。

22 款 1 項 1 目総務債の合併特例事業債は、町道 I－7 号線、I－8 号線、I－10 号線の道路改良事業及び舗装修繕事業の実績見込みによる減額です。

2 目農林水産業債の公共事業等債は、県営土地改良負担金事業が実績見込みにより減額となった一方、大布川排水機場管理事業及び機構営土地改良負担金事業が実績見込みにより増となったことから増額です。

次の一般補助施設整備等事業債は、北清水排水機場管理事業の電気設備更新工事に係るもので皆増です。

次の公共施設等適正管理推進事業債は、農道管理事業の財源調整による減額です。

3 目土木債の公共事業等債は、II－10 号線道路改良事業が実績見込みにより減額となった一方、町道 I－18 号線道路改良事業が事業費の増により増額となりました。

次の公共施設等適正管理推進事業債は、舗装修繕事業の実績による減額です。

5 目教育債、2 節の緊急防災・減災事業債は、中学校講堂等空調設備設置事業の実績による減額、3 節の緊急防災・減災事業債は、町民会館災害用トイレ設置事業の実績見込みによる減額です。

18 ページをお願いします。

続いて、歳出です。各事業のご説明の前に、本補正予算の共済費を含む一般職及び会計年度任用職員の給与費関係につきましては、実績見込みによる調整でありますので、各科目での説明は省略させていただきます。

それでは、説明欄の事業ごとにご説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目議会費の議会調査活動費は、実績見込みによる減額です。

2 款 1 項 1 目一般管理費の一般管理事務費は、次のページの12 節庁舎総合案内業務委託料が実績見込みによる減額です。

5 目財政管理費の財政調整基金積立金は、不測の収入減や支出の増加に備え、新たに 1 億 5,000 万円を積み立てるものです。

次に、減債基金積立金は、普通交付税で措置された臨時財政対策債償還基金費分につきまして、積み立てるものです。

また、ふるさとまちづくり基金積立金は、使途が指定されていないふるさと納税寄附金の2分の1相当額を積み立てるものです。

7目財産管理費の24節積立金は、いずれも基金利子の収入見込みに基づく調整です。

8目企画費の企画調整事務費は、地域公共交通計画策定業務委託料の契約実績による減額です。

次の地方創生対策事業、1節報酬は、いずれも実績による減額、地方創生基金積立金は、基金利子の積立てのため増額です。

次の自動運転モビリティ事業は、20ページをお願いします。2行目の自動運転実証調査業務委託料が、契約実績による減額です。

9目地域安全対策費の交通安全指導及び啓発事業は、7節報償金が交通安全指導員の欠員などにより減額、10節消耗品費は、新規指導員の制服購入に係る実績見込みにより減額です。

次の防犯指導及び啓発事業は、10節消耗品費が新規防犯指導員の制服購入に係る実績見込みにより減額、18節防犯カメラ設置事業費補助金は、実績見込みにより減額です。

次の防犯灯維持管理事業は、10節需用費のうち、防犯灯の電気代に係る光熱水費及び修繕料が、いずれも実績見込みにより増額です。

10目地域振興費の地域振興基金積立金は、基金利子の積立てのため増額です。

11目空港対策費の住宅改築併行防音工事補助事業（第1種区域）から、次のページの2つ目、空港人材育成事業（創生）までの4事業につきましては、それぞれ実績見込みによる減額です。

12目情報管理費の住民情報系電算管理事業は、11節役務費がガバメントクラウド接続回線の利用開始月の変更により減額、12節委託料もシステム標準化に伴う関連機器の見直し及び契約内容の精査により減額です。

次のネットワーク管理事業は、システム更改に伴う新ネットワーク賃借料の契約実績による減額です。

2項1目税務総務費は、22ページをお願いします。一番上の定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業は、給付実績による減額です。

2目賦課徴収費は、電算システムのクラウド化により、データ送付の一部が不要となったため、徴収等電算処理委託料が減額です。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は、次のページをお願いします。戸籍住民基本台帳事業で、11 節通信運搬費は、実績見込みによる減額です。

12 節戸籍情報システム改修委託料は、契約実績により減額、次の戸籍附票システム改修委託料は、旧氏のふりがな記載に対応するための改修経費が増加となる一方、一部業務を令和 8 年度に繰り延べたことにより差引き減額、戸籍システム振り仮名通知書作成委託料は実績による減額です。

次の住民基本台帳ネットワークシステム事業は、システム更新に係る契約実績により減額です。

4 項 2 目参議院議員選挙費は、実績により減額です。

24 ページをお願いします。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の 2 つ目の社会福祉総務事務費は、社会福祉基金積立金が基金利子の積立てのため増額です。

2 目老人福祉費の老人福祉施設入所措置事業は、入所者の実績見込みによる減額、次の緊急通報体制等整備事業は、緊急通報装置の貸与実績見込みによる減額です。

次のページをお願いします。

3 目障害者福祉費の在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業と、次の自立支援医療費給付事業は、対象者数の実績見込みによる減額、次のグループホーム等関連助成事業は、報酬改定に伴い、人員配置加算が適用されないグループホームの利用者が増加したことにより増額、次の地域生活支援事業は、サービス利用回数の増加により増額です。

4 目国民年金事務費は、令和 6 年度交付額に誤りがあったことに伴う返還金の皆増です。

5 目国民健康保険費は、26 ページをお願いします。国民健康保険特別会計繰出事業が国県負担金の交付決定等に伴う繰出金の増額です。

6 目後期高齢者医療費の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は、実績見込みによる減額、次の広域連合負担金は、広域連合通知による事務費負担金の減額、次の後期高齢者医療特別会計繰出事業についても、広域連合通知により保険基盤安定繰出金を減額するものです。

次の後期高齢者健康診査事業は、健康診査の実績による減額です。

7 目介護保険費の介護保険特別会計繰出事業は、実績見込みによる調整です。

2 つ目の介護人材確保対策事業は、補助金申請者の実績見込みにより増額です。

次のページをお願いします。

2項1目児童福祉総務費は、財源振替です。

2目児童措置費は、児童手当費が支払い対象児童数の見込みを下回ったため減額です。

4目保育所費です。2つ目、横芝保育所運営事業は、10節光熱水費が実績見込みによる減額、12節委託料は、いずれも入所者数の減少による減額です。

次の保育委託事業は、保育園、認定こども園、入所児童委託料が、給与改定に伴う公定価格変更による増額です。

次の保育所等給食費助成事業は、副食費の免除者の増加により減額です。

28ページをお願いします。

保育園・認定こども園支援給付事業の18節保育士配置改善事業補助金は、支給月数及び補助基準額の変更に伴い増額です。

次の就学前教育・保育施設整備補助金は、フタバ保育園空調更新工事の実績見込みによる減額、次の保育士処遇改善事業補助金を実績見込みにより減額です。

次の子ども・子育て支援交付金事業補助金は、物価高騰対策として、国・県の補助金を活用し、町内民間保育所等における物品購入への補助を増額するものです。

5目学童保育費は、物価高騰対策として、国・県の補助金を活用し、児童クラブの消耗品を購入するものです。

4款1項2目予防費の個別予防接種事業は、帯状疱疹ワクチン接種などの実施者の減少見込みから減額です。

3目健康づくり費の妊婦健康診査（妊婦・乳児個別健康診査）は、対象者の減少見込みによる減額です。

次のページをお願いします。

4目健康増進対策費のがん検診事業と、次の基本健康診査事業は、いずれも受診者数の減により減額です。

6目環境衛生費の浄化槽設置促進補助事業は、申請件数の実績見込みによる減額です。

次の火葬場負担金事業は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合負担金で、組合の余剰金返金に伴い減額です。

次の地球温暖化対策実行計画策定支援事業は、契約実績による減額です。

7目上水道費は、給水原価確定による水道企業団負担金の減額です。

2項1目塵芥処理費は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合負担金で、組合の余剰金返還金に伴い減額です。

30ページをお願いします。

3項1目病院費は、患者数減少による収益減を補うため、東陽病院事業会計への繰出金を増額するものです。

5款1項3目農業振興費の需給調整推進対策奨励事業と、次の水稻病虫害等防除対策事業は、需給調整の参加者減少に伴う減額です。

次の農業用廃プラスチック処理対策推進補助事業は、処理量の減少により減額です。

次の地域園芸活性化事業及び農地利用効率化等支援事業は、国県補助事業の不採択による減額です。

次のページをお願いします。

5目農地費の県営土地改良負担金事業は、各事業の事業費確定による負担金の減額、次の大布川排水機場管理事業は、老朽化に伴うポンプ関連部品を交換するため増額です。

次の北清水排水機場管理事業は、老朽化した電気設備を更新するため、設計及び工事費を新規計上しました。なお、本事業は国・県補助金を活用して実施するもので、補助率は国50%、県14%です。

次の多面的機能支払交付金事業は、小堤資源保存会ほか10組織から、過年度分の活動に対する交付金の返還があることから、国・県負担分の返還金を計上しました。

次の機構営土地改良負担金事業は、成田用水施設改築事業の事業費確定による負担金の増額、次の経営体育成基盤整備事業（南条支線）は、換地業務委託など調査委託料の契約実績による減額です。

6目農道整備事業費は、財源振替です。

32ページをお願いします。

7款2項3目道路新設改良費の2つ目、舗装修繕事業は、契約実績による減額、次の町道Ⅰ－7号線道路改良事業（寺方地先外）は、国庫補助金の減や契約実績などによる減額です。

次の町道Ⅰ－8号線道路改良事業（横芝地先）は、契約実績による減額に加え、国の補正予算による追加配分を活用し、工事を延長するため、14節工事請負費を増額しました。

次の町道Ⅰ－10号線道路改良事業（宮川地先）は、次のページにかけてになりますが、国庫補助金の減や契約実績などによる減額です。

次の町道Ⅰ－18号線道路改良事業（宝米地先外）は、国の補正予算による追加配分を活用し、工事を延長するため増額するものです。

次の橋りょう長寿命化修繕事業は、契約実績による減額です。

次の町道Ⅱ－10号線道路改良事業（横芝地先）は、国庫補助金の減や契約実績などによる減額です。

3項1目河川費は、栗山川堤防除草工事が実施内容の精査及び契約実績に基づき減額です。

34ページをお願いします。

4項1目都市計画総務費の横芝光インターチェンジ周辺開発事業と、次の横芝駅北側周辺整備事業は、いずれも契約実績による減額です。

次の産業用地整備総務事務費は、企業立地促進基金の基金利子の積立てのため増額です。

5項1目住宅管理費の木造住宅耐震事業は、申請がなかったため減額、次の住宅改修補助事業は、実績見込みによる減額です。

次のページをお願いします。

8款1項1目常備消防費は、消防組合負担金を減額するもので、常備消防事業は野栄分署庁舎大規模修繕工事の、また次の消防本部庁舎建設事業は、関連業務委託のいずれも契約実績に基づく減額です。

2目非常備消防費の消防団活動費は、消防団員登録者数の確定に伴う団員報酬の減額のほか、安全装備品に係る助成金の不採択により、活動用雨具の購入に係る消耗品費が皆減となったものです。

4目災害対策費の防災対策事務費は、自主防災組織設置促進事業補助金が申請件数の実績見込みによる減額です。

9款1項2目事務局費の特別職給与費は、教育長の手当及び共済費の実績見込みによる減額です。

次の事務局事務費は、教育振興基金において、基金利子並びに奨学資金貸付金の繰上げ償還分及び光ライオンズクラブからの寄附金を積み立てるため増額するものです。

次の要保護準要保護児童生徒就学援助事業は、準要保護児童生徒数の減により、援助費を減額するものです。

36ページをお願いします。

スクールバス運行事業は、運行台数の実績により減額、次のGIGAスクール構想環境整備事業は、閉校予定の2校でのネットワーク速度調査を実施しないため、減額となります。

次の部活動地域移行事業は、県委託金の配分予定額通知により減額するものです。

3項1目学校管理費の中学校講堂等空調設備設置事業は、契約実績による減額です。

4項3目共同利用施設費の町民会館災害用トイレ設置事業も、契約実績による減額です。

次のページをお願いします。

5 項 1 目保健体育総務費は、学校施設開放事業で、利用団体の増加に伴う管理委託料の増額です。

2 目体育施設費は、財源振替です。

38ページ以降の給与費明細書など、参考資料の説明は割愛させていただきますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、議案第12号 令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔財政課長 郡司 勇君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第13号及び議案第14号について、住民課長。

〔住民課長 越川直樹君登壇〕

○住民課長（越川直樹君） 議案第13号及び議案第14号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第13号 令和7年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。別冊の議案第13号補正予算書をご用意いたします。

令和7年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,233万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,743万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6 ページをお願いします。

初めに、歳入です。

6 款 1 項 1 目保険給付費等交付金は110万2,000円の増額です。

1 節普通交付金は、令和6年度交付金の精算で232万7,000円の減額、2 節特別交付金は342万9,000円の増額で、内訳は説明欄のとおり、保険者努力支援分は交付決定により6,000円の減額、特別調整交付金分（市町村分）は、交付決定により498万1,000円の増額で、内容は、東陽病院の運営に係る交付金の救急患者受入れ態勢支援事業分を454万7,000円の増額、保健事業に係る交付金の保健事業費連動分は、事業の実績により43万6,000円を増額するものです。県繰入金（2号分）は、100床未満の国保診療施設に対する交付金で99万9,000円の増額、特定健康診査等負担金は、事業の実績見込みにより254万5,000円の減額です。

7 款財産収入は、28万7,000円の増額です。財政調整基金の預金利子の見込みによるものです。

8 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、240万2,000円の増額です。

1 節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は336万1,000円の減額、2 節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は524万7,000円の増額、3 節未就学児均等割保険税繰入金は19万2,000円の減額、5 節産前産後保険税繰入金は8万5,000円の減額で、いずれも交付決定によるものです。

7 節財政安定化支援事業繰入金79万3,000円の増額は、交付額の算定に用いる係数等の確定により算定した結果によるものです。

7 ページをお願いします。

9 款 1 項 1 目前年度繰越金は、令和6年度からの繰越金と当初予算額との差額を補正するもので、3,721万1,000円の増額です。

続いて、歳出です。

8 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費と3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分は、財源となる県補助金の交付額決定に伴い財源振替するもので、歳出予算額の補正はありません。

4 款 1 項保健事業費の1 目保健衛生普及費は23万4,000円の減額です。レセプト点検委託料の単価が入札により、予算に計上した単価よりも安価に契約できたことなど、実績見込みにより補正するものです。

2 目疾病予防費68万8,000円の減額、4 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費747万4,000円の減額は、事業の実績見込みによるものです。

9 ページをお願いします。

5 款 1 項 1 目財政調整基金積立金は、2,496万5,000円の増額です。財政調整基金積立金の預金利子の見込みにより28万7,000円を増額するほか、決算剰余金の積立てで地方税法第7条の規定により、決算剰余金の2分の1を下回らない額を翌々年度までに積み立てることとなっていることから、積立てを保留した令和5年分と令和6年度分の2か年の2,467万8,000円を補正するものです。

7 款 1 項 5 目その他償還金は、21万7,000円の増額です。令和6年度社会保障・税番号制等補助金の交付確定に伴う返還金です。

7 款 3 項 2 目直営診療施設勘定繰出金は、554万4,000円の増額です。歳入で説明いたしました県支出金の特別交付金のうち、特別調整交付金（市町村分）及び県繰入金2号分の交付金を東陽病院事業会計へ繰り出しするものです。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。

引き続き、議案第14号 令和7年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。別冊の議案第14号補正予算書をご用意願います。

令和7年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ236万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,527万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお願いします。

初めに、歳入です。

4款1項1目一般会計繰入金は、1,036万9,000円の減額です。保険基盤安定繰入金について、広域連合からの通知により減額するものです。

5款1項1目繰越金は、前年度繰越金の留保分800万5,000円について増額するものです。続いて、歳出です。

7ページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、273万3,000円の減額です。内訳は説明欄のとおり、保険料納付金763万7,000円の増額は過年度分保険料の徴収実績によるもの、保険基盤安定納付金1,037万円の減額は保険基盤安定納付金の減額で、広域連合からの通知によるものでございます。

4款2項1目他会計繰出金は、36万9,000円の増額です。令和6年度の事務費繰入金を精算するもので、一般会計に返還するため補正するものです。

以上、議案第13号及び議案第14号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 越川直樹君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第15号について、福祉課長。

〔福祉課長 平山昭彦君登壇〕

○福祉課長（平山昭彦君） 議案第15号 令和7年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。別冊となっております介護保険特別会計補正予算（第3号）の補正予算書をご用意願います。

令和7年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,772万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ27億9,661万1,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、国、県、支払基金からの交付決定等による調整、税制改正に伴う保険料算定方法の見直し等によるシステム改修並びに保険給付費や地域支援事業費の実績見込みによる調整であります。

2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正です。内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。また、4ページ、5ページは事項別明細書の総括になりますので、後ほどご確認ください。

6ページをお願いします。

初めに、歳入です。

2款1項3目地域支援事業手数料の包括的支援事業・任意事業手数料は、高齢者配食サービス事業の利用者負担分で、食数の減少により10万5,000円を減額するものです。

3款国庫支出金です。全体では8,356万9,000円の増額となります。内訳につきましては、1項1目介護給付費負担金は、交付決定により4,844万5,000円の増額、2項1目調整交付金も同じく交付決定により3,440万9,000円の増額です。

6目システム改修費補助金71万5,000円は、税制改正による保険料算定の見直し等に対応するためのシステム改修費補助金で、補助率は2分の1となります。

4款1項1目支払基金交付金の介護給付費負担金4,761万3,000円の減額は、変更交付決定によるものです。

5款1項1目県支出金の介護給付費負担金は、交付決定により3,192万2,000円の増額、6款1項1目利子及び配当金の介護給付費準備基金利子は、利率の引上げにより49万3,000円の増額計上です。

7ページをお願いします。

8款1項3目その他一般会計繰入金の事務費繰入金16万5,000円の増額は、税制改正による保険料算定の見直し等に対応するためのシステム改修費用への充当です。

2項1目基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金9,600万円の減額は、各種事業の実績見込みから、取崩しを行わないこととし、全額を減額するものです。

9款1項1目繰越金は、本補正予算により前年度繰越金の全額を計上するものです。

続いて、歳出です。

8ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費の委託料88万円の増額は、税制改正により給与所得控除が55万円

から65万円に引き上げられたことによる保険料算定の見直しと、制度改正により要介護認定となっても日常生活支援総合事業の介護予防事業が継続して利用可能となるサービス弾力化のためのシステム改修費となります。

2 款保険給付費は全体で2,715万1,000円の増額となります。

1 項 1 目介護サービス給付費は、居宅介護に係る需要が増加したため、2,564万1,000円の増額計上です。

2 項 1 目介護予防サービス給付費も同様に、37万5,000円の増額となります。

3 項 1 目審査支払手数料から 9 ページの 5 項 2 目高額医療合算介護予防サービス費までは財源振替となります。

6 項 1 目市町村特別給付費の家族介護用品支給事業委託料は、在宅生活で要介護 1 以上の方に紙おむつを支給する制度で、対象者の増加により60万円を増額するものです。

7 項 1 目特定入所者介護サービス費は、施設入所者の食費、居住費の軽減を図るための制度で、対象者の増加により53万5,000円を増額するものです。

10ページをお願いします。

2 目特例特定入所者介護サービス費と 3 目特定入所者介護予防サービス費は、財源振替となります。

4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金は、利率の引上げによる積立金の増額です。

5 款 3 項 1 目包括的支援事業費は財源振替、2 目任意事業費の79万9,000円の減額は、高齢者配食サービス事業の利用食数の減少によるものです。

3 目在宅医療・介護連携推進事業費から11ページの 6 目地域ケア会議推進事業までは、財源振替となります。

以上で、令和 7 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 平山昭彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後 3 時10分とします。

（午後 3 時 0 0 分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 0 8 分）

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明を続けます。

議案第16号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 林 栄君登壇〕

○食肉センター所長（林 栄君） 議案第16号 令和7年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算書のご用意をお願いいたします。

令和7年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ175万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,968万8,000円とするものであります。詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

3款1項1目利子及び配当金の1節基金収入は、財政調整基金からの利子の見込みに基づき、7万9,000円増額するものであります。

4款1項1目繰越金は、本補正予算の財源調整のため、前年度繰越金を183万7,000円減額するものであります。

続いて、歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の2節給料、3節職員手当、4節共済費は、職員の人件費に係る実績見込みにより、それぞれ減額をするものであります。

4款1項1目積立金の24節積立金は、財政調整基金積立金として積立てを行うべく、107万9,000円増額するものであります。

以上で、議案第16号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

〔食肉センター所長 林 栄君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第17号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 吉田 潔君登壇〕

○東陽病院事務長（吉田 潔君） 議案第17号 令和7年度横芝光町病院事業会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。資料につきましては、別冊の病院事業会計補

正予算書をご用意願います。

1 ページをお願いします。

第1条は、総則であります。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正で、収入の第1款病院事業収益の補正前の額18億1,189万9,000円に6,637万8,000円を追加し、総額を18億7,827万7,000円とするものであります。その下、支出の第1款病院事業費用の補正前の額18億1,189万9,000円に12万4,000円を追加し、総額を18億1,202万3,000円とするものであります。

それでは、詳細につきましてご説明いたします。

3 ページの補正予算書をお願いいたします。

初めに、収益的収入及び支出上段の表、収入ですが、1款3項2目1節の補助金は3,637万8,000円の補正で、国民健康保険特別交付金などの交付額が決定したことによる増額補正であります。国民健康保険特別交付金の国保診療施設運営費分は、病床規模別の額で100万円を、救急患者受入体制支援事業分は夜間休日のパート医師の当直費用分で基準額の3分の2、454万8,000円を、千葉県生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金は県内医療機関などの生産性向上、職場環境整備等の経費に対する給付金で398万円を、医療機関・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業はエネルギーや職員価格高騰の影響を軽減すべく支援金で、332万5,000円は県から、また、医療機関における賃上げ物価上昇に対する支援事業は、国からの補助金で2,352万5,000円を、いずれも全国的な物価高騰や人件費ベースアップに対する医療機関への補助や支援金であります。

次に、1款3項3目1節の負担金交付金は3,000万円の補正で、議会議員全員協議会でご説明させていただきましたが、厳しい病院経営を強いられており、運営経費といたしまして、一般会計からの追加繰入金になります。

続きまして、下段の表をご覧ください。

支出になります。

1款3項1目2節の一時借入金利息であります。存目計上1,000円に12万4,000円を補正し、12万5,000円とするものであります。これは医業収益の減少により、3月中に病院運営資金が枯渇し、資金ショートのおそれがあるため、これから3月末まで一時的に金融機関から借入れします一時借入金5,000万円に対する支払利息であります。

以上で、議案第17号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 吉田 潔君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第18号について、財政課長。

〔財政課長 郡司 勇君登壇〕

○財政課長（郡司 勇君） 議案第18号 令和8年度横芝光町一般会計予算についてご説明申し上げます。本日は資料1、令和8年度一般会計当初予算（案）の概要によりご説明させていただきますので、ご準備をお願いいたします。なお、過日の議会議員全員協議会での説明と重複する部分がありますが、ご了承願います。

それでは、資料の5ページをお願いします。

令和8年度横芝光町一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ126億3,000万円と定めるもので、こちらの表は、歳入の令和8年度と令和7年度の当初予算額比較表となっております。増減額の差を中心に、その主な要因をご説明申し上げます。

初めに、1款町税は、前年度比1億6,027万7,000円の増額です。軽自動車税は減額となるものの、町民税、固定資産税及び町たばこ税の増額により、全体では増額を見込みました。個人町民税は、賃上げ等の動向を踏まえ増額、法人町民税は、県内経済情勢を勘案し減額としました。固定資産税は、土地利用の動向や家屋の新築、滅失、償却資産の減価等を見込み算定しております。軽自動車税は、環境性能割の廃止により減額、種別割は新税率車両の増加を見込んでおります。鉱産税については、前年度並みとして見込みました。

2款地方譲与税は、国税の一定割合が譲与されるもので、令和8年度地方財政計画を参考に積算しました。

3款利子割交付金から9款環境性能割交付金までは、県税の一定割合が交付されるもので、県の試算を参考に積算しております。なお、環境性能割交付金は、自動車の環境性能割の廃止に伴い、大幅な減額となりました。

10款地方特例交付金は、国の減税に伴う地方減収の補填で、住宅借入金控除に加え、ガソリン税及び環境性能割の廃止分も対象となるため、増額となりました。

11款地方交付税は、国の地方財政対策を参考に積算した結果、普通交付税が2億3,000万円の増額、特別交付税はルール分交付額の増加見込みから2,000万円増額しました。

13款分担金及び負担金は1,972万9,000円の増で、保育所入所児童保護者負担金や児童クラブ利用者負担金が増額となったことなどによります。

15款国庫支出金は、2億2,245万5,000円の減です。主な要因は、横芝小学校改築事業の完了に伴う学校施設環境改善交付金2億2,901万1,000円の減額です。このほか、介護給付訓練

等給付事業負担金、子どものための教育・保育給付費交付金及び公立学校情報機器整備費補助金が増額した一方、地域公共交通確保維持改善事業費補助金や社会資本整備総合交付金などが減額となりました。

16款県支出金は、1億9,358万3,000円の増額です。これは北清水排水機場の電気設備更新工事に係る農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金のほか、県営基盤整備事業、篠本新井地区に対する農業経営高度化支援事業補助金や公立小学校等給食費の抜本的な負担軽減事業補助金が増したことにあります。

19款繰入金は、1億6,071万9,000円の減額です。これは横芝小学校改築事業の完了により、公共施設総合管理基金繰入金が減額となったほか、地域振興基金繰入金が減額したことにあります。

21款諸収入は、1億2,994万9,000円の減額です。空港周辺対策交付金については、前年同額の13億8,000万円として見込んでおります。全体が減額となった主な要因は、デジタル基盤改革支援補助金や屋形排水機場及び木戸排水機場の施設改修に伴う土地改良施設維持管理適正化事業交付金が減額となったためです。

22款町債は、18億9,830万円の減額です。最大の要因は、横芝小学校改築事業の完了により、公共施設等適正管理推進事業債が12億4,080万円の大幅な減額となったためです。このほか、中学校講堂等空調設備設置事業の完了及び防災行政無線更新事業の事業費の減少などにより、緊急防災・減災事業債が減額となりました。

10ページをお願いします。

続いて、歳出につきまして、目的別にご説明申し上げます。

1款議会費は、議会タブレット端末導入運用業務委託料の減により、議会事務局事務費が減額となりました。

2款総務費は、931万9,000円の減額です。主な増額要因は、成田空港周辺地域共生財団出捐金が防音工事の増加により増額となったほか、ネットワーク管理事業もシステム更改により増額、また町誕生20周年記念事業として、記念式典事業や記念イベント開催などに係る町主催事業が増しました。一方、主な減額要因は、自動運転モビリティ事業が自動運転実証調査業務委託料の改減により減額となったほか、住民情報系電算管理事業が基幹業務システムの標準化への移行作業が完了したことにより減額、また、地域振興基金積立金が合併特例債の発行上限に達し、積立てを完了したことから減額となりました。

3款民生費は、3,439万5,000円の増額です。主な要因は、介護給付訓練等給付事業がサー

ビス利用者の増加により増額となったほか、保育委託事業が給与改定に伴う公定価格の変更により増額、また、学童保育事務費が児童クラブ運營業務委託料の契約更改に伴い増額したことによります。

4款衛生費は、8,965万3,000円の増額です。主な増額要因は、町民の健康意識向上と医療費削減を目的とした健康ポイント事業を新規計上したほか、東陽病院事業会計繰出事業が人事院勧告に伴う人件費の増加や物価上昇などにより2,000万円の増額となりました。また、一般廃棄物処理負担金事業において、山武郡市環境衛生組合負担金が増額となっております。

5款農林水産業費は、7,189万1,000円の増額です。主な増額要因は、農業機械への補助を行う農産産地支援事業が増額となったほか、経営基盤整備事業では、篠本新井地区の農地集積に伴う農業経営高度化支援事業補助金が皆増したためです。また、北清水排水機場管理事業において、電気設備の更新工事費等を計上したことも増額の要因となっております。このほか、主な事業として、経営体育成基盤整備事業（南条支線）をはじめ、多面的機能支払交付金事業、需給調整推進対策奨励事業などに係る予算を計上しております。

6款商工費は、361万3,000円の増額です。これは主に横芝駅前情報交流館管理事業において、ヨリドコロのネットワーク機器更新委託料を新規計上したことによるものです。

7款土木費は、1,426万1,000円の増額です。道路橋りょう費では、町道Ⅰ－10号線道路改良事業（宮川地先）が事業の進捗により増額となりました。一方、町道Ⅰ－8号線及び町道Ⅰ－18号線の道路改良事業については、令和7年度国補正予算を活用し、前倒しで実施するため、8年度の事業費は減額となっております。このほか、主な増額要因は、橋梁長寿命化修繕事業における橋梁点検業務委託料が増額となったほか、5年に一度実施する都市計画基礎調査業務委託料を新規計上したためです。また、横芝駅周辺の整備促進を目的に、横芝駅北側周辺まちづくり基本計画策定業務委託料を新規計上したことも増額要因となっております。

8款消防費は、9,709万1,000円の減額です。主な減額要因は、防災行政無線戸別受信機更新工事が事業の進捗により1億8,103万2,000円の減額となったことによります。一方、増額となった主なものは、団員報酬の引上げに伴う消防団活動費の増額や横芝光消防署改築事業に係る起債償還額の増加、また、第8分団第2部の消防ポンプ自動車更新に伴う消防車両整備事業の皆増です。このほか、匝瑳市横芝光町消防組合の消防本部庁舎建設に係る負担金や第2分団第2部の消防機構詰所新築工事に係る補助金を計上しております。

9款教育費は、18億6,588万4,000円の大幅減です。主な減額要因は、横芝小学校改築事業

の完了により17億6,993万円、中学校講堂等空調設備設置事業の完了により3億4,402万5,000円がそれぞれ皆減となったためです。一方、主な増額要因は、スクールバス運行事業が、小学校の統廃合に伴う運行経路の追加により増額となったほか、GIGAスクール構想環境整備事業が一人一台端末の更改に伴い増額しました。また、横芝中学校のテニスコート人工芝張り替え工事を実施するため、中学校施設維持管理事業が増額となったほか、図書館一般設備維持管理事業において、ハイビジョンホール音響設備更新工事を新規計上したことも増額要因となっております。

11款公債費は、5,289万3,000円の増額です。主な要因は、金利上昇に伴う利子償還金の増加及び横芝小学校改築事業に係る地方債の償還開始によるものです。

14ページをお願いします。

このページは歳出の性質別増減表です。

1、人件費は、国勢調査費における委員報酬の減額があるものの、人事院勧告による給与水準の引上げに伴う給料、期末勤勉手当の増加及び地域手当の引上げなどにより4,998万5,000円の増額となりました。

2、扶助費は、児童手当費の減額があるものの、介護給付訓練等給付費、保育園・認定こども園入所児童委託料の増などにより1,952万円が増額しました。

3、公債費は、横芝小学校改築事業など、大型事業に係る地方債の利子償還金の増などにより5,289万3,000円が増額しました。

4、物件費については、7,835万4,000円の増です。事業費は、学校給食賄い材料購入や防犯指導員制服購入の減などがあるものの、交通安全指導員活動用被服購入や学校給食センターの光熱水費の増などにより1,948万9,000円の増額、備品購入費はGIGAスクール構想環境整備事業のタブレット購入の皆増などにより9,677万5,000円の増額です。

委託料は、横芝駅北側周辺整備事業に係るまちづくり基本計画策定業務委託料や学校統廃合に伴い、新たに4台の運行を開始するスクールバス運行业務委託料などの増額があったものの、自動運転実証調査業務委託料をはじめ、住民情報系電算管理事業のネットワーク機器導入委託料や標準準拠システム移行支援業務委託料などが皆減したことなどにより、9,632万7,000円の減額となりました。

6、補助費等は2億2,166万7,000円の増です。増額の主な要因は、横芝光消防署改築事業に係る起債償還額の増加などにより、匝瑳市横芝光町消防組合負担金が5,198万1,000円の増額となったほか、民家防音家屋空調施設維持管理補助金や山武郡市環境衛生組合負担金が増

額となったことによります。

また、性質的に補助金等に分類される東陽病院事業会計繰出金は2,000万円の増額です。なお、一部事務組合負担金の状況については、本概要書21ページに掲載しましたので、後ほどご参照ください。

8、投資・出資・貸付金は、成田空港周辺地域共生財団出捐金の増により、3,757万8,000円の増額です。

9、普通建設事業費は21億4,054万7,000円の大幅減です。主な減額要因は、横芝小学校改築事業の完了により17億6,993万円が皆減したほか、光中学校及び横芝中学校の講堂等空調設備設置工事が3億3,082万5,000円の皆減になったことによるものです。このほか、土地改良施設維持管理適正化事業の施設改修工事や防災行政無線戸別受信機更新工事などが減額しました。一方、篠本新井土地改良区の基盤整備に係る農業経営高度化支援事業補助金が皆増したほか、北清水排水機場の電気設備工事や横芝中学校テニスコート人工芝張り替え工事などが増額となりました。

11、繰出金については2,856万円の減額です。これは国民健康保険特別会計繰出金が保険基盤安定繰出金と出産育児一時金の減により、また、後期高齢者医療費の広域連合負担金が療養給付費の減などにより減額となりました。また、特別会計等繰出金の内訳は、本概要書22ページに掲載しましたので、参照してください。

20ページをお願いします。

上の表は人件費の内訳を記載しております。

3、職員給の増額及び4、一般職報酬の増額は、先ほど申し上げたとおり、人事院勧告による給与水準の引上げや期末勤勉手当の増加及び地域手当の引上げなどによるものです。また、下の表、物件費の内訳では、先ほどご説明した理由により、事業費や備品購入費が増額となっているのがご確認いただけます。

21ページ以降の説明は割愛させていただきますので、ご了承願います。

以上で、議案第18号 令和8年度横芝光町一般会計予算案の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔財政課長 郡司 勇君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第19号及び議案第20号について、住民課長。

〔住民課長 越川直樹君登壇〕

○住民課長（越川直樹君） 議案第19号及び議案第20号についてご説明申し上げます。初めに、

議案第19号の令和8年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。
資料2、令和8年度国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要により説明させていただきますので、ご用意願います。

2ページをご覧ください。

歳入と歳出につきまして、令和8年度当初予算案と前年度当初予算等を比較した表となっております。表の左から2列目の太枠で囲まれた部分が、令和8年度当初予算案の予算額と構成比でございます。令和8年度の当初予算総額は、歳入歳出それぞれ24億5,900万円で、前年度当初予算と比較すると1億4,500万円、5.6%の減となっております。被保険者の減少に伴う保険給付費の減少が減額の主な要因となっております。

それでは、上段の表、歳入の状況からご説明申し上げます。なお、予算額1,000円など、存目計上となる項目は説明を割愛させていただきますので、あらかじめご了承ください。

1款国民健康保険税は、5億3,378万8,000円を計上しました。被保険者数の減少が見込まれるものの、基準総所得の増を見込み、前年度と比較して1,793万6,000円、3.5%の増となっております。

5款国庫支出金は、440万1,000円を計上しました。内容は、子ども・子育て支援制度の創設に伴うシステム改修に係る経費に対する子ども・子育て支援事業費補助金で、前年度と比較して440万円の増となっております。

6款県支出金は、17億880万円を計上しました。内容は、歳出の保険給付の財源に充てられる普通交付金、疾病予防や健康づくり、医療費適正化等の町の取組状況に応じて交付される保険者努力支援や市町村の財源状況等に応じた財政の調整を行うため交付される特別交付金です。前年度と比較して1億5,619万7,000円、8.4%の減となっております。保険給付費の減少に伴う普通交付金の減少が主な要因です。

7款財産収入は、35万6,000円を計上しました。財政調整基金に係る預金利子を計上するもので、利率の改定により、前年度と比較して18万6,000円の増となっております。

8款繰入金は、2億58万7,000円を計上しました。保険基盤安定繰入金、事務費繰入金、未就学児均等割保険税繰入金などの一般会計繰入金と、財政調整基金繰入金で、前年度と比較して1,155万1,000円、5.4%の減となっております。被保険者の減少に伴う保険税軽減分の保険基盤安定繰入金の減少が主な要因です。

9款繰越金は、令和7年度からの繰越金として758万5,000円を計上しました。

10款諸収入は、347万5,000円を計上しました。国民健康保険税の延滞金、交通事故等に係

る医療費について請求する第三者納付金などの雑入で、前年度と比較して14万9,000円、4.1%の減となっています。

続きまして、下段の表、歳出の状況についてご説明申し上げます。

1 款総務費は、1,859万8,000円を計上しました。事務費を主とする総務管理費のほか、徴税費、運営協議会費で、前年度と比較して26万5,000円、1.4%の増となっています。

2 款保険給付費は、16億6,898万6,000円を計上しました。療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭費等で、近年の医療費動向や前年度の給付実績を考慮し、前年度と比較して1億5,986万6,000円、8.7%の減となっています。

3 款国民健康保険事業費納付金は、7億292万円を計上しました。千葉県が市町村に交付する普通交付金等の財源となるもので、千葉県からの通知により計上しています。前年度と比較して1,525万2,000円、2.2%の増となっています。

4 款保健事業費は、5,887万5,000円を計上しました。医療費通知やレセプト点検業務などを行う保健衛生普及費、糖尿病予防や人間ドック助成事業などを行う疾病予防費、特定健康診査等事業費、特定保健指導事業費で、前年度と比較して10万7,000円、0.2%の減となっています。

5 款基金積立金は、35万6,000円を計上しました。これは財政調整基金に係る預金利子を積み立てるものです。

7 款諸支出金は、502万2,000円を計上しました。保険税還付金、保険給付費等交付金償還金及び東陽病院会計への繰出金に係る予算で、前年度と比較して17万3,000円、3.6%の増となっています。

8 款予備費は、424万1,000円を計上しました。

次のページ、3ページから5ページは予算案の概要の説明。6ページは平成27年度から令和6年度までの国民健康保険医療費の動向ですので、後ほどご確認ください。

以上で、議案第19号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第20号の令和8年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。資料3、令和8年度後期高齢者医療特別会計当初予算（案）の概要により説明させていただきますので、ご用意願います。

2ページをご覧ください。

令和8年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,300万円で、前年度当初予算と比較すると6,800万円、18.6%の増となっています。被保険者数の増加が増額の主な要因とな

っています。

それでは、上段の表、歳入の状況についてご説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料は、3 億2,708万3,000円を計上しました。千葉県後期高齢者医療広域連合の試算を基に計上しております。被保険者の増加等により、前年度と比較して6,483万8,000円、24.7%の増となっています。

4 款繰入金は、1 億408万6,000円を計上しました。一般会計から繰入れする保険基盤安定繰入金と事務費繰入金で、前年度と比較して414万3,000円、4.1%の増となっています。

6 款諸収入は、182万8,000円を計上しました。主に保険料賦課徴収に係る帳票作成業務等に係る広域連合からの受託事業収入で、前年度と比較して97万7,000円、34.8%の減となっています。

続きまして、下段の表、歳出の状況についてご説明申し上げます。

1 款総務費は、256万8,000円を計上しました。資格確認書等の印刷製本費や郵送料などに係る一般管理費、保険料徴収に係る各種帳票の印刷製本費や電算処理委託料などの徴収費で、前年度と比較して208万1,000円、44.8%の減となっています。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、4 億2,923万円を計上しました。町が徴収した保険料と一般会計から繰入れした保険基盤安定繰入金を、広域連合に納付するため計上するもので、前年度と比較して7,046万2,000円、19.6%の増となっています。

3 款保健事業費は、4 万2,000円を計上しました。後期高齢者の歯科健康診査事業の受診票の郵送料等を計上するもので、前年度と比較して3,000円、6.7%の減となっています。

4 款諸支出金は、90万7,000円を計上しました。過年度分保険料の還付金及び還付加算金等で、前年度と比較して12万7,000円、12.3%の減となっています。

5 款予備費は、25万3,000円を計上しました。

次のページ、3 ページと 4 ページは予算案の概要の説明、5 ページは後期高齢者医療費の動向ですので、後ほどご覧ください。

以上で、議案第19号及び議案第20号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 越川直樹君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第21号について、福祉課長。

〔福祉課長 平山昭彦君登壇〕

○福祉課長（平山昭彦君） 議案第21号 令和8年度横芝光町介護保険特別会計予算について

ご説明申し上げます。資料4、令和8年度介護保険特別会計当初予算（案）の概要により説明いたしますので、ご用意願います。

それでは、2ページをご覧ください。

初めに、当町における介護保険の状況であります。令和7年12月31日現在、総人口に占める高齢化率は38.03%で、第1号被保険者数は8,217人、介護認定者は1,350人となり、このうち居宅サービス利用者は836人、施設入所者は330人となっています。

続きまして、歳入を説明いたします。

3ページをお願いします。

1款保険料は、全体の17.5%を占め、前年度比1.6%、779万2,000円減の4億7,660万9,000円を計上しました。

2款使用料及び手数料は、安否確認を兼ねた高齢者配食サービス事業の利用料として、前年度比5.5%、2万9,000円減の49万7,000円を計上しました。

3款国庫支出金は、制度に基づき、介護給付費分4億5,233万1,000円、調整交付金1億2,843万3,000円、地域支援事業交付金の総合事業分として1,513万3,000円、地域支援事業交付金の総合事業以外分として1,719万9,000円、保険者機能強化推進交付金216万8,000円、介護保険保険者努力支援交付金419万4,000円、過年度分4,000円で、前年度比1.7%、1,006万3,000円増の6億1,946万2,000円を計上しました。

4款支払基金交付金は、制度に基づき、介護給付費分6億9,354万1,000円、地域支援事業交付金の総合事業分として1,634万4,000円、過年度分2,000円で、前年度比1.6%、1,125万5,000円増の7億988万7,000円を計上しました。

5款県支出金は、制度に基づき、介護給付費分3億8,248万7,000円、財政安定化基金交付金1,000円、地域支援事業交付金の総合事業分として756万6,000円、4ページをお願いします。地域支援事業の交付金の総合事業以外分として859万9,000円、過年度分3,000円で、前年度比1.5%、582万1,000円増の3億9,865万6,000円を計上しました。

6款財産収入は、介護給付費準備基金積立金の利率の引上げにより、前年度比119.7%、49万3,000円増の90万5,000円を計上しました。

8款繰入金は、一般会計からの繰入れで、制度に基づき、介護給付費分3億2,108万5,000円、地域支援事業交付金の総合事業分として756万6,000円、地域支援事業交付金の総合事業以外分として1,106万円、その他繰入金事務費分として3,457万7,000円、低所得者保険料軽減繰入金2,668万円、介護給付費準備基金繰入金1億1,400万円、過年度分4,000円で、前年

度比4.3%、2,118万9,000円増の5億1,497万2,000円を計上しました。

このほか、説明以外の科目につきましては、存目計上などであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

5ページをお願いします。

1款総務費は、令和9年度から3年間を計画期間とする第10期介護保険事業計画を策定するための業務委託料及びシステム改修委託料や介護保険料の収納に係る経費、また、山武郡市広域行政組合で共同処理を行っている介護認定審査会に要する経費などで、前年度比4.3%、146万4,000円減の3,257万9,000円を計上しました。

2款保険給付費は、歳出全体の94.6%を占めています。要支援・要介護認定者数につきましては、団塊の世代が75歳を迎え、後期高齢者人口の増加に比例し、今後も増加が見込まれています。予算計上に当たりましては、第9期介護保険事業計画の推計及び実績を基に、前年度比1.6%、4,063万3,000円増の25億7,529万7,000円を計上しました。主な内訳は、介護サービス給付費23億6,145万7,000円、介護予防サービス給付費3,694万9,000円、高額介護サービス費6,300万円、高額医療合算介護サービス費800万円、市町村特別給付費696万円、特定入所者介護サービス費9,731万3,000円を見込んでいます。

3款財政安定化基金拠出金は、存目計上です。

6ページをお願いします。

4款基金積立金は、基金利子が引き上げられたことから、前年度比119.4%、49万3,000円増の90万6,000円を計上しました。

5款地域支援事業費は、地域包括ケアシステムのさらなる充実・推進に向けた介護予防・日常生活支援サービス事業、一般介護予防事業などを実施するもので、前年度比1.3%、133万8,000円増の1億816万3,000円を計上しました。主な内訳として、介護予防・日常生活支援サービス事業費5,714万3,000円、一般介護予防事業費324万1,000円、地域包括支援センター運営委託費3,522万円、任意事業のうち、高齢者配食サービス事業費410万6,000円、成年後見制度利用支援費110万9,000円、介護給付費適正化事業のためのシステム保守委託料130万7,000円、認知症初期集中支援チーム運営委託料348万円を見込んでいます。

6款公債費は、存目計上です。

7款諸支出金は、被保険者の異動に伴う保険料の還付のためのもので、205万3,000円を計上しました。

8款予備費は、前年度と同額の200万円を計上しました。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度比1.5%、4,100万円増の27億2,100万円です。

7ページ、8ページは介護保険事業の状況を参考資料として添付させていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、令和8年度横芝光町介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 平山昭彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第22号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 林 栄君登壇〕

○食肉センター所長（林 栄君） 議案第22号 令和8年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算について補足説明申し上げます。資料5、令和8年度食肉センター特別会計当初予算（案）の概要のご用意をお願いいたします。

2ページをご覧ください。

上に歳入の状況の表、下に歳出の状況の表となっており、令和7年度当初予算と比較する内容となっております。

令和8年度の歳入歳出予算案の総額は、それぞれの表の一番下にあります合計欄のとおり、2億4,918万円となり、前年度比較で2,418万円、率にして10.7%の増となります。

3ページをお願いいたします。中段をご覧ください。

初めに、歳入でございます。

1款歳入の大宗をなす事業収入は、前年度比666万8,000円増の2億1,251万5,000円の計上であります。と畜頭数は、関係者のご尽力により増加傾向にあり、令和8年度は豚を11万5,000頭、牛を4,300頭と見込み、それぞれ使用料を算出しております。

2款県支出金は、前年度比8万7,000円増の207万3,000円の計上であります。食用向けに合格した豚及び牛の枝肉への検印の押印作業に対しまして、千葉県から1頭当たり17.38円の委託費の収入を見込んでおります。

3款財産収入は、前年度比7万8,000円増の9万3,000円の計上で、財政調整基金からの利子であります。

4款繰越金は、前年度比1,686万7,000円増の3,343万円の計上であります。

4ページをお願いいたします。

5款諸収入は、前年度と同額の34万8,000円の計上であります。

6款繰入金は、前年度比48万円増の72万1,000円の計上であります。一般会計からは児童

手当分として72万円、財政調整基金からは存目計上として1,000円の計上であります。

次に、歳出でございます。

1 款総務費は、前年度比477万9,000円増の9,062万3,000円の計上で、主なものといたしまして、一般職8名分及び会計年度任用職員1名分の給与費7,142万5,000円、委託料330万5,000円、組合や団体への負担金、補助及び交付金474万9,000円、公課費の消費税798万8,000円であります。

2 款施設管理費は、前年度比1,932万3,000円増の1億5,546万3,000円の計上であります。施設管理関係の主なものといたしまして、需用費のうち燃料費は重油代などで2,055万8,000円、光熱水費は電気料金などで7,087万8,000円、修繕料は1,521万1,000円であります。また、委託料は2,119万8,000円、原材料費は197万2,000円を計上しております。

施設整備関係につきましては、1,793万4,000円の計上で、小動物冷蔵庫冷凍機交換工事や小動物肛門切開機更新工事等を予定しております。

3 款公債費は1,000円で、一時的な借入金を行った際の償還利子として、存目計上であります。

4 款積立金は、前年度比7万8,000円増の9万3,000円で、財政調整基金からの利子を財政調整基金として積み立てるものであります。

5 ページをお願いいたします。

5 款予備費は、前年度と同額の300万円の計上といたしました。

6 ページをお願いいたします。

令和2年度から6年度まで年度別の決算状況を、7ページには同じくと畜頭数を載せておりますので、それぞれ内容のご確認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第22号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 林 栄君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後4時20分とします。

（午後 4時07分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時17分）

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明を続けます。

議案第23号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 吉田 潔君登壇〕

○東陽病院事務長（吉田 潔君） それでは、議案第23号 令和8年度横芝光町病院事業会計予算について補足説明させていただきます。資料6の令和8年度病院事業会計当初予算（案）の概要をご用意いたします。

2ページをお願いいたします。

東陽病院の経営状況は、令和6年度は内科、外科及び整形外科医師が退職し、6人体制となったため、入院・外来ともに患者数が減少し、医業収益は減収となりました。令和7年度につきましても、議会議員全員協議会でご説明させていただきましたが、常勤医師数6人体制は変わらず、人口減少の影響のほか、近隣医療機関の充実により、入院・外来ともに患者数が減少しており、医業収益は大幅な減収となり、非常に厳しい病院経営を強いられております。

令和8年度当初予算では、東陽病院経営強化プランに掲げる数値目標及び令和7年度の実績から医業収益を見込み計上した一方、費用については、人事院勧告に伴う給与費の増、物価高騰及び人件費の上昇等による経費の増を見込んだほか、老朽化による施設の修繕及び医療機器の更新を図るべく、投資的費用を計上しました。

当院を取り巻く環境は、患者数の減少に加え、物価高騰や人件費の上昇の影響もあり、経営は非常に厳しい状況ではありますが、地域医療を担う町立病院として安定的な運営に資する予算を計上いたしました。

それでは、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。なお、存目計上となる項目は説明を割愛させていただきますので、ご了承願います。

収益的収支予算の総額は、収入支出ともに18億5,345万円を計上しました。

収入については、2ページ下段から3ページ中段となります。

1項の医業収益は、入院、外来収益、救急医療に係る一般会計繰入金、輪番制当番医受託収益、室料差額収益、健診収益、人間ドック収益等で、1日平均患者数を入院で70人、外来で160人を見込んだほか、入院及び外来収益の1人当たりの単価実績を基に、総額12億6,145万円を計上しました。前年度比較で1,715万2,000円、1.4%の増となっております。

2項の訪問看護ステーション収益は、令和7年度の実績を基に、年間訪問日数241日、総

利用者数2,892人を見込み、2,407万8,000円を計上しました。前年度比較で19万1,000円、0.8%の増となっております。

3 項の医業外収益は、一般会計繰入金のほか、患者外給食収益・売店収益等で総額 5 億 6,792万円を計上しました。前年度比較で2,530万7,000円、4.7%の増となっております。

次に支出ですが、3 ページ中段から 4 ページ中段にかけてとなります。

1 項の医業費用の総額は、17億8,252万5,000円を計上しました。給与費は、医師、看護師、医療技術員、事務員、労務員の計107名の正職員のほか、会計年度任用職員の人件費となっております。材料費は、診療に係る薬品、医療材料等、経費は、非常勤医師の報償費、診療以外に係る消耗品や光熱水費関係、各種機器のリース料及び保守点検料、各種業務委託料等で、その他に固定資産に係る減価償却費、医学雑誌や学会等の経費等を計上しました。人事院勧告による人件費の増を見込み、前年度比較で4,850万4,000円、2.8%の増となっております。

2 項の訪問看護ステーションの費用は、総額は3,817万6,000円を計上しました。前年度比較で84万3,000円、2.3%の増となっております。

3 項の医業外費用の総額は、3,174万7,000円を計上しました。支払利息及び企業債取扱諸費は、長期資金 6 件の利息返済、その他雑損失は控除対象外消費税の発生に係る支出額を、その他売店費用等は、実績を基に算出し計上したほか、医師・看護師養成費については、看護師の奨学金貸付者の減を見込んだことから、前年度比較で669万7,000円、17.4%の減となっております。

5 項の予備費は、前年度同様100万円を計上しました。

続きまして、4 ページ下段から 6 ページにかけて、資本的収入及び支出予算であります、収入総額は9,653万2,000円、支出総額は 1 億3,667万7,000円を計上しました。

収入、1 項の企業債は、医療機器整備事業及び施設設備整備事業の財源として7,010万円を計上しました。前年度比較で4,410万円、169.6%の増となっております。

2 項の出資金は、一般会計繰入金で2,643万円を計上しました。企業債償還金に係る一般会計出資金の減により、前年度比較で444万円、14.4%の減となっております。

6 ページをお願いいたします。

次に、支出ですが、1 項の建設改良費は、施設設備整備事業として、1 階患者用トイレ等改修工事に係る費用を計上したほか、資産購入費として外科内視鏡下手術システム更新に係る費用や各種医療機器の購入費、リース債務として臨床化学分析装置及びLED照明のリー

ス料など、8,381万8,000円を計上しました。前年度比較で4,247万4,000円、102.7%の増となっております。

2項の企業債償還金は、長期資金4件の元金返済で5,285万9,000円を計上しました。前年度比較で299万7,000円、5.4%の減となっております。なお、支出に対し収入が不足する4,014万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填します。

最後に、7ページの繰入金の状況であります。令和8年度の総額は4億9,000万円でございます。収益的収入は、救急医療の確保に要する経費から、不採算地区病院運営に要する経費までの7項目、資本的収入は2項目で、繰出基準の項目ごとに金額を記載してございますので、後ほどご確認をお願いします。

なお、収益的収入の3、高度医療に要する経費は1,000万円以上の高額医療機器の維持経費を、5、経営基盤強化対策は、医師の確保対策や研究研修にかかる経費、6、財政再建企業等は、職員の基礎年金拠出金に係る公的負担が主なものとなっております。また、7、不採算地区病院運営に要する経費は、総合事務組合負担金や資本的収入に係る繰入れのうち、基準外部分のものが主なものとなっております。前年度と比較し2,000万円の増となっておりますが、人事院勧告に伴う給与費の増、さらに、地域手当の増など、不採算地区病院運営に要する経費の増が繰入金の増額要因となっております。

以上で、議案第23号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 吉田 潔君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第24号について、産業課長。

〔産業課長 小川健二君登壇〕

○産業課長（小川健二君） それでは、議案第24号 令和8年度横芝光町農業集落排水事業会計予算について補足説明させていただきます。資料7の令和8年度農業集落排水事業会計当初予算（案）の概要をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

2段落目からです。現在の処理施設への接続率は、人口ベースで43.1%となっております。引き続き、地元の維持管理組合役員の協力を得ながら、生活環境の確保のため、施設の機能維持に努めてまいります。

建設事業費に対する起債の償還金が令和16年度までの償還となっており、引き続き厳しい経営状況ではありますが、地域住民の生活環境確保のための予算としました。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。予算の総額は、収入支出ともに5,928万9,000円を計上し、前年度比較では544万6,000円、8.4%の減額となりました。

収入についてご説明申し上げます。ページ中段の表からとなります。

1 款農業集落排水事業収益、1 項営業収益は、使用料収益で793万9,000円を計上しました。前年度比較で8,000円、0.1%の増額となりました。令和7年度実績で、従量制で徴収している民間企業の使用料が増えたことにより、僅かではありますが、増額の計上としました。

2 項営業外収益は、5,135万円を計上しました。前年度比較で545万4,000円、9.6%の減額となりました。内訳は、一般会計から繰入れする他会計補助金1,445万6,000円、長期前受金戻入は、減価償却費相当額となります3,689万2,000円を計上しました。

そのほか、雑収入と消費税及び地方消費税還付金には、それぞれ1,000円を存目計上しました。

続きまして、支出についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

2 款農業集落排水事業、1 項営業費用は5,594万8,000円を計上しました。前年度比較では489万円、8%の減額となりました。内訳は、施設管理費1,177万7,000円、業務費23万8,000円、総係費704万1,000円、減価償却費3,689万2,000円となります。施設管理費は、施設維持のための光熱水費、委託料、修繕費、保険料等を計上しました。業務費は、郵送料、電算システム保守委託料を計上しました。総係費は、職員1名分の人件費、公営企業会計システム使用料です。減価償却費は、固定資産台帳により算定いたしました。

2 項営業外費用は、234万1,000円を計上しました。前年度比較で55万6,000円、19.2%の減額となりました。支払利息及び企業債取扱諸費として、企業債に係る償還金利子を計上しております。

4 項予備費は、前年度と同額の100万円を計上しました。

続きまして、資本的収入及び支出予算についてご説明申し上げます。このページ下段からになります。

予算の総額は、収入支出ともに4,256万3,000円を計上しました。前年度比較で77万5,000円、1.8%の減額となりました。

収入についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

3 款農業集落排水事業資本的収入、1 項企業債は、公営企業会計制度定着化支援業務委託

に係る公営企業会計適用債として390万円を計上しました。前年度比較で220万円、36.1%の減額となりました。

5 項他会計補助金は、3,866万2,000円を一般会計から繰入れすることとしました。前年度比較で142万5,000円、3.8%の増額となりました。

7 項負担金は存目計上です。

次に、支出についてご説明申し上げます。このページの中段の表からになります。

4 款農業集落排水事業資本的支出、1 項建設改良費は833万2,000円を計上しました。前年度比較で10万8,000円、1.3%の増額となりました。内訳は、公営企業会計制度定着化支援業務委託料に399万3,000円、木戸台地区の中継ポンプ場制御盤工事、木戸台地区と中台地区の中継ポンプ場のポンプ交換等工事に433万9,000円を計上しました。

2 項企業債償還金は、建設事業費に対する借入金の元金返済として3,323万1,000円を計上しました。前年度比較で88万3,000円、2.6%の減額となりました。

4 項予備費は、前年度と同額の100万円を計上しました。

以上で、議案第24号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔産業課長 小川健二君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第25号について、住民課長。

〔住民課長 越川直樹君登壇〕

○住民課長（越川直樹君） それでは、議案第25号について補足説明をさせていただきます。資料につきましては、本日お配りさせていただいた議案つづり57ページになります。

本案は、町長から提案理由がありましたとおり、人権擁護委員の八角朝子氏の任期が令和8年6月30日をもって満了することから、その後任として伊藤清美氏を委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵害されることのないよう見守るとともに、地域の中で人権思想を広め、人権を擁護するため、1期3年の任期で活躍いただく民間のボランティア委員で、町長の推薦により法務大臣が委嘱するものです。現在、当町では7名の方が委嘱されておりますが、このうち1名の方が任期満了を迎えることから、次期委員を推薦するもので、人権擁護委員法第6条第3項に、市町村長は法務大臣に対し、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定されておりますことから、本議会に提案し、意見を求めるものでございます。

それでは、委員候補者についてご説明申し上げます。

横芝光町横芝在住伊藤清美氏64歳であります。自宅にて学習塾を開業されている方で、平成20年4月から平成24年3月まで横芝光町教育委員を、平成28年4月から千葉県男女共同参画地域推進員、平成30年8月からは横芝光町男女共同参画推進会議委員を現在も務められている方で、男女共同参画はもちろんのこと、子ども、高齢者、障害者の人権についても高い関心をお持ちの方でございます。

以上のように、伊藤清美氏におかれましては、人権擁護に対する理解が深く、人権擁護委員として適任と思われますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、議案第25号についての補足説明とさせていただきます。

〔住民課長 越川直樹君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

◎休会の件

○議長（小倉弘業君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。

3月4日から3月10日までは議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認めます。

よって、3月4日から3月10日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小倉弘業君） 本日の日程はこれをもって終了します。

3月11日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時41分）

3 月 定 例 会

(第 2 号)

令和 8 年 3 月 横芝光町議会定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 8 年 3 月 1 1 日（水曜日）午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	森	大	地	君	2 番	内	田	美	穂	君		
3 番	霞	浩	子	君	4 番	市	原	成	一	君		
5 番	印	東	彦	治	君	6 番	小	倉	弘	業	君	
7 番	森	川	貴	恵	君	8 番	秋	鹿	幹	夫	君	
9 番	宮	菌	博	香	君	10 番	山	崎	義	貞	君	
12 番	鈴	木	輝	男	君	13 番	川	島		仁	君	
14 番	川	島	富	士	子	君	15 番	鈴	木	克	征	君
16 番	鈴	木	唯	夫	君							

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐	藤	晴	彦	君	副	町	長	平	山	貴	之	君				
総	務	課	長	鈴	木	正	広	君	企画空港課長	加	瀬	淳	一	君				
財	政	課	長	郡	司		勇	君	環境防災課長	平	野	和	美	君				
税	務	課	長	石	田	賢	一	君	住	民	課	長	越	川	直	樹	君	
産	業	課	長	小	川	健	二	君	都	市	建	設	課	長	林	栄	司	君

未来づくり 健康こども 健康課 東陽病院 事務 教育 長 社会文化課 長	鵜澤順一君 佐久間真一君 吉田潔君 小川重之君 北田勝也君	福祉課長 食肉センター 所 会計管理者 教育課長	平山昭彦君 林栄君 鵜田須美子君 野村浩光君
--	---	--------------------------------------	---------------------------------

職務のため出席した者の職氏名

局	長	古作健二	書	記	椎名悦子
---	---	------	---	---	------

◎開議の宣告

○議長（小倉弘業君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は15名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎一般質問

○議長（小倉弘業君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

◇ 森 川 貴 恵 君

○議長（小倉弘業君） 通告順に発言を許します。

森川貴恵議員。

〔7番議員 森川貴恵君登壇〕

○7番（森川貴恵君） 議長のお許しをいただきましたので、議席番号7番、森川貴恵が一般質問いたします。

質問は、大綱2点、1、当町における火災対策、2、町長の政治姿勢です。

最初に、1、当町における火災対策について、5点質問いたします。

消防庁のまとめによりますと、令和7年1月から6月まで総出火件数は2万1,525件で、平均すると1日当たり約119件、約12分ごとに1件の火災が発生したことになります。その内訳は、建物火災が1万1,455件、林野火災が692件、車両火災が1,750件となっており、火災による死亡者844人、負傷者も3,213人ということです。

当町においても、昼夜を問わず鐘を鳴らし、火災現場へ急ぐ消防車や救急車を見かけます。防災無線での火災発生や鎮火についてのお知らせを聞きますが、（1）として、当町での火災発生状況及び被害状況について、火災の原因や種類を含め、教えてください。発生状況や原因を把握する中で見えてくる火災発生危険箇所があると思いますが、（2）、火災発生危険箇所の把握を行っていますか。把握された危険箇所についての対策について、どのような

ことを行っているのかは4でお聞きしたいと思いますが、(3)に、不幸にも火災で被災された方への一時的な住宅の提供や減免制度などの支援制度があれば教えてください。自然災害と異なり、火災については、日頃から気をつけておけば防ぐことのできることもあると思います。

そこで、(4)として、防火対策の状況について、3点に分けてお尋ねします。

①役場、図書館、プラム、各共同利用施設、病院等の公共施設ではどのような取組をしていますか。

②個人の住宅で取り組むのは、そこにお住まいの各住民の方ですが、町としてどのようなことを奨励、援助していますか。

③町消防団では、火災予防週間や年末に消防車を運行して火災予防活動を実施してくださっています。寒く暗い夜に注意喚起をしていただけることに感謝申し上げます。そのほかにも、ふだんから取り組んでいらっしゃると思うので、具体的に教えてください。

(5)小中学校において、防火教育として取り組んでいることについてお聞きします。地震を想定した防災訓練、また、最近では不審者対応の訓練も行われていますが、火災の場合は避難の仕方も違ってくると思います。避難訓練や身近なところで火災を起こさないためにできること、また、初期消火についてや火災そのものについて学んでいることがあれば教えてください。

2番、町長の政治姿勢について、2点質問します。

東陽食肉センターと東陽病院について、特に東陽病院については、先日の全員協議会では、経営的にかなり苦しい状況とお聞きしました。今後について、町長はどのようなお考えをお持ちか、お話をお願いします。

以上2点、ご答弁よろしく願いいたします。

〔7番議員 森川貴恵君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

早速、森川貴恵議員のご質問にお答えさせていただきます。なお、私からは、大綱2点目、町長の政治姿勢についてお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、担当課

長からの答弁とさせていただきますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

初めに、食肉センターの今後についての考えはについてでございますが、東陽食肉センターは施設の老朽化が進行しており、施設改修は重ねながら事業運営を行っているところであります。と畜頭数につきましては、令和4年度まで減少傾向が続いておりましたが、その後は回復傾向にあります。しかしながら、エネルギーをはじめとする物価の高騰、施設修繕により運営コストが上昇し、財政状況は逼迫している状況にあります。

このように事業運営が難しくなっていることから、千葉県農林水産部畜産課や他のと畜場とも意見を交わしつつ、印旛食肉センターとの統合協議をより一層加速させ、統合食肉センターの事業運営者及び整備箇所などの重要事項について、踏み込んだ議論を行っております。千葉県は国内有数の畜産県であり、食肉の消費県でもあります。県内の各と畜場はいずれも老朽化が進んでおります。と畜場が果たしている役割は非常に大きいと考えており、と畜場が閉鎖となってしまうと、それまでと畜を依頼していた問屋さんだけでなく、畜産農家や食肉関係者も事業運営が難しくなり、さらには食肉の安定供給が果たせなくなり、地域における雇用も失われる恐れがあります。

このため、最新技術を備え安心安全で、また将来にわたって事業運営が成り立つような統合食肉センターの整備が一刻も早く実現するよう、引き続き関係者と力を合わせて取り組んでまいります。

次に、東陽病院の今後についての考えはについてでございますが、東陽病院の現状につきましては、施政方針でも述べさせていただきましたが、極めて厳しい経営状況であります。全国の自治体が運営する公立病院の昨年度決算では、9割以上が医業赤字を出しており、これは新型コロナウイルス関連の国からの補助金が打ち切りとなり、補助金で黒字になっていた病院の多くが、補助金終了とともに再び赤字へと転落、経営状況の悪化が露呈した形となりました。また、これ以外にも人事院勧告による給与費の引き上げや地域手当を含めた人件費の増、更には業務委託費の増大、物価高騰に伴う診療材料費や薬品費の高騰などが重なり、支出額が大幅に増大した一方で、令和6年の診療報酬改定では、報酬全体で引き下げになったことが減収要因となっております。

高齢者の増加に伴い医療費も急激に増大している中、国としては増大する医療費を抑制するため診療報酬を抑えており、全国的に自治体病院が疲弊し、経営危機となっているのが実情であります。このように地域医療を担う自治体病院は、さらに厳しい状況に置かれており、東陽病院においても同様でございます。

令和５年度に指定した東陽病院経営強化プランに基づき、病院全体で経営改善に取り組んでおりますが、病院経営の根幹となる医師の確保が思うように進んでおりません。加えて、人口減少に伴い患者数が減少傾向にあります。また近年、近隣で新設病院の開院、既存病院の建て替えなどが進み、設備の充実した医療機関が増えてきており、東陽病院の患者減少の一つの要因にもなっております。引き続き医師確保に努め、経営改善に取り組み、地域医療を担う町立病院としての役割を担ってまいりたいと考えておりますが、建物も平成３年に現在の場所に移転新築してから34年間経過しており、病院の耐用年数と言われている40年に近づいています。

昨年３月町議会定例会においても答弁をさせていただきましたが、病院事業について根本的な検討が必要な時期であると考えております。千葉県地域医療構想が今年度をもって区切りとなることから、県では2040年頃の超高齢社会を見据えた新たな地域医療構想を、令和８年度から策定を進めることとなっております。東陽病院が属する二次医療圏域は、山武長生夷隅圏域であり、高度急性期を担う中核病院は東金の東千葉メディカルセンターとなっておりますが、実情は香取海匠圏域の中核病院である国保旭中央病院との連携が深く、また、医師会も旭匠瑳医師会に属しております。県が見直す新たな地域医療構想では、このように医療圏域が実情に合っていない医療機関などの病床数や機能分化についても見直すところがございます。つきましては、県が策定しますこの新たな地域医療構想を踏まえ、東陽病院の今後の運営・経営方針、事業規模や医療機能の見直しを含め、将来の病院運営方針をお示しできたらと考えておるところでございます。

以上で、私からの壇上の答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 平野和美君登壇〕

○環境防災課長（平野和美君） 森川貴恵議員ご質問の大綱１点目、当町における火災対策の小中学校において防火教育として取り組んでいることは以外のご質問にお答えします。

初めに、当町での火災発生状況及び被害状況はの原因、火災の種類についてですが、匠瑳市横芝光町消防組合からの消防活動統計によると、令和７年の横芝光町の火災発生総件数は25件で、内訳としては、建物火災が12件、林野火災が３件、その他の火災が10件となっております。火災の原因としては、たき火等の焼却行為の延焼拡大が13件と一番多く、建物火災や林野火災に繋がる原因にもなっています。その他、家庭での火の不始末、コンセントにた

まったほこりが起因となり火災が発生するトラッキング現象による出火や、近年増加傾向にあるモバイルバッテリーの発火などが主な原因となっています。

次に、火災発生危険箇所の把握は行っているのかについてですが、当町を管轄する匝瑳市横芝光町消防組合では、平成28年に発生した糸魚川市大規模火災を教訓として、平成31年1月に木造の建築物が多い地域など、大規模な火災に繋がる危険性の高い地域を対象とした、木造密集地域警防計画を策定しています。延焼危険度のランクで地域を指定し、道路状況や水利状況などを事前に確認した上で警防計画を立てることで、火災予防対策に取り組んでいます。当町では、延焼危険度が高い地域で、危険物施設等がある区域を第2種危険区域として、東町区、橋場区の一部を、延焼危険度が高い地域で危険物施設等がない区域を第3種危険区域として、本町区、上町区、栗山区、古川区の一部が指定されています。なお、延焼危険度が極めて高い区域である第1種危険区域の指定はありません。

次に、被災された方への支援はあるのかについてですが、火災に限らず、災害救助法の適用を受けるに至らない災害を受けた場合には、横芝光町災害見舞金支給要綱に基づき、被災者に対し災害見舞金が支給されるほか、横芝光町社会福祉協議会、共同募金会及び日本赤十字社からの見舞金や毛布などの災害救援物資の配給を受けることができます。また、火災で発生したゴミ処理については、消防署から罹災証明を取得し、一般廃棄物処理手数料減免申請書を山武郡市環境衛生組合へ提出することで、減免を受けることができます。なお、搬入できる火災ゴミは、罹災家屋に関するものなど一定の条件があるため、組合へ事前の確認が必要となります。

次に、防火対策の状況はの公共施設で取り組んでいることはについてですが、消防法その他関係法令に基づき、公共施設の安全確保に努めております。具体的には、各施設において火災報知機や屋内消火栓などの消防用設備を設置するとともに、法令に定められた基準に従って、業務委託による定期的な保守点検を実施しています。点検結果に基づいて必要な修繕や改善を速やかに行うとともに、職員に対する防火管理の徹底や訓練の実施など、ソフト面における対策についても取り組んでおります。

次に、個人住宅で取り組んでいることはについてですが、町と匝瑳市横芝光町消防組合では、個人宅における基本的な防火対策として、火災報知器、感震ブレーカー、消火器などの設置を推奨しています。また、火の取り扱いについても十分に注意していただくなど、日常的な防火意識を高めることが重要であるため、これらの防火対策を個人住宅で実践していただくことが町全体の安全確保に繋がると考えております。今後も引き続き、ホームページへ

の掲載や各種イベント時にチラシを配布するなど啓発活動を行うとともに、まちづくり出前講座で家庭における防火対策について講話を行い、町民の防火意識の向上と実効性のある対策の普及に取り組んでまいります。

次に、消防団で取り組んでいることはについてですが、日頃の消防団活動として、火災時の消火活動に使用する消防車両、消防ポンプ、消火栓や防火水槽など、機械器具点検や消防水利の維持管理に努めているほか、防火パレードの実施や産業まつり時に啓発ブースを出展するなど、火災予防に関する意識啓発活動を行っています。

また、いざ火災等が発生した際に迅速に対応できるよう、放水訓練や各種研修会などを定期的実施し、地域消防力の向上に取り組んでおります。

〔環境防災課長 平野和美君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

〔教育課長 野村浩光君登壇〕

○教育課長（野村浩光君） 森川貴恵議員ご質問の大綱１点目、当町における火災対策についてのうち、小中学校において防火教育として取り組んでいることはにお答えいたします。

千葉県教育委員会作成の学校安全の手引き災害安全編では、日常時、授業時、避難訓練時などでの災害における指導の内容例が掲載されており、火災の指導例を参考に、町内各小中学校で防火教育を推進しています。

授業の中では、火事にならないよう気をつけるべきこと、万が一火事になった時に行動すべきことについて指導しております。特に、火を使う場面では、細心の注意を払うよう指導に努めています。例えば、家庭科の調理実習や理科の実験では、学習時の火の使用前の安全確認、初期消火準備の確認をしております。小学校３年生の校外学習では消防署を見学し、火事にならないよう気をつけるべきことや、万が一火事になった時に行動すべきことを消防士から直接教わり、事後学習でノートに整理し発表するなどの防火教育を行っています。

また、町内各小中学校で、火災を想定した避難訓練を行っています。例えば、避難経路の確認、消火訓練体験、煙道避難体験、シューター訓練などがあります。学校によっては、消防署員が直接来校し、より安全な避難の方法をご教授いただいております。

他にも、火災にならないよう気を付けてもらいたいことを児童生徒や保護者に伝達、周知しております。主に児童生徒には、長期休業前の全校集会、学級活動で教員が花火やたき火など火の取扱いについて話をし、注意喚起を行っております。さらに、長期休業のしおりや学校からのお便りで、保護者にも伝達、周知をしております。

今後も引き続き、児童生徒一人ひとりが防災意識を高められるよう、小中学校での防火教育を推進してまいります。

〔教育課長 野村浩光君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、通告順に再質問お願いいたします。

1番の当町における火災対策のところ、項目ちょっと分かれはしたんですが、質問の中でごちゃごちゃになることがあるかもしれませんが、1から4まで、申し訳ありませんが、よろしくをお願いいたします。

まず最初、当町でも林野火災、最近は大きなものが多くて、これ、一旦火がつきますと、1週間ぐらい燃えっ放しとか、消せなくて、非常に自衛隊まで出動したりとか、よくニュースで見ます。当町にもそういうのあるのかなと、さっき耳を澄ましておりましたが、林野火災3件あるということでした。たき火が主な原因ということで、林野火災の原因にはやっぱりたき火、これ、多いと思います。たき火といいますか、火入れ、それから落ち葉だき、よく田んぼの周りとか、野焼きとかやっていますが、これは事前に何かやりますよとか、そういう許可のようなものが要るのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいのですが、よく個人宅で火を燃やしておりまして、煙がしみるとか、すすが飛んでくるとか、住民の方が困っていらっしゃる方もいます。何かこういう火入れ、落ち葉だき、野焼きについて区別があるのか、許可があるのか、その辺はどうなっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 森川議員のご質問にお答えします。

野焼き、落ち葉たき等のそういったものにつきましては、本来、廃棄物の処理という観点からすると、燃やすという行為は禁止されておりますが、その中で例外規定といたしまして、日常生活で社会通念上行われているような落ち葉たきとか、そういったものであったり、あと、農林漁業を営むためやむを得ないもの、そういったものにつきましては、軽微なもの等を除外されているということで、例外規定がされております。

また、そういった野焼き等の行為をする場合、火災と間違われてしまいますと、消防隊のほうで通報を受けて出動することになりますので、事前に火災と間違わないための火災と紛らわしい煙等を発生するおそれのある行為等の届出という届出を出していただくことになっております。これによって、火災との認識を区別できるように、消防組合のほうでも行って

おります。あくまでも許可をするものではございませんので、これについては届出を出していただいて、火災と間違わないような対応をとるという形をとっております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 許可ではなくて届出ということで、じゃ、焼きますよと言えばほぼ全て認められるという理解でよろしいでしょうか。ただ、普通の方というか、一般の方は見ていると煙が上がってびっくりするような状況もあるんですね。それから、煙いとか、すすが飛んでくるとか、虫除けのために焼くこともあるということは存じておりますが、この辺の何か対処の仕方といいますか、そういうのがあれば、事前に今日はここの地区で煙が上がりますよみたいなのを防災無線で教えていただけたらとか、何かそういうことはないのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 実際に煙等の苦情であったり、臭いの苦情、そういったものが寄せられた場合については、環境防災課等でもお話をさせていただきに行きまして、やめていただく、そういうような指導を行っております。

また、消防署につきましても、当然、危険性のあるものだということで、通報があったり、あと、警戒体制をとっております、例えば建物に近いほうへ延焼しているだとか、危険性を感じた場合には、実際に行方をされている方にお話をさせていただいて、やめていただくというような形をとっております。

また、周知という点では、地域で農業経営だとか、そういったもので毎年行っているようなものだとか、大規模なものにつきましても、地域で話し合いをしていただいて、事前に周知をしていただくような努力をしていただいております。

また、届出を受理したときに、環境防災課のほうでも、その辺の指導をさせていただきまして、乾燥注意報だとか、そういったものが出ている場合は、気をつけてやっていただくとか、事前に地元の消防団に待機をしていただいて、十分に注意をしてやっていただくというような形でお話をさせていただいております。よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

届出の段階で、多少見極めていただけるとお思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、2026年1月から、林野火災が発生したり延焼しやすい状況になると、全国の自

治体で、林野火災注意報と林野火災警報が発令されることになりました。当町で今までこのような警報が発令されたことはありますか。それから、発令された場合にはどのように周知するのでしょうか、教えてください。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 当町におきましても、管轄する匝瑳市横芝光町消防組合で、火災予防条例のほうを改正しておりまして、林野火災警報、林野火災注意報に対応するような形をとっております。ちなみに、1月、2月などの乾燥している時期につきましては、乾燥注意報が出て、日にちがほぼほぼ続くような時期があります。そういった場合には、基本的には、林野火災注意報というのが発令されている時期が多いと思われます。

これについては、先ほど申し上げた届出をされた方につきましては、実施前に消防署に問合せをしていただいて、消防署のほうで、現在、注意報が出ていますので、十分注意をしてくださいというような指導をさせていただきます。

また、林野火災警報につきましては、これはもう火入れができないということで、やってはいけないという警報になりますので、これについては、当然、届出を出していただいてもやれないと、やめてくださいというような指導になります。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 警報のほうは何か二、三日の天気状況で突然出る場合もあると思いますが、消防署のほうから指導していただけるということで、安心いたしました。

じゃ、次に、火災の原因で、空き家からの出火というのも結構あると思います。昨年11月、大分市佐賀関で発生した住宅密集地の火災では、空き家が延焼拡大の一因と指摘されており、消防庁では情報の把握や改善指導の手順をまとめた手引の策定を検討しているそうです。

当町でもそういう危険な空き家の把握はありますか。

○議長（小倉弘業君） 都市建設課長。

○都市建設課長（林 栄司君） 空き家のほうにつきましては、空き家対策計画のほうを策定しておりまして、空き家の件数のほうを把握して、場所も把握しております。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） その空き家が火災の延焼上危険ということで、何かお知らせとか、周知のようなことはありますか。

○議長（小倉弘業君） 都市建設課長。

○都市建設課長（林 栄司君） 火災の発生に対しての周知等はしておりませんが、住民等から木が張り出しているとか、家が倒れそうだとかということで苦情があった際には、所有者を調べまして、改善していただけるよう通知のほうを発送しております。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

ただ、空き家は周知の仕方もすごい非常に難しいので、やっぱりこれも自治会や消防団の方の力をお借りしなければならない場面が出てくるのかなとも思います。よろしくお願いたいと思います。

先ほど（2）の危険箇所の把握のところ、第2種の危険地域が東町にもあると、そういうふうなことが聞かれましたが、それをそこに住んでいらっしゃる住民はここは第2種の危険区域なんだよということを知っているのでしょうか。私はすみません、今、東町に住んでいながら、何か危ない地域に住んでいるんだなというところを知りましたが、東町全体がではないと思いますが、その辺のお知らせはどのように住民に知らせてあるのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 先ほどの木造密集地域警防計画、こちらにつきましては、匠瑤市横芝光町消防組合で策定しているものですが、これはあくまでも火災が起きた場合に広域に延焼が広がって、身体だとか財産に大きな影響を及ぼすということで、事前に把握をして、消防組合のほうが消火活動を迅速に行うための計画となっております。

例えば、木造住宅が密集していて、道路が狭くて、4トン級の大きな消防車が、進入が困難な道路がある地域だとか、消防水利の近くまで多少距離がどうしても出てしまうと、直近の水利まで大きな消防車では入っていけないだとか、そういった立地を総合的に検討しまして、どちらの方向から消防車両を誘導するだとか、水利部署に入るだとか、そういった防火体制を、火災のときの活動の訓練だとか、そういった行動に生かすための計画でありますので、そちらの地域に住んでいる方に、積極的にここが火災が起きた場合に危険ですよとか、そういったようなハザードマップ的な、そういうような計画ではありませんので、積極的な周知というのはしておりません。

ただ、防火啓発の中では、当然、ご自分の地域を知っていただいて、各自が火災が起きた場合に、どういう方向へ逃げたほうがいいのかとか、水利、そういったものがどちらの方向にあるかというのは、地元消防団でも当然把握していただきますし、そういったものという形で、日頃の啓発活動で皆さんには気をつけていただくような形をとっております。よろ

しく願います。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ハザードマップにこの辺はやっぱり火災になったら危ないですよと、ちょっとあると住民も違うのかなと思いますが、何か付け加えられたらいいかな。せっかくハザードマップ有効で、水害のときはとか、一躍住民の周知するところにもなったので、その辺もあるといいかなと思いました。何か機会があったら、再版のときは、消防水利の乏しいというか、場所というのを掲げられたらいいかなと思います。

今、課長のお話の中で、消火栓、それから消防の水利のお話がありましたが、そこについて少しお聞きしたいと思います。

町内に消火栓や防火水槽、見かけます。赤い標識で消火栓とか、防火水槽とか書いてあるのを見かけます。町内にどのくらい場所、何か所ぐらいあるのでしょうか。それから、基準、これだけの大きさに例えば1個とか、何軒に1個とか、そういう基準はあるのでしょうか。それを教えてください。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 水利のご質問にお答えします。

まず、現在、消火栓と防火水槽の詳細な数字につきましては、手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただければと思います。

また、消防水利の設置の基準につきましては、国のほうで、消防庁で水利の基準を設けております。これによって設置をするようにしております。消防水利につきましては、防火対象物からの距離で、こちらは都市計画法の用途地域で、隣接商業地域や商業地域、工業地域、工業専用地域、こちらにつきましては、防火対象物から100メートル以内に水利を確保することになっています。また、その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域につきましては、防火対象物から120メートル以内に水利を設けるといような基準になっております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

一応何メートル以内という基準があるということで理解いたしました。

ただ、見た目で何か古そうなものもあるんですが、これ、実際に本当に使えるのかなという状態のものを時々見かけることがあります。いざというときに使えるのでしょうか。また、

それを使った訓練等は、やっているのでしょうか、教えてください。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 消防水利の点検につきましては、まず、消防署のほうで定期的に水利の確認、点検をされております。そのほかに、地元消防団で、地域の防火水槽であったり、消火栓、そういったものの確認等をさせていただきまして、看板がついてなかったりだとか、周りに草が生い茂ったりだとか、そういったものにつきましては、地元消防団で管理をしていただいたり、あと、町の予算で看板等の設置をしたり、材料をお渡しして地元でつけていただいたりと、そういうような管理を行っております。よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） じゃ、古そうな、見た感じ大丈夫かなと思うのもあるんですが、点検はしていただいているということで、使えるのだと理解いたしました。

それから、防火対策、消防の消火栓、それから水槽、大事ですが、公共施設での取り組んで、ふだんからの心がけも大事だと思います。先ほど、学校ではいろいろ訓練をやっているということでしたが、公共の施設、プラムやそれから図書館、そういうところでは何か、それから病院もそうだと思いますが、そういうところの職員の避難訓練とか、患者さんを交えた初期消火のやり方みたいな、そういうものは行っているのですか。

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それでは、森川議員の質問にお答えいたします。

社会文化課では、町民会館、図書館、社会体育施設、社会教育施設、結構ございまして、全部で図書館を含む7施設につきまして、防火管理者、専任ということで、消防署のほうへ届けております。その中で、図書館では、年に2回消火の訓練ですかね、行っております。消火訓練というか、消防の訓練でございますけれども、内容的には、防災監視盤、放送設備、消火設備、防火扉だとか、消火栓、消火器の場所だとかを確認しております。また、場内放送を試験として、発災後、建物内の周知、職員による避難訓練等を行っております。

町民会館、文化会館にしても、同じような形で年2回行っておりますので、あと、そのほかには、図書館辺りだとカウンター委託協力員ということで、カウンターにいる職員の方も、あと清掃業者についても実施しているという報告ございますので、ご報告させていただきます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） プラムにおきまして、消火設備の点検、こちらは業者の点検と併せまして、職員の避難訓練も実施しております。年に2回程度やっております。

○議長（小倉弘業君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（吉田 潔君） 東陽病院におきまして、消防法に基づきまして、年2回の消防施設設備の点検を専門業者のほうに委託して実施しております。また、消防法の36条に基づきまして、年1回以上の防災訓練を実施しなければならないことから、保守点検業者立会いの下、東陽病院では年2回の防災訓練を実施しており、1回目の訓練では、院内の職員を集めて避難訓練、消火器を用いた消火訓練、災害が起きた際の指示系統の確認訓練を実施しております。また、2回目は3月27日に実施予定ですが、事務当直者を対象に、火災報知機が鳴った際の通報訓練、夜間時の緊急対応訓練などを予定しております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 各施設できちんと訓練が行われていて、非常によいことだと思います。こんなことやって役に立つのかなと思う場面もあるかもしれませんが、それが実際に役に立って、大いに多くの人の命が救われたということも聞きますので、よろしく願いいたします。

次に、個人宅で取り組んでいるところの中で、個人宅では何か火災報知機をつけなくてはいけない、消防法で平成20年6月から全ての住宅に設置が義務づけられているようですが、器具は10年での交換が一般的で、それでも途中で電池の交換とか、メンテナンスとかしなくてはならないようです。実際のところ、どのような状況なのか、分かる範囲で教えてください。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 個人のお宅の火災報知機の設置につきましては、消防法の改正により、議員おっしゃるとおり、義務化されております。消防組合と環境防災課では、啓発活動を行いまして、設置をしていただくように周知をしております。

また、消防組合で各家庭を、地域を決めまして、巡回をさせていただいて、火災報知機の設置状況だとか、そういったものをお聞きして回っているような、そういう活動も行っております。例えばお年寄りとか、独居でお住まいの方だとか、そういった方も火災の被害の危険性ありますので、そういった方を中心に、啓発も含めて回ったりだとか、そういった形でついていないというところにつきましては、早急につけていただくような形でご説明をさせ

ていただいております。

また、改正後10年経過しておりますので、当初つけた方についても、もう10年以上たつ方が多くいらっしゃると思いますので、そういった方については、つけたままではなくて更新をしてくださいというようなお話をさせていただいております。また、つけている方については、検査のボタンだとか、そういったものがありますので、ご自分でちゃんと動作を、日頃きちんと動作しているかどうかを確認していただければ、万が一のときに有効に作動すると思っております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） これ、とても難しい問題で、よく消防署のほうから来ました、火災報知器点検しますとか言って、実は詐欺だったとか、高額を請求されたりとか、何かそういうことで、随分お年寄りも、お年寄りだけでなく、高齢者とか、あと住民もナイーブに、神経質になっていると思います。その辺間違えられないような何か方法があったらいいなと思います。

それで、こういったことに、例えば障害をお持ちの方、それから高齢の方だけでも、何か特別な補助とか、そういうことってありますか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 現在、当町におきましては、そういった補助の制度は行っておりません。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

ただ、やっぱり高齢者が一番逃げ遅れるというか、そういう感じなので、何かあったら火災報知器とかそういうのを積極的につけていただきたいなと思うところです。何か余裕がありましたら今度、今後のご検討にしてください。

それから、最後に学校のところで、横芝小学校、新しくなって、その後に火災訓練って行っているのでしょうか。避難する場所、児童にとっては、各学年全部初めてだと思いますので、もう行いましたか。お聞きします。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） こちらのほうは、特に消防署に講師をお願いして、消火器の使い

方、特に水を入れた練習用の消火器の使い方等を体験してもらって消火訓練を行っているとか、当然、避難経路の確認等も含めて実施させていただいております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

学校で勉強すると、子供はおうちへ帰って、今日ねこんなことやったよって、おうちの人に話すので、非常に有効だと思います。ぜひ学校での教育、よろしく願いしたいところです。

次に、最後に2番、町長の政治姿勢について、2点お聞きしているところですが、食肉センターの今後については、印旛食肉センターと統合の話を進めているということで、これはもう議会のほうでも何回か町長からお話があって、統合に向けて足並みがそろっていると理解しております。

東陽病院についてですが、今、町長のご答弁の中では、いつ出てくるのかな、いつ出てくるのかなと思っていたら、最後まで出てきませんでしたので、ちょっとお尋ねしたいと思います。

2026年1月15日に新聞の中にちらっと見たのですが、佐藤晴彦町長が匝瑳市と一緒に新病院を建設しようと言ったら、それが一番いいと返事をしていただいたそうです。ある議員の方が佐藤町長に、匝瑳市と一緒に新病院を建設しようという話を持ちかけたそうです。そうすると、佐藤町長がそれが一番いいと返事をしてくださったということです。

それで、匝瑳市にとっては非常にありがたい話なので、前の、前というか、今もそうですが、宮内市長に佐藤町長とお話をなさって、佐藤町長は宮内市長と二度会って、一緒にやりましょうと言ってくださったそうですが、市長はうちはうちでやるのでできない、一緒にできないと断ったというお話を見ました。実際このようなことがあったのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 実際ございました。正式な場での話合いというものではなかったんですが、実際現実問題としてこれだけ人口減少、今の先ほどの今病院の経営が苦しくなっている原因、人口減少ですとか、また、医師の確保の難しさ、そしてまた近隣に新たな病院が改築されたりできたという状況の中で、学校ですとか、統廃合がどんどん進んでいるという状況が全国的にもあるわけですが、なかなかその病院の統廃合ってのは進められない。

どこにその原因があるのかというと、やはりこれは宮菌議員の質問でもあるんであれですけども、やっぱりその病院、医療機関においても、これだけの人口減少等がある中においては、現実には、せんだって山武郡内の首長6人が全部集まりまして、千葉県の医療構想についての、公式といえば公式ですけども、お話があった中で、今、山武郡内に公立病院が4つあります。そのうち、芝山以外が全部関係している自治体が関係している状況にある中で、その中でちょっと正確には忘れちゃいましたけれども、たしか毎年の一般会計からの繰出金が20億以上、20数億円、30億円近い一般会計予算が繰り出しをされている状況の中で、果たしてこれからもっともっとそれが増えていくだろうという状況の中で、やはりこの病院の統廃合というのは、私も思っていましたし、ただ、病院というのは、各市町、自治体の中において、首長にとってみれば選挙というような状況の中で、日々住民の意見として、やっぱりおらいの町には、おらいの市には病院が必要だというような認識は当然思っていたいていと思うんですね。

だから、そこに選挙としての影響が出てしまうんじゃないかというような思いの中で、なかなか今までも、銚子でもそうだったし、山武市でもそうだったし、医療体制が選挙の争点になるということが極めて多々ある状況でございますので、ただ、ここは本当に今までと違ったこの人口減少の中で、しっかりとそれについても、勇気を持って踏み込んでいかなければならないんじゃないかという思いの中で、宮内市長にも二度ほど一緒にやろうよと言ったんですが、その話はなかなか進められなかったという話の中で、以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 私が申し上げているのはそういうことではなくて、宮内市長と一緒にやろうよとおっしゃった場なんですけど、それは飲食を伴う社交場での意見交換会ですか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど申し上げましたが、公式のものではないので、記録はないし、それはどうなんでしょうね、そういう場だったかもしれませんが、現実問題として、この問題については、真剣に思いを伝えた状況の記憶がございますので、どの場所だったかについてはちょっと分かりませんが、それを餌に飲むということは100%ありません。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 飲食を伴う社交場での意見交換会では、つい口も緩くなったりとか、気持ちも大きくなったりとか、そういう感じで出たことかもしれませんが、まず第一に何が

というと、食肉センターの場合は、もう議会議員全体が理解しています。もうこういう状態だから、合併というので分かっています。ただ、病院のことは、知らないのにこういう折り込みで新聞に入れられた。町民はこれはもう決まることなのかなというんで、何か議会を非常に軽視しているような気を受けました。

個人のことは町長がご自分で決められますが、町民をしまった町のことについては、大事なことを決めるときは、やはり報告と連絡と相談が大切なんじゃないかなと思います。議会を軽視しないで、何かそういうことを報告、連絡、相談しながら進めていただきたいなと思ったのですが、いきなりこういう折り込み入れられると、独断で決められているのかなって、長期政権の上にあぐらをかいていらっしゃるような気を受けました、私は。ほかの方もそういうふうを受けた方、非常に多かったんじゃないかと思います。ぜひそういう大事なことを決めるときは、事前に何か了解というか……

○議長（小倉弘業君） 森川議員、通告の時間があと1分となっていますので。

○7番（森川貴恵君） はい。入れていただきたいなと、最後1分お願いします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、食肉センターにつきましては、印旛食肉センターとの合意形成がなされている中で、今実際に千葉県農林水産部畜産課を間に挟んで進められている検討課題でございますので、それは逐次議会にも報告をさせていただいているところでございますが、病院問題については、まず最初の部分において、一緒にやろうよと言って、そう考えましょうよという話が向こうからあれば、当然議会にも相談しながら、向こうがこういうような理由で頑張って一緒にやっていただけるという話があるんで、いかがでしょうかというようなお話をさせてもらおうとは思っていましたが、もう最初の部分で、もう閉ざされちゃった部分を、言ったけれども駄目でしたという報告を議会に相談するというような、私には選択肢はございませんでしたので、あえて議会には言っていませんでしたが、私も病院の統廃合については、これができるものであれば、これは本当に素晴らしいことだなという思いがございましたので、向こうの反応を見させていただいたということの状況でございます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 以上で森川貴恵議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

（午前11時00分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 09 分）

○議長（小倉弘業君） ここで、先ほどの森川貴恵議員の一般質問に対する当局の答弁に答弁漏れがありましたので、環境防災課長より説明をお願いします。

環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 先ほどの森川貴恵議員の消防水利の件数ですが、令和 6 年度末時点で、防火水槽、池等の水利が 389 か所、消火栓が 669 基となります。よろしくお願いします。

◇ 宮 菌 博 香 君

○議長（小倉弘業君） 一般質問を続けます。

宮菌博香議員。

〔9 番議員 宮菌博香君登壇〕

○9 番（宮菌博香君） 議長のお許しをいただきましたので、宮菌博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、2 月 8 日に執行されました衆議院議員総選挙は、高市旋風により自由民主党が戦後初めて単独政党で定数の 3 分の 2 を上回る 316 議席を得た、圧勝の選挙で終わりました。しかしながら、早くも政治と金の問題が発生しました。法的に違法性はないということですが、このたびの衆議院議員総選挙に当選した自由民主党議員全員に高市首相から約 3 万円相当のカタログギフトが配付されたということでもあります。私たち庶民には到底理解できないようなことが、当たり前のように永田町では行われているということでもあります。

そして、世界的には、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が長期化するとともに、今月に入り、アメリカ及びイスラエルとイランとの関係が悪化し、武力衝突により不安定な中東情勢になっています。現在はホルムズ海峡が事実上閉鎖される事態になり、医薬品の原薬や原油価格の高騰などが懸念されます。このようなときこそ、政府におかれましては、国民生活が侵されることなく、平穏な生活が送れるように、各種施策を早急に実施していただくことを大いに望むものであります。

スポーツ界におきましては、2 月 6 日から 17 日間にわたり、ミラノ・コルティナオリンピ

ックが開催されました。日本選手の活躍は、私たち国民に多くの感動を与えてくれ、冬季オリンピックとしては過去最高の24個のメダルを獲得しました。そして、昨日まではワールドベースボールクラシック、WBCの第1次ラウンド、グループCが東京ドームで行われていました。日本は1位通過し、今後はアメリカに渡り、準々決勝以降に臨むわけではありますが、前回大会に引き続き、優勝することを期待するものであります。

また、現在は国技であります大相撲の春場所が8日から始まっており、19日からは、阪神甲子園球場で選抜高校野球大会が開催されます。本県からは、専修大学附属松戸高校が出場しますが、野球王国であります千葉県代表として、頑張っていただきたいと存じます。

さて、当町におかれましては、年度末を迎え、今年度のまとめや来年度から始まる新総合計画を基調とした各種施策を展開するための準備、基幹産業である農業の活性化と優良農地の確保、行政運営や健全財政を維持するための対応、2029年3月に3本目の滑走路が供用開始予定の成田国際空港の更なる機能強化に伴う各種対応、2025年に後期高齢者になった団塊世代をはじめとする高齢者対策、さらには、減少に歯止めをかけるための少子化対策等、早急に対応していかなければならない事項が山積みされております。佐藤町長におかれましては、働いて働いて働いていただき、次世代が我が故郷と自信を持って言えるようなまちづくりをお願いするものであります。

それでは、大綱2点について、一般質問をさせていただきます。

大綱1点目としましては、町長の政治姿勢について5点伺います。

1点目として、東陽病院と匝瑳市民病院の統合についてですが、2月8日に匝瑳市市長選挙が執行されましたが、2月3日の千葉日報に掲載されていた記事の中に、ある候補者が移転建て替え計画が進む市民病院については、横芝光町の東陽病院と統合して、新病院を建てると述べ、現計画を白紙に戻すと主張。成田空港関係の財政支援を受けられる隣接に建設することで、市の負担を抑えられるとし、企業版ふるさと納税の強化などで財源確保に取り組む考えと示すと記載されていましたが、その経緯について町長にお伺いします。

2点目として、町道Ⅰ－7号線（寺方地先外）の道路改良についてですが、この道路は、栗嶋橋の横芝側の取付け道路であります。栗嶋橋の完成が平成25年5月であります。それから既に10年以上の歳月が経過していますが、現在の進捗率は31.5%であります。早期に完成させる必要があると思いますが、町長のお考えをお伺いします。

3点目として、自動運転モビリティ事業についてですが、事業実施に当たり、当初の予定では、自主財源は使わないということから始まったわけではありますが、現在の状況では、一

般財源も支出されており、実証実験の中で一番問題になっていることは、利用者がほとんどいないということであります。したがって、当町には自動運転モビリティ事業については、なじまないと思われます。このような状況を踏まえ、そろそろ結論を出す時期に来ていると思われますが、町長のお考えをお伺いします。

4点目として、横芝駅北側周辺まちづくり事業についてですが、今年までに何度か説明を受けており、JRと協議している中では、北側改札ができそうな状況になっているとのことでしたが、先般の町当局からの説明では、莫大な予算が示されました。それらを踏まえると、早急に事業実施する必要があるのか、疑問が残ります。

なぜかといいますと、町長は、芝山鉄道の延伸は行なわないと断言しました。芝山鉄道が延伸され、総武本線と接続することにより、鉄道周辺は栄えることが見込まれ、民間活力の導入が期待できます。しかしながら、現在の状況では、人口は減り続け、財政投資をしても活性化するように思えません。それであるならば、横芝駅北側周辺まちづくり事業に投資する経費を、もっと必要性のある事業に充てたほうが、町としてもメリットがあるように思われてならないんですが、町長のお考えをお伺いします。

5点目として、こどもの国跡地周辺整備についてですが、町長は、民間が介入することで、事業実施を早めることができるということでしたが、いまだに何も見えてきていない状況にあると思われます。町長はどのようなお考えを持っているのか、お伺いいたします。

続きまして、大綱2点目の成田空港関係について2点お伺いします。

1点目として、民家防音工事についてですが、この件については、令和7年6月定例会でも質問しています。そのときの町当局の回答としましては、第3滑走路の供用開始までに、対象件数の工事が完了するかについては、町が明言できるものではございませんが、現在の進捗では厳しいのではないかと感じております。申請から着工までの待機が続く中、航空機の騒音対策として実施されている防音工事が計画どおりに進まず、住民の生活環境に支障を来してしまうおそれがあることは、町としても真摯に受け止め、迅速に対応しなければならないと考えておりますと回答をいただいています。そこで、いま一度申し上げたいと思います。第1種区域防音件数は3,700件に対し、令和7年12月31日現在の防音工事進捗状況は、受付2,376件で64.2%、決定1,422件で38.4%、確定1,274件で34.4%という状況になっています。民家防音工事が行われたのは、令和2年度からだと思います。このような状況では、2029年3月、令和11年末には終わらないと思います。

そして、現段階で1,320件、36.8%の世帯が申込みをしていないという事実があります。

これらについても、空港会社と十分な協議を行い、再度周知し、その理由を把握する必要があると思います。そして、民家防音工事と空調工事、エアコン設置がセットになっているということについても検討する必要があると思いますが、町長のお考えをお伺いします。

2点目として、町からの要望事項についてはどのようなになっているかについてですが、この件につきましても、令和5年6月定例会で質問をしています。そのときの回答としては、芝山鉄道の延伸については考えていないということでありました。その他の要望事項については、歯切れの悪い回答でありましたが、現在どのような状況になっているのか伺うものがあります。

といいますのは、1点目でも申し上げましたように、第3滑走路が供用開始になる2029年、令和11年3月まで、あと3年余りしかありません。成田空港と共生共栄をしていくということであるならば、町長としての姿勢を示すと同時に、お考えをお伺いするものであります。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の明快なご答弁をお願いいたします。

〔9番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速宮菌博香議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、大綱1点目、町長の政治姿勢についてのうち、東陽病院と匝瑳市民病院の統合について、横芝駅北側周辺地区まちづくり事業について、こどもの国跡地周辺拠点整備について、それと大綱2点目、成田空港関係についてのうち、町からの要望事項については、どのようなになっているのかについてお答えをさせていただき、その他のご質問につきましても、各担当課長から答弁させますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

初めに、東陽病院と匝瑳市民病院の統合についてでございますが、森川貴恵議員のご質問の東陽病院の今後についての考えは、答弁と重複する部分がございますが、ご了承願いたいと存じます。

東陽病院の厳しい経営状況につきましては、施政方針はじめ詳細につきましては、事務長から議会議員全員協議会でもご説明をさせていただいたとおりでございます。平成28年3月に県が策定いたしました千葉県地域医療構想では、山武長生夷隅圏域で病床数過多による病床数の縮小や機能転床等が示されたほか、赤字病院の統合などが推奨されておりました。令

和元年9月には、厚生労働省から公立・公的病院の再編・統合再検証では、対象病院として東陽病院も公表をされました。当時の対応といたしましては、他の病院との統合を避け、経営改革を図るべく、令和元年度には病棟改修を行い、療養病床の一部を地域包括ケア病床へ転床し、総病床数も100床から95床へ縮小するなどの対応を講じました。しかしながら、東陽病院を取り巻く環境は、人口減少に伴う患者数の減少をはじめ、物価高騰や人件費上昇による委託費等の増、人事院勧告に伴う給与費の増、医師確保の問題、さらには、近隣に新設・改築した医療機関が増えるなど、病院経営は一段と厳しい状況となっております。これは匝瑳市民病院も東陽病院同様、経営状況については変わりないと考えております。

つきましては、経営難である匝瑳市民病院との統合は、千葉県医療構想に基づく選択肢の一つでもあり、決して除外するものではないと考えられ、また、匝瑳市民病院の建て替えについては、県からも統合等の方針案も打診された時期もあったと聞いております。

このようなことから、匝瑳市民病院との統合につきましては、経営の厳しい両病院にとって極めて大きなメリットがあるものと考え、以前、匝瑳市長の宮内市長に対して、将来的な問題として、非公式ではございますけれども、打診したことがございます。その事実を知る候補者が、匝瑳市長選挙において、選挙公約として掲げたものだと認識をしているところでございます。

次に、横芝駅北側周辺地区まちづくり事業についてでございますが、昔の駅前商店街の賑やかな光景をご存じであれば、現在の駅前に寂しさを感じる方も多いと思います。それでも横芝駅は、通勤や通学のために多くの町民が利用し、送迎の車をはじめ、バスやタクシーが集まる交通の結節点であることは、これからも変わらないと考えております。

そこで、令和5年3月には、横芝駅北側に隣接する工場跡地約2.4ヘクタールの所有者でありますベルテクス株式会社と、連携と協力に関する協定を結ぶことができました。町民アンケートや有識者、そして土地所有者の意見を伺いながら整備構想をまとめているところでございます。

横芝駅の北口整備が実現すれば、駅の利便性は飛躍的に向上するだけでなく、まちの玄関口にふさわしい新たな都市拠点が集積され、駅周辺市街地の活性化が期待されます。人口減少を見据えたコンパクトシティを目指すための、未来に向けた事業であると認識しているところでございます。

今のところ、用地の活用や交通広場とアクセス道路の整備、それと同時に横芝駅北口の整備を進めると、開設までに約10年という中長期的なまちづくりになります。将来の財政負担

をできるだけ減らせるように、ＪＲにもご協力をいただきながら、事業費の圧縮に向けて検討してまいります。

次に、こどもの国跡地周辺拠点整備についてでございますが、令和６年３月にリゾート開発を手がける株式会社ユニマットプレシャスと、屋形地区公有地周辺活用検討パートナーに関する覚書を締結いたしました。この覚書は、遊休地のまま活用されていない横芝海のこどもの国跡地約３．２ヘクタールや旧国民保養センターのあった町有地約０．４ヘクタール、栗山川漁港や保安林などを含めた周辺の公有地について、民間活力によって再開発を目指すもので、活用検討パートナーにより調査検討が行われております。

進捗状況といたしましては、県有地の横芝海のこどもの国跡地に残されている約８００本の基礎杭につきまして、活用検討パートナーから指摘されていることから、県により撤去に向けた検討が進められております。それに関連いたしまして、町有地にも残置物が残されていないか、土地の地歴について調査するための委託費を、令和８年度当初予算案に計上させていただいたところでございます。このような状況を活用検討パートナーにも共有させていただきながら、事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

次に、大綱２点目、成田空港関係についてのうち、町からの要望事項については、どのようになっているのかについてでございますが、成田空港の更なる機能強化に関しましては、平成２９年２月に国、千葉県、空港会社に対して行った、成田空港の更なる機能強化案に係る地域振興策の要望及び、平成２９年７月に千葉県に対して行った成田空港周辺の地域づくりに向けた検討事項の要望を行っており、その要望事項をもとに、現在の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

まず１つ目、芝山鉄道の芝山千代田駅からＪＲ横芝駅までの延伸でございますが、これまでも莫大な費用及び時間を要することから、芝山鉄道の延伸は今の段階では必要ないと答弁しており、現時点でも難しいものと捉えております。しかしながら、成田方向へのアクセスを強化することは非常に重要であるとの認識のもと、横芝光号成田便は運行当初１日２０便であったものを、令和５年には２３便に、令和６年には３０便へ増便する等、アクセスの強化を図っており、今後は空港シャトルバス等を含めた空港南側での広域連携による交通網の形成に向けて、検討を重ねてまいります。

２つ目、総武本線のＪＲ横芝駅発着便の増加等につきましては、毎年総武本線沿線の市町村と合同でＪＲ東日本千葉支社へ、通勤時間帯の特急の運行や快速列車の誘致等、利便性向上のための要望をしております。ＪＲ東日本千葉支社からは、利用状況を鑑みると、現状で

は厳しいとの回答をいただいておりますが、引き続き粘り強く要望活動を続けてまいります。

3つ目、成田国際空港へ直結する道路整備等についてでございますが、千葉県が実施した基礎調査を基に、計画の具体化が進められ、本年度、横芝光インターチェンジ入口から主要地方道八日市場八街線までを結ぶ区間延長約4kmの直結道路が、一般県道横芝停車場吉田線バイパスとして事業化が決定いたしました。これに伴い令和8年1月22日には、住民に向けた説明会が開催され、今後は地形測量、土質調査など、実施に向けた準備が進められてまいります。

4つ目工業団地の誘致、5つ目の空港関連企業の誘致、6つ目公共機関等の誘致につきましては、具体的な進捗はございませんが、千葉県による成田空港を核とした産業形成可能性調査で、産業拠点整備についての検討を、企業誘致に向けた工業用水の確保と地下水利用可能量の調査で、企業誘致に必要な用水の検討が実施されております。誘致先の整備等も含め、時間を要する取り組みとなりますので、引き続き関係機関と連携を深め、誘致に努めてまいります。

7つ目、土地改良事業の実施でございますが、現状といたしましては、経営体育成基盤整備事業（南条支線）を3つの地区に分割し、農業者を中心とした地元の方や関係機関と協議を行い、1期地区は令和10年度、2期地区は令和11年度、3期地区は令和12年度の事業採択を目標に推進しております。計画概要書作成や換地業務の準備を進めております。

8つ目、栗山川及び高谷川の河川改修等治水対策でございますが、千葉県において栗山川の清長大橋から高谷川合流点までの河道掘削を集中的に実施し、河道断面の拡大を図る治水対策が進められております。令和7年度は清長大橋付近、新栗山橋付近、銚子連絡道路付近等での河道掘削を実施していただいております。河道断面が広がることで、治水対策が漸次進んでいると考えております。引き続き、令和8年度以降も未実施箇所の着実な掘削を千葉県へ働きかけてまいります。

9つ目の成田用水施設機能強化でございますが、成田用水改築事業として、各施設や水路の老朽化対策と大規模地震対策に令和元年度から着手し、令和7年度末時点の進捗率は約70.6%と見込まれ、令和10年度の事業完了を目指し進捗が図られております。

以上、各要望項目の進捗をご説明させていただきましたが、機能強化合意に先立ち、要望を提出してから8年が経過し、道路、河川など関係機関のご尽力により着実に事業が進捗しており、引き続き要望事項の実現に向けて、関係機関との調整を図りながら要望活動を続けてまいります。

一方、時代の趨勢に合わせ、今後、何に重点を置き、優先させるべきかは、皆さんとご協議を重ねながら進めてまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 林 栄司君登壇〕

○都市建設課長（林 栄司君） 宮菌博香議員ご質問の大綱１点目、町長の政治姿勢についてのうち、町道Ⅰ－７号線（寺方地先外）の道路改良事業についてにお答えします。

町道Ⅰ－７号線道路改良事業は、旧横芝町と旧光町の合併協議の際に掲げた新町建設計画の第３章、環境と調和した快適で安全なまちづくりの、主な事業の施策の交通環境の充実の中で、栗嶋橋橋梁架替事業及び取付道路整備事業としてうたわれており、栗嶋橋は平成25年５月20日に開通し、富下地先、町道Ⅰ－18号線から於幾地先、町道A241号線との交差点まで、延長560mが繋がり、現在、於幾地先の交差点から寺方地先、主要地方道横芝下総線と一般県道横芝山武線とのＴ字路までの区間、1,168mの事業に取り組んでおります。

また、宮菌議員がご質問の中で仰せられたとおり、事業の進捗率は令和７年３月31日時点、事業費ベースで約31%となっております。交付金などの歳入状況や道路予定地の相続が完了していないなど、用地交渉が難航していることもあり、道路整備の進捗が遅れているところではございますが、町道Ⅰ－７号線は、近隣市町とのアクセス向上を図るべく、幹線町道として町の発展のために重要な道路でありますので、地区住民の理解を得ながら、早期に完成ができるよう、道路改良事業に努めてまいります。

〔都市建設課長 林 栄司君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 宮菌博香議員ご質問の大綱１点目、町長の政治姿勢についてのうち、自動運転モビリティ事業についてと、大綱２点目、成田空港関係についてのうち、民家防音工事についてにお答えいたします。

自動運転モビリティ事業についてですが、国庫補助金を活用した持続可能な新しい交通サービスの実現を目指す新規事業として、令和５年９月に事業採択を受け、公道における自動運転バスによる実証走行と、事業採択要件の一つでもあります自動運転レベル４の社会実装と公共交通としての移行を検証するため、通年による運行を実施してまいりました。

本事業は、令和7年度をもって3年目を迎えていますが、現在までの事業経過における議会等からの評価やご意見をいただき、令和7年12月議会定例会における市原成一議員からの一般質問で答弁いたしましたとおり、本事業継続について慎重に検討してまいりました。その結果、先般の2月27日議会議員全員協議会でご説明いたしましたとおり、本事業につきましては、実証事業としての成果と課題を十分検討の上、町当局としましては、令和7年度をもって終了することといたしました。

自動運転モビリティ事業は、今までにない新しい移動サービスを展開し、当町の魅力向上や新たな定住者の獲得など、これからのまちづくりに貢献するものとして実施してまいりました。また、自動運転サービスは、今後更なる進展と、国内外において大きな需要を迎えるものと認識しております。当町としましては、培った3か年の事業実績と成果、課題等を丁寧に整理し、ご支援いただきました関係機関との調整を行いながら、改めて公共交通の在り方を検討してまいります。

次に、大綱2点目、成田空港関係についてのうち、民家防音工事についてですが、成田空港の更なる機能強化による当町における騒防法第1種区域の防音工事助成対象件数は3,700件であり、令和7年12月末現在の確定件数は1,274件で、進捗率は約34%となっております。令和7年6月議会定例会一般質問でお答えさせていただきました進捗状況と比較しますと、確定件数は5%の増となっております。

令和10年度末の第3滑走路の供用開始予定までに、全対象件数の工事が完了するかどうかにつきまして、防音工事助成事業を進めるにあたり、住民のご都合やそれぞれの生活事情にあわせた申請が前提となっていること、また、施工体制の確保、設計・申請手続き期間等に左右されることから、全対象件数の工事完了については、現時点では厳しい状況にあると考えております。

しかし、防音工事は、空港の機能強化と地域住民の生活環境の両立を図る上で極めて重要な施策であり、防音工事を希望される方に対しては、供用開始までの着実な事業推進が求められるものと考えております。成田国際空港株式会社においては、防音工事の早期完成に向け、交付申請手続きの効率化として各種取り組みを実施しており、直近では更なる進捗向上策として、積算マニュアルやよくある質問リストの大幅な見直し、審査業務におけるクラウド活用の導入等により、新規参入事業者の防音工事助成事業への定着促進や申請書類作成の効率化に向けた対策を実施しております。

また、助成対象の認定後に、助成金交付申請の提出されていない住民の方々に対し、共生

財団と連携し、助成限度額の引上げや施工会社による設計業務の容認等、近年の変更内容の周知を行うとともに、最新版の設計会社及び施工会社リストのご案内等を予定しており、これらの取り組みにより、防音工事の進捗向上が図られるものと期待しております。

町といたしましても、防音工事の進捗をさらに加速する必要があるとの認識のもと、引き続き住民の皆様からの問い合わせや相談に丁寧に対応しながら、広報紙等により防音工事の周知を図るとともに、成田国際空港株式会社と密に連携し、防音工事の早期完成に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、民家防音工事と空調工事がセットになっている点についてでございます。現行の防音工事助成事業では、防音工事の実施により、施工後に住宅の気密性が向上し、室内の温度管理や空気の循環を促すため、空気調和機器並びに換気扇を設置することに対し助成を行っているため、防音工事にあわせての空調工事の実施を成田国際空港株式会社からお願いしているところでございます。

宮蘭博香議員ご指摘のとおり、防音工事を伴わずに空気調和機器設置のみを先行することについては、住民の利便性の観点からご意見があることは承知しておりますが、現行の防音工事助成事業では、防音工事と空調工事は一体的な騒音対策として位置付けられております。町といたしましては、防音工事助成事業の在り方について、国及び成田国際空港株式会社、空港周辺自治体と連携しながら意見交換を行うとともに、現行の枠組みの中で、防音工事の早期実施が図られるよう引き続き要望してまいります。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 宮蘭博香議員。

○9番（宮蘭博香君） ご答弁ありがとうございました。

特に、佐藤町長におかれましては、壇上からこれだけ答弁くれたのは久しぶりなのかなということで感謝申し上げます。

それでは、改めまして、通告順に質問させていただきます。

最初に、町長の政治姿勢についての東陽病院と匝瑳市民病院の統合についてであります。匝瑳市長に対し、非公式に打診したものを、他の候補者が選挙公約に掲げたものだということですが、このようなことが対抗馬に漏れたりする、そんなことがあるのか、町長にお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この匝瑳市民病院と東陽病院の統廃合という話については、何の秘匿

性のあるものという認識はしておりませんし、どこに出してもいい話であろうかと思いますから、当然匠瑳やこの間市長にも、そういう話をしたんだけどね、なかなかいい返事はもらえなかったよという話は、おのおのの両候補とも、私は交友関係がございましたので、そういう話の中から、彼がそういうような選挙公約を挙げた、それでいいかと言うから、私も、ああ、それは挙げてもらうのは全然差し替えないもんですよというような答えをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 佐藤町長につきましては、落選した候補者とはかなり親しいようで、掲示板にも満面の笑顔によるツーショット写真等を何枚も見かけました。統合の話は悪いことじゃないから云々ということであるんですけれども、そういうことでその落選した候補者にも、統合の話については、町長が具体的に打合せしたのではないかなと思いますけれども、それについて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 落選した候補者が、選挙に出て、そういう施策を打ったということについては、別に私はそれは新聞にあげてもいいですよ、チラシに入れても、それは何ら私の意図に反していないところで表現される分じゃ何ら問題ないですよという話をさせてもらいましたし、やはりそういう部分が、今回、ある意味、匠瑳市民、また横芝光町民の一部についても、知られたということは、決して悪いことではないと思いますし、今後、今回そうならないにしても、将来的には間違いなく、病院の統廃合というのは全国的に行われなければならないというふうに私も今でさえ思っておりますので、今後東陽病院をどうしていくかという部分についても、皆さんとともに真剣に協議していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） この問題につきましては、私も森川議員からありましたように、議会軽視だと思います。そういうことであるならば、なぜ議会のほうと協議をしないのか。今でも疑問が残ります。

最初に、私が町長に申し上げたいことは、町で病院を改築して病院経営をする時代ではないということをまずもって申し述べさせていただきたいと思います。先ほど壇上で町長から

いろいろありましたように、大変な時代だと思います。そして、今、公立病院、自治体病院が運営していても、とても対応できるような状況になっていないということを申し上げさせていたきたいと思います。

それと同時に、あのようなことが新聞のチラシに出たりすると、現在東陽病院で勤務する職員にも不安感を与えるような状況になりますけれども、そういうものについては物色をする必要があるんじゃないかなと思いますけれども、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） せんだって東陽病院の運営協議会にも開催させていただき、私からご挨拶させていただきましたが、その問題の心配よりも、まず患者数が減ってしまっていて、特に午後など、検査技師、また看護師さんにおいても、やることがない。そちらのほうの心配のほうが大きいのという話を、実際見に来ておりますし、その統合についての心配な話というのは、今のところ私のところには一言たりとも入っておらない状況にあるということをご報告させていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 今、町長から経営の問題云々ということがありましたけれども、それを言うのであれば、今、東陽病院の医師については、外来については、ほとんどが午前中しかやっていませんね。それで、救急についても、第2次救急病院として指定をされているにもかかわらず、あまり受けられないような状況にあると思います。ですから、そういうものからまず改善をしていかなければ、収益というものは上がっていかないのかなと思います。

それと、もう一つ私が言いたいことは、令和7年3月31日現在の当町の高齢化率は、38.03%であります。現在の東陽病院がお荷物施設にならないように、一刻も早く東陽病院を核とした、当町に合った地域包括ケアシステムを構築することが大切だと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 地域包括ケアシステムが構築されて、この赤字が解消できるかどうかについては、非常にまた実際に行おうとしている匝瑳市民病院も今、老健施設と一緒にやっていて、それが本当にうまくいっているのかという部分もございます。そういう部分で本当に、抜本的にこの病院経営をどう考えていかなきゃならないかということを、真剣にその形だけのものでうまくいくのかというと、決してそうではないというふうに思っています。

また、来年度については、国も診療報酬をうわさでは３％ほど上げるとかって言っていますが、それを上げたところで、じゃ、住民、国民が、その分負担が大きくなるわけでありまして、そうすることによって、また病院経営が一段とよくなるのか。という部分も含めて、本当にそのやり方が正しくて、そのやり方が正しくないよというように、一方通行での話にはならないと思うんですね。その事情、事情、その場所、場所によって、その地域、地域によっても、いろんなシチュエーションというのが考えられるかと思いますが、そういう中においては、この横芝光町を取り巻く医療状況は、今、旭中央病院でさえも大変な状況にあるというのを聞き及んでいます。そういう状況の中で、これから本当に医療がもう本当に申し訳ない、無責任な話になっちゃうかもしれませんけれども、一町の中で医療を完結させるということの難しさというのを皆さんにはご理解いただいた中で、私どもにある東陽病院をどうしていくか。たまたま今年度約５億円の一般会計からの繰り出しで、実際地方交付税は２億円、空港会社が４,０００万円だか来て、２億四、五千万円の地方交付税交付金に来て、実際、真水として２億数千万円の赤字があるわけでありますので、これが今後縮まっていくかということ、決してそうじゃない状況にあると考えるのは一般的ではないかなと思っている中で、今後、病院経営をどうしたらいいかということについては、真剣に私どもも考えていますし、決して議会軽視という思いのないように、情報を提供しながら進めさせていただきたいと思いますので、今後ともひとつよろしくお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○９番（宮菌博香君） 言わんとすることはよく分かりますけれども、それであるならば、開業医というのはすごい長い時間働きます、うちのほうの勤務医というのは、ほとんどは午前中じゃないかなと思います。ですから、それであるならば、午後からも外来の診療をやるし、また、町内には東陽病院しか入院する施設がありませんので、開業医と連携をとったりして、高齢化も進んでいるわけですから、訪問看護でも何でもやってみて、それで、必要な人は入院させたりして、そういうものまでやった中で、赤字が出る云々、だけど、これは住民に、町民に喜ばれることであれば致し方ないことなのか。

ですから、何も言わないで、実際に実践してやってみて何ぼの世界にもなってくるんじゃないかなと思いますので、その辺もよく考えていただければありがたいなというふうに思っております。

では、次に、町道Ⅰ－７号線（寺方地先外）の道路改良事業についてですが、最初に申し

ておきますけれども、私には町長が何を考えて事業を行っているのか分かりません。町長には計画行政などという言葉はあまり言ってもらいたくないなという感じがします。というように、理解できないわけであります。

いずれにしましても、このままの状況で良いとは思っていないと思います。そこで、路線を一番に整備していく必要があると思いますが、町長のお考えはありますか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） あの路線が一番にしなきゃいけないんじゃないですかという話ですよ。私にとりまして、費用対効果も含める中で、Ⅰ－７号線が一番優先事項であるというふうには正直認識しておりませんし、今継続中のⅠ－８号線、またⅠ－１０号線をやっている中で、ましてや、このカスミの間の道路についても、しっかり安全・安心の道路建設のために進めていく中で、優先順位とまた限られた予算を配分しながら進めているところでございます。

そうした中で、やはり地権者の理解が得られたところからやっていくというのも一つございますし、いろんな状況の中で、逐次、優先順位を考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○９番（宮菌博香君） 私が言いたいのは、国庫補助のつきが悪いとか、用地買収が思うようにいかないとか言っているもう次元ではないと。町のやる気を見せるのであれば、周辺対策交付金等を活用して、対応していくなどの措置を早急に講じる必要があるんじゃないかということを言いたいわけです。

いずれにしましても、町民の皆さんに、町の姿勢を示すためにも、一年でも早く完成させる必要があると思いますので、よろしく願いをしたいと思っています。

時間がないから次に進みますけれども、次に、自動運転モビリティ事業につきましては、さきの全員協議会でもお話がありましたように了解はしております。ただ、私が言いたいのは、そういう問題についても一般質問があるのであれば、その前に報告するなりやるのが計画的じゃないのかなというふうに思っておりますので、その辺については、町の内部で十分協議をしていただきたいと思います。

それと、あとこの件について、いずれにしましても、町で自動運転バス約８,４００万円のを国庫補助金で購入しておりますね。それで、処分するのは難しいかもしれませんが、例えばいろいろ模索して、町で必要がないものであれば、国に無償譲渡などの方法もあ

るんじゃないかのあるんじゃないかなと思います。そして、そのような方法がとれば、新年度予算に計上してある自動運転モビリティ事業の166万7,000円の支出を削減することが可能になると思われますね。ですから、そういう方法を考えていただきたいと思うんですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 宮菌議員にご質問いただきました、自動運転バス車両の今後の処分につきましてですが、ご承知のことかと存じますが、補助金に関わる予算の執行に関する法律、いわゆる適正化法など、そういった規制がある中で、一番いい方法というのを国との関係機関と検討しながら、処分の方針を決定してまいりたいと思います。それにつきましては、やはり時間のほうを若干有してしまうことが見込まれておりますので、逐次、進捗につきましては確認しながら、必要に応じてご報告をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 時間を要することによって、来年度に計上してある事業費にも影響が出てくるわけでありますので、なるべく早くやることによって、小さい金額かもしれませんが、そのような事業費も節減になるということを踏まえていただきたいと思います。

それでは、その次に横芝駅北側周辺まちづくり事業についてですが、事業の必要性は私にも理解ができます。壇上でも申し上げましたように、芝山鉄道の延伸なくして、時間と町の財源ばかりかかり、民間活力が見込めない中で、そんなに優先度の高い事業なのか、私には理解できません。それよりももっと優先度の高い事業があるんじゃないか、そのことについて再度町長にお伺いをいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 駅北側開発より優先度の高い事業というのは当然ございますし、だから、駅北の部分についても、拙速に方向づけて大きな予算をつける状況には今ない状況の中で、今ベルテクス株式会社、一緒に協議しながら、この地、このエリアをどういうコンパクトシティとして、すばらしい選ばれる町の駅の玄関口をつくりたいというふうに思いの中から進めているわけでございますので、慌てているわけではございませんので、その辺の部分についてはご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮藺博香君） 言わんとすることも分かるんですけども、私はやっぱり財源と、横芝光町の、要するに財源等ともよく相談しないで対応すると、調査費ばかりかかって、10年後、人がいなくなっちゃいますので、できませんでしたよでは困っちゃいますよということを言いたいわけであります。ですから、その辺をしっかりとっていただきたいと思います。

次に、こどもの国の跡地周辺整備についてですが、町長は民間にお願いしたほうが事業展開が早く進むということを言っておりますけれども、事業活用パートナーによって今後調査検討が行われるということでありますが、これらについても、いまだにまだ杭まで抜いていない。そのような状況で、これから事業が早急に急展開でどんどん進むようには私には思えないもので、これにつきましても、横芝駅北側の周辺まちづくり事業と併せて、十分検討していただきたいと思います。このような見切り発車をしたことによって、私は未来づくり課のときにも反対をさせていただいたわけであります。

それと、あと、この2つの事業を展開していくということであれば、まさにその必要性等効果を明確に示していただくことが大切だと思いますけれども、その辺について町長のお考えをお伺いします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今2つの駅北とこどもの国跡地の話でございましたけれども、コンセプトとしては、先ほどの駅北の問題につきましても、新たな駅前をつくって、選ばれる横芝光町になるためのコンパクトシティづくりにどういうものがデザインできるかということをしかりやるというのをご理解いただいているというふうに認識をしておる中で、ただ、海のこどもの国につきましても、最大地権者が今、こどもの国跡地自体は千葉県地権者になって、杭が800本ほど残っていて、これに億単位のお金が、それをとるのにかかってしまう。それについては、千葉県が出してもいいというようなお話のところまで進んできましたので、今後、それをやった後に、その後は……

○議長（小倉弘業君） 通告の時間、あと1分です。

○町長（佐藤晴彦君） ユニマットプレシャスと協議を重ねた中で、すばらしいものができればという思いの中で、職員一同頑張っておりますので、これからもよろしくご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） それでは、いろいろな要望事項については云々ということで時間があ

りませんので、特に栗山川の改修と併せて、基幹産業である農業を活性化させるのも、今これすごく問題になっていますよね、ナガエツルノゲイトウ。これについても、やっぱり栗山川は県の所管するところでありますので、よく十分に協議をしていただいた中で、こういうものが発生することなく、除去をしていただいて、やっぱり基幹産業の農業が活性化できるようにしていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小倉弘業君） 以上で宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後１時とします。

（午後 ０時１０分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 ０時５９分）

◇ 森 大 地 君

○議長（小倉弘業君） 一般質問を続けます。

森大地議員。

〔１番議員 森 大地君登壇〕

○１番（森 大地君） 皆様こんにちは。議長のお許しをいただき、議席番号１番、森大地が一般質問を始めます。

2026年３月10日現在、中東情勢のさらなる緊迫化によりホルムズ海峡が事実上封鎖状態が続き石油タンカー攻撃が相次いでいます。これにより東京原油先物は１キロリットル８万円超を維持、WTI原油先物も一時111ドルまで急騰した後高止まりしております。週明けの東京株式市場では日経平均が一時4,000円超下落し、終値で2,892円安を記録するなど、エネルギー関連の価格の高騰が日本経済に深刻な打撃を与えています。町内の皆様からも電気、ガスがさらに上がるのではないかと不安の声が相次いでおります。

政府は重点支援地方交付金などで対応を進めておりますが、デジタル化が進む今支援の申請、交付が遅れれば現場の苦しみが長引くと思います。私たち議員の役割は、町民のデジタル上の声を即座に行政にフィードバックし、迅速かつ的確な支援につなげることです。

同時に少子化、人口減少という静かな有事にも深刻さを増しております。

若者流出を防ぐため、第3次横芝光町総合計画でも子育て定住支援が重点施策とされていますが、デジタルツールを活用したリモートワーク推進のワーケーション支援、成田空港関連のデジタルノマド誘致などをさらに加速させるべきだと思います。また、同計画策定時の住民アンケートでも行政手続のオンライン化を進める声が最も多く上がっている現状があります。

防災面では地球温暖化による豪雨・高潮リスクが高まる中、デジタルツインによる浸水シミュレーション、避難所アプリ通知の導入など、先端技術で町民の命を守る備えを強化する必要があります。また、SNSを活用した防災情報発信への町民ニーズも非常に高いです。こうした国レベルの危機が横芝光町の暮らしに直接響いております。

2026年度予算の中でデジタルを軸に効率化と優先順位づけを徹底し、町民の命と未来を守る施策をどう進めるか、今日ここで質問したいと思います。

以上を踏まえ大綱2点について質問いたします。

まず、役場職員の方々の業務負担を減らすため、各種決済方法の対応をお願いしたく大綱1点目、令和7年11月1日から始めたe L-Q Rスマホアプリとクレジットカード納付の現在利用者数と全体納付数に対する比率を教えてください。

2つ目、導入から数ヶ月たった課題と評価はどうでしょうか。

3つ目、利用者を増やすために近隣の山武市や旭市などの事例を参考にした周知強化、ポイント還元連携、高齢者対応などの具体的な取組はありますでしょうか。

続いて大綱2点目、これも業務負担を減らす狙いであります。公式LINE移行後の運用状況についてでございます。

1、町はこの公式LINEを住民サービスとしてどう位置づけたいと考えていますか。

2つ目、単なる情報発信ツールで終わるのか、それとも予約や手続き、双方向コミュニケーションができる総合的な住民窓口を目指すのかお聞かせください。

3、まちナビ2終了後の移行推進を踏まえリッチメニューの拡大など、具体的な予定時期とスケジュールはをお伺いいたします。

以上、大綱2点、よろしくお願いいたします。

〔1番議員 森 大地君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 森大地議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 森大地議員ご質問の大綱１点目、役場窓口のキャッシュレス対応状況にお答えいたします。

初めに、令和７年１１月１日から開始したキャッシュレス決済（ｅＬ－ＱＲ対応スマホアプリ・クレジットカード納付）の現状利用者数及び全体納付件数に対する比率はについてですが、各種証明書発行手数料をクレジットカード、デビットカード、電子マネー、ＱＲ決済に対応した専用端末による支払いが、住民課住民班、税務課住民税班、資産税班の窓口での利用が可能となりました。

令和７年１１月１日から令和８年１月３１日までのキャッシュレス決済の利用者数は、住民課住民班窓口における証明書発行件数３,５９６件に対し、キャッシュレス決済による支払いは１９７件、利用率は５.４％、税務課住民税班・資産税班窓口における証明書発行数１,３０８件に対し、キャッシュレス決済による支払いは３０件、利用率は２.３％でありました。

また、ｅＬ－ＱＲ対応スマホアプリとクレジットカードによる各種町税における納付状況ですが、ｅＬ－ＱＲとは納付書に印刷された地方税統一ＱＲコードにより様々な納付方法が選択できるサービスで、スマートフォンアプリを通して納付できるｅＬ－ＱＲ対応スマホアプリでの納付は令和５年４月よりサービスを開始、参考として令和６年度は３,４５９件、令和７年度のうち令和８年１月末までの納付は３,５８２件です。

クレジットカード決済による納税は平成２３年にサービスを開始しましたが、現在はｅＬ－ＱＲのサービスに統合しております。

次に、導入数ヶ月経過した課題と評価はについてですが、キャッシュレス決済は住民課、税務課などの手数料の支払いにおいて、キャッシュレス決済端末を導入することで、来庁者の利便性向上と業務効率化を図る窓口ＤＸの一環として導入したものでございます。

導入後の課題としては、従前の現金に加え、キャッシュレス決済分の集計業務など、事務処理が煩雑となっており、効率的な運用が課題となっております。

現在のところこのほかには、決済システムサービスを含む業務運用上の課題は特に発生しておりません。一方でキャッシュレス決済の利用者数は、現在低い水準であり、発行手数料の支払いに利用できることを浸透させていくことも課題と考えております。

導入後の評価については、キャッシュレス決済で支払いされた方からは、支払い方法の選択肢が増えた点について好評をいただいております。

次に、利用率向上のための今後の近隣自治体（山武市、旭市など）の事例を参考にした取り組みは（周知強化、ポイント還元連携、高齢者対応など）についてですが、ご質問の山武

市、旭市などの近隣自治体と同様に、県内や全国の自治体でのキャッシュレス決済サービス導入は、様々なニーズや視点から取り組みを始めているものと受け止めておりますが、その中には先進的な導入事例もあるものと認識しています。

当町のキャッシュレス決済サービスは、導入して4カ月を経過いたしました。キャッシュレスによる支払い需要は今後増加するものと見込みますので、町公式ホームページや公式LINEなどのデジタル媒体による周知や広報よこしばひかりへ定期掲載するなど、利用案内の強化を進めたいと思います。

また、利用者拡大の一つの手段として、ご質問のポイント還元連携などの付帯サービスについては、町負担によるポイントの付与や還元は、公金の公平性・中立性の観点から、実施は困難であると考えております。

続いて、高齢者の方々への対応としては、現在、デジタルデバインド、情報格差を解消する施策として、60歳以上の町民を対象としたスマホ体験会・相談会を毎年開催しておりますので、当町に関するキャッシュレス決済の利用方法を案内するなど、高齢者の方々への利用率向上にも取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、当町における現在の納税・手数料・使用料の利用実績と利用者ニーズを把握し、また先進事例などを調査研究しながら、より効果的なキャッシュレス決済サービスの運用と利用者の利便性向上について検討してまいります。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 総務課長。

〔総務課長 鈴木正広君登壇〕

○総務課長（鈴木正広君） 森大地議員ご質問の大綱2点目、公式LINE移行後の運用状況についてお答えいたします。

初めに、町はこの公式LINEを住民サービスとしてどのような位置づけにしたいと考えているかと単なる情報配信ツールなのか、それとも予約・手続き・双方向コミュニケーションの基盤となる総合的な住民窓口を目指すのかについてであります。現行の公式LINEは、町ホームページと連動型の発信形式となっており、今後も同様の運用を考えており、各種申請や予約・手続きといった双方向での運用は予定しておりません。

当町といたしましては、利用される住民等とのやり取りをするアンケートや各種申請等には、他団体の導入事例も多く、自治体向けサービスである株式会社トラストバンクが提供するLOGOフォームを利用し、予約や手続きができる仕組みを現在、構築しているところで

あります。

このＬｏＧｏフォームとは、電子申請や申込み予約、アンケートなどのフォームを作成・集計し、一元管理できる自治体専用のデジタル化総合プラットフォームであり、24時間いつでもどこでも申請や申込みが可能となります。

次に、まちナビ2運用終了後の公式ＬＩＮＥ移行推進を踏まえリッチメニューの拡大等の具体的な予定時期・スケジュールはについてであります。リッチメニューとは、ＬＩＮＥのトーク画面下部に固定でメニューが表示される機能であり、ユーザーの目にとまりやすい反面、重要な情報や閲覧頻度の高い情報を優先させて表示させる必要がありますことから、現在は、申請手続きナビ、子育て、公共交通、防災情報、ＡＩに質問、受信設定の6つのメニューを表示しております。

リッチメニューにつきましても、先ほどと重複した回答になってしまいますが、公式ＬＩＮＥは情報発信での運用をしておりますので、現段階ではリッチメニューの拡大や変更は予定しておりませんが、今後はＬｏＧｏフォームでの申請や新たな電子申請・予約システムなどのサービスが構築された場合には、リッチメニューの追加等も検討してまいります。

いずれにしてもデジタル推進室と連携し、より分かりやすい方法で多くの方に情報を届けられるよう努めてまいりたいと考えております。

〔総務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） 通告順に再質問いたします。

まず、キャッシュレス対応を税務課、住民課に絞ったり、ほかに公共施設の利用ですとか、そういったものを住民課と税務課に絞った理由をお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 森議員ご質問のなぜキャッシュレス決済を住民課と税務課に絞ったかというところでございます。

当町としましては、まずはスモールスタートというところを考えてでございます。実際そちらのほうでの運用状況というのを確認しながら、順次拡大できるのであれば拡大していくなどということを考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） 分かりました。

おそらく住民票の交付とか、そういったものが住民課とかメインだと思うんですけども、例えば公共施設の利用だと額が大きいので、クレジットカード払いがうれしいという方がいらっしゃるというのが予想されるのですが、今後広がっていけばそういったところもそういうクレジットカード決済ができるようになっていたりしますでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） ほかの団体では公共施設の支払いなどにつきまして、キャッシュレス決済を導入している事例もございます。実際住民課でのキャッシュレス決済の事例でも、例えばまとめて戸籍を取ると3,000円とか超えてしまうような金額になる、そういった場合にはクレジットカードでの納付が多いというふうにも聞いております。

今後先進事例等を検証しながら、また所管課のほうと協議しながら進めていければと考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） ということは、今現状公共施設の利用はその都度窓口に来て現金払いをしているという現状でございますか。

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それでは、森議員の質問にお答えいたします。

社会教育施設、社会体育施設でございまして、今現在支払いについては施設の使用した時間、実績によりまして当日現金で支払っていただいております。また、当日支払いができない施設もございますので、その場合には次の日とかという形で支払いのほうを行ってもらっています。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） ということは、例えばサークルとかの活動で週に1回、だから月4回とか活動をされている、公共施設を使って例えばバレーとかされている方は、おそらくその都度窓口に行って現金をお支払いするというのは僕は大変なことだと思いますので、ぜひクレジットカード決済ができるようなことを早めてほしいなと思います。

キャッシュレス決済や利用者を増やすのに近隣の自治体を参考にした例、大綱1点目の3つ目なんですけれども、3月3日に定例会1日目で町長から発言がありました。令和8年3月議会定例会、施政方針ということで、ポイント還元に関連して面白い話が出てきましたの

で、読み上げます。

11ページの6行目、健康こども課の欄なんですけど、健康ポイント事業を令和8年度から健康こども課で実施し、町DX事業の推進の一つとしてスマートフォンを活用したサービスを導入したいと考えております。スマートフォンを活用し、健康診断や健康教室などの参加、ウォーキングの歩数をポイント化するものであります。若者世代から健康的な生活を習慣でできるサービスとして、町民の健康寿命の延伸と医療費の抑制につなげてまいりたいと思っておりますという発言がありまして、これが進めると私はすごいいいことだなと思います。

ポイント還元連携の話なんですけれども、そういう健康ポイントを蓄積するのと例えば窓口でキャッシュレス決済を使ったときに職員さんの負担が減ると思っております、それは町に貢献できた一つとする。健康になることも健康ポイントとして町がよくなる行動の一つとするということでポイントを蓄積してほしいなという、それを町民ポイントとしてつくってほしいなという思いがありましたので、大綱1の3点目、これは健康ポイント事業はすごいいいことだと思いますので、これはもうちょっと具体的にためてどうするかをお伺いしたいです。よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 健康ポイントアプリ、健康ポイント事業というのは今住民課のほうでやっております、基本的には健康に携わるポイント、住民健診に参加したりとかというところでポイントをためて抽せんによって景品を出している状況です。

令和8年度についても、実際に予算が議決されれば健康ポイントアプリ導入のために入札等をやっていくので、8年度についてはまず上半期ぐらいかかってしまうのかなというところで、それ以降の健康アプリを使用するということで、実際に今やっている紙ベースのポイント事業と健康アプリを使ったポイント事業ということで、ポイントがたまったら記念品として付与するということであります。実際にスマートフォンや電子決済で利用できるポイントというところについても、ポイントの付与についてもアプリの仕様については入れていきたいとは考えております。

ただ、実際の運用についてはすぐ8年度から実施できるかどうかというところはまだお答えできないんですけれども、一応仕様の中ではそういった電子決済、スマートフォンで利用できるポイントの付与というのも使えるようなアプリにしたいとは考えております。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 健康ポイントのサービスにつきましては、今、健康こども課

長から答弁があったとおりでございます。

森議員のほうで今ご提案していただきました、言ってみればポイントの相互利用といったところにつきましては、様々な事業のありようというところを総合的に調整する必要がございますので、こちらのほうを先進事例を参考にしながら、あるいは所属のほうとよりよい形がどういうものかというところの議論のほうを始められればと思っております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1 番（森 大地君） ありがとうございます。

ちなみにこの健康ポイント事業というのを千葉市でちーバリューという名前でございます、横芝光町の加盟店、例えば健康診断で行ったポイントとかで割引できる店舗等が5軒ほどあるのですが、それはご存じなのかとそれと別に独自でつくるのかどうかを教えてください。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 千葉市で運用しているちーバリューと共通のものかというところでございますが、申し訳ありません。今現在のちーバリューというところにつきまして、サービスの詳細というのは承知していないところではございますが、こちらのほうはちばぎんコンピューターサービスのサービスのほうを利用して、ほかの団体でも導入事例があるものというふうに聞いております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1 番（森 大地君） どちらにせよ例えば健康ポイント、すごいいいなと思っていて、いろいろな健診を受けたら何ポイントとか、例えばウォーキング大会に出たら何ポイントですとか、そういったものを導入してほしいということで導入されるということなので、分かりました。よろしくお願いします。

大綱2点目、公式LINEの運用状況なんですが、2025年の6月、私一般質問いたしました。そのときに町公式LINEをメインで進めていくという話だったのですが、LOGOフォームを抜おうという話になったという具体的理由とその起案、どこからLOGOフォームを使おうかなという話になったのかを伺いたいです。

よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 町公式LINEにつきましては、先ほど総務課長の答弁からありましたように発信用のツールというふうになっております。こちらのほうは今現在まちナビ2を運用しておりますが、こちらのほうよりもより普及しやすいものではないかというところで、公式LINEのほうでプッシュ型のツールということで今後運用していくというふうに聞いております。また、LOGOフォームにつきましては、こちらのほうはデジタル推進室のほうでかねてから検討しておりまして、町内での手続などにつきまして、これまでも運用の実証を重ねてきたところでございます。

総務課長の答弁にもありましたように、多くの団体で利用のほうがされているものであること、またほかの団体でつくったサービスのメニューというのを流用して新たにサービスをブラッシュアップできるといった、そういった利点があるところからこちらの導入のほうを進めているところでございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） 私もLOGOフォームを勉強しまして、いろいろな自治体のリッチメニューとかをコピーして持ってこれていいよみたいな話をしようと思ったんですけども、おっしゃられたので、良かったです。

公式LINEに関しては、皆様多くの方々がLINEを使われております。LOGOフォームを使っただくということは、アプリを入れていただくということで合っていますでしょうか、またアプリを入れていただいてまで使ってもらうことに僕はハードルを感じておりますので、それについてのお考えをお願いします。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） LOGOフォームにつきましては、今現在いろいろなサービスの開発をしているところでございます。その中で、基本的にはウェブベース、いわゆるホームページの中からそのまま申請用のフォームに入っていくような運用のほうを今現在は検討しているところでございます。

アプリのほうをあえて入れていただくということで、そこでハードルができてしまいますので、そうではなくあくまでもウェブ上、インターネットのホームページなどから申請のフォームに入っただくということで考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1 番（森 大地君） すみません、ホームページに申請のページをつくって L o G o フォームからそのページに行くという解釈で合っていますでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 申し訳ありません。私の説明が不十分であったかと思います。

町のホームページなどに申請の手続とかが並んでおりまして、そこから入っていきましてその先に L o G o フォームの入力画面がある。こういった形でございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1 番（森 大地君） 失礼しました。

ということは、L o G o フォームで各種申請ができる。ホームページには L o G o フォームへのリンクを貼り付けるという解釈でよかったですか。

本当にぜひそれは進めてほしくて、第3次総合計画のページ内に行政手続のオンライン化の推進ということで、多くの方が一番多い問合せとしてそういうのも多かったです。なので、ぜひ進めてもらいたいです。

防災状況の話なんですけれども、公式 L I N E から少しはと言ったらあれなんですけれども、防災情報とか見れるのですが、防災マップとか、そういったものは分かりやすい場所に置いてほしいなと思います。それについてのお考えをよろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 防災マップなどをもう少し分かりやすいところに置いてほしいというところでございます。

防災マップなど地図の情報ですとデータ量が大きかったり、それからそもそも物自体が大きいのので、それを表示して見るときにどういうふうに見せるのが一番見やすいかという課題もございます。そういった中で、そちらのほうをどういうふうに見せていくのがいいかというところにつきましては研究を重ねてまいりたいと思いますので、その中でまた議員のほうからでもいいアイデアがあればご教示いただければと思います。

よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1 番（森 大地君） 今までの話をまとめると、例えばパブリックコメント等ですとか、住民サービス、行かない窓口等は L o G o フォームで行って、防災情報やイベント案内等、だから発信ですね。これを公式 L I N E で進めるという解釈で合っていますでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） そういった解釈で合っていると思います。

公式LINEのほうからご案内した情報のほうからホームページのほうに来ていただいて、そこからいろいろなサービスなどのメニューにつなげるというふうにしていければと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） 分かりました。

まず、去年の6月で公式LINEを進めるということで、いろいろなところに公式LINE、ダウンロードしてくださいねという貼り紙があるのを見て、そこから公式LINEの登録者数が大体1.5倍ぐらいに増えてすごいなと思って、それで公式LINEを進めるのだろうなと思ったところLOGOフォームというものができたので、多分周知というか、またし直しという形になるんですけれども、これもよろしくお願いします。

また、LOGOフォームの周知とか登録者数が少ないのであれば今後どうするかという質問をさせていただきますので、そのときはよろしくお願いします。

また、LOGOフォームはどのような時期から導入する予定でございますか。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） LOGOフォームの運用時期ということでよろしいでしょうか。

LOGOフォームにつきましては、今ホームページ上でも幾つかサービスのほうは上げてきているところでございます。こちらのほうは住民の方にとっては、特にそれを何が使っているかというところを意識せずともこれはやりやすいなというふうになっていただければ一番の理想かなというふうに考えております。ですので、あえてこれはLOGOフォームでつくっておりますというような案内はしていないのですが、サービスのメニューに入っている中で、実は使っているのがLOGOフォームであったというような形にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） 私もいろいろLOGOフォームをまた勉強しますので、いろいろな活用方法があると思うんです。例えば乗合タクシーの予約とか、予算でAIを導入されたと思

うんですけれども、A I で乗合バスの最大効率化を出すことができたりするのですよ。例えば自分はここからこう乗りたいという情報が100個あったとして、それを最大効率化するためにはどういうルートを取ればいいのかというのは今A I ですぐ出るんですよ。なので、A I を導入されたから、そういうことまで連携してほしいなと思います。

よこびーに聞いてみようみたいなホームページあるじゃないですか、その回答は多分自分たちで手打ちしていると思うんですが、そのようなものにA I を活用する予定はありますでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） ご指摘いただきましたように乗合タクシーの予約とか、A I を使ったサービスというのは順次広がってきているところは承知しております。これにつきましても今後サービスの展開を見ながら検討してまいりたいと思います。

また、チャットボットのほうですが、こちらはご指摘のとおり手で入力しているものでございます。当町のほうはこれまでも生成A I のサービスのほうを順次検証のほうをしてきているところでありまして、令和8年度予算におきまして有償でのサービス導入を検討しております。こちらはあくまでも生成A I のサービスでございまして、そのほかのチャットボットとかのほうに活用できるかというところにつきましては、そういったサービスも見ながら多角的に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1 番（森 大地君） 分かりました。

A I に関しては活用方法はいろいろありますので、その都度提案させていただきます。

大体分かりましたので、L o G o フォーム、頑張ってください。私もいろいろチェックしておきますので、よろしくお願いします。また、乗合タクシーの効率化もできるのではないかなとか、いろいろ今後出させていただきますので、よろしくお願いします。

最後にまちおこし関連の話なんですけど、私は年末にこれも区の総会でもお話しした内容なんですけれども、島根県の隠岐の島というところがございまして、それは島根県の西のほうなんですけれども、後醍醐天皇や後鳥羽天皇が島流しされたところで、そこでまちおこしのイベントをつくっている仲間がいて、その人に会いに行きました。そこで驚いたのがそういうまちおこしのイベントをつくる人たちのことを興味を持った役場の職員方がいろいろ話を聞きたいということで、業務時間外に私らのところに来ていろいろお話を聞かせてくだ

さいということをしてきました。

これはとてもすごいことだなと思ひまして、業務時間外にまちがよくなるためにどうひうことが協力できるのではないかとひうことで私のところに声をかけてくれて、なかなかひうことを自分の身からする人といひうのがひいひいな。でも、横芝光町の職員さん方は結構熱心にされていると思ひているのですけれども、ひうひうことで驚きました。

驚いた反面なんですけれども、人口減少が起きる中でコンパクトシティ化が進み、コンパクトシティ化が進んで観光にシフトするよひ自治体がたくさんある中で、ひうひう熱心な職員さんがひいる自治体を相手にしなければならひいのかと思ひて恐怖を感じたのが一つなんですよ。

我々の仕事といひうのは、職員さん方のモチベーションを上げるとひいひもあれなんですけれども、ひうひう活力を上げるのが仕事であるので、私も頑張りますので、ひいひもよろしくおひいひひますといひうことで私の一般質問を終わりにひひひます。

ありがとうました。

○議長（小倉弘業君） 以上で森大地議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後 1 時 50 分とします。

（午後 1 時 3 8 分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 4 9 分）

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（小倉弘業君） 一般質問を続けます。

山崎義貞議員。

〔 1 0 番議員 山崎義貞君登壇〕

○ 1 0 番（山崎義貞君） 日本共産党の山崎義貞です。一般質問を行います。

2 月 8 日投開票で行われた衆議院議員総選挙で自民党は 3 分の 2 を超える圧倒的な議席を占めました。高市首相は自分に白紙委任されたと勘違ひの国会軽視の暴走です。トランプ大統領のイランへの先制攻撃は国際法にも国連憲章違反しているにもかかわらず、アメリカに一言も言えひい状態です。アメリカに加担しているのと同じです。問題を話合ひで解決する

ことなしに力で相手を押さえつけるやり方、ルール無視のイスラエルとアメリカのイラン攻撃は直ちにやめるよう日本政府は働かなければなりません。

昨日 3 月 10 日は東京大空襲から 81 年が経過した日でした。東京の下町を中心に約 10 万人が犠牲になった悲劇から長い年月が過ぎましたが、忘れることがあってはならない日だと思います。また、今日 3 月 11 日は東日本大震災から 15 年が過ぎました。被災された多くの方々にお見舞いを申し上げます。

防災意識や対策が高まっていますが、忘れた頃に大災害があります。平和教育や防災訓練が大切になってきています。

3 月 22 日、町民会館で C C S 事業に関する住民説明会が行われます。二酸化炭素を分離、回収し貯留する技術です。気候危機を食い止めるため温室効果ガスの確実な削減が必要ですが、化石燃料の採掘や燃焼から出る C O₂ を分離、回収、貯留しようとする C C S は化石燃料の利用を継続し続けることを前提とした技術です。

2 番目の問題として技術が確立していないこと、地震を誘発する可能性や C O₂ が漏れ出すリスク、そして海洋の酸性化など、様々な環境影響が懸念されています。

3 番目にコストの高さです。

過去に行われた C C S 事業は多くが失敗しています。1995 年から 2018 年の間に計画された C C S 事業のうち、資金不足などから 43% が中止か延期されました。莫大なコストがかかるこの事業を推進すれば電力価格を押し上げてしまうことは明白です。

4 番目にモニタリングと賠償問題です。

国連での議論では、その期間は 200 から 300 年という提案もされているところです。C C S の位置づけについて抜本的な見直しを行うこと、そして海外に C O₂ を輸出して行う C C S 事業の公的支援は行うべきではないこと、そして脱化石燃料政策を打ち出すべきであることを申し上げて質問に入ります。

大綱 1 点、高齢者福祉について質問をします。

初めに加齢性難聴者に対する補聴器購入費助成制度を求めることについてです。

加齢に伴う耳の機能の低下により引き起こされる難聴は、65 歳を過ぎると急激に増加する傾向にあります。この加齢性難聴を放置すれば認知症のリスクが高まると学会でも言われています。進行を穏やかにして生活の質を維持することが必要で、その対策と予防の一つに補聴器の活用が必要と言われています。

介護班の相談も認知症の相談が増加してきている状況があるのではないのでしょうか、来年

度予算案に補聴器購入費用助成金 2 万円掛ける20件が予算計上されています。どのような内容なのか具体的な説明を求めます。

次に、高齢者世帯に対する公民連携事業の効果とその実績について質問をいたします。

少子高齢化が進む中で、1人で暮らす高齢者世帯も増加し続けています。そんな中、家族や自分が高齢者となり独居老人となる可能性もあります。様々なリスクがあり対策を打つことが重要です。地域包括支援センターの事業だけではカバーできない支援など、民間事業者と協力していただいています。安全確保や買物支援など、地域で見守る社会に行政がどのような役割を果たすのかが大事になっています。

官民一体となった見守りネットワーク事業が始まっていますが、実績や具体的な効果はどのようなかを伺います。

大綱 2 点、国保事業について質問をします。

就学児童の均等割負担軽減を求めることについてです。

2022年 4 月から未就学児の均等割が 5 割軽減されました。しかし、子供が生まれた瞬間から均等割が増えることには間違いありません。国保加入世帯は自営業者や無職になってしまった世帯が加入しているため低所得者が加入しているものと思われます。

就学児童への均等割負担の軽減を議会でも求めてきましたが、どのように考えているのかをお聞きします。

大綱 3 点、高齢者医療について質問をいたします。

マイナ保険証を持たない被保険者対応についてを伺います。

後期高齢者の保険証交付についてですが、国保加入者や協会けんぽ加入者等、今までに加入していた保険組合から抜けることになります。新たな保険証の交付についてはどのような手続が必要となってくるのでしょうか。

大綱 4 点、学校給食について質問をいたします。

初めに地元食材の利用割合について伺います。

千葉県では多子世帯の経済的負担軽減を図る目的で、第 3 子以降の義務教育期間における学校給食費の無償化が開始されています。学校給食には児童・生徒の栄養補給という重要な目的があり栄養摂取基準が決められています。基準に沿って食品構成を目安に 1 食の単価が決められ、旬の食材を使い衛生的においしくつくられた給食を提供することが求められます。

そこで、学校給食の地場産農産物の活用は地元農業への理解促進を目的に推進されています。

全国的にも年々利用割合が増えてきていますし、子供たちがより身近に実感を持って地域の食や食文化等について理解を深め、食料の生産、流通に関わる人々に対する感謝の気持ちを抱くことができるのではないのでしょうか。

安全、安心な地元食材の利用を増やすことでおいしい給食の提供も進みます。地元食材の利用割合についてお答えください。

次に、学校給食の残食率について伺います。

学校給食における食べ残しですが、好き嫌が多いことや給食時間が短いことなどが原因とも言われています。全国の平均残食率は6.9%で年間1人当たり7.1キログラムと言われています。給食の食べ残し、残食率はどれくらいかをお答えください。

最後に学校における食育推進の取組と町の支援について伺います。

子供たちが食に関する知識や食への関心を高め、健康的な食習慣を身につける食育ですが、食に対する興味を育て地域の食文化を尊重する心を育むことにもつながる食育推進の取組と町の支援について答弁をいただき壇上からの質問といたします。

〔10番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長 平山昭彦君登壇〕

○福祉課長（平山昭彦君） 山崎義貞議員ご質問の大綱1点目、高齢者福祉についてにお答えいたします。

初めに、加齢性難聴者に対する補聴器購入費助成制度を求めることについてであります。加齢性難聴は日常生活に不便を生じさせコミュニケーションを困難にすることなどから、社会的孤立の要因となり、脳機能の低下やうつ病、認知症につながると考えられております。現在、千葉県内の自治体では、国及び県に対し加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を要望しておりますが、制度化には至っていない状況であります。

このような中、令和7年6月横芝光町議会定例会において、加齢性難聴者への補聴器購入のための公的助成を求める陳情が採択されたこと、また聴力機能の低下により周囲との円滑なコミュニケーションが困難となる高齢者に対し、積極的な社会参加や地域交流を促進する観点から、町単独で補聴器購入費用の一部を助成する制度を創設するため、高齢者補聴器購入費用助成事業を新規事業として、令和8年度一般会計予算案に計上しております。

令和7年12月現在、千葉県内では19自治体が補聴器助成制度を実施しており、山武圏域に

においても1自治体が令和7年9月から助成制度を開始しております。予算計上にあたっては、実施自治体の状況を参考に助成額は上限2万円とし、10月開始を見込んでおります。

今後につきましては、令和8年度予算のご承認をいただいた際には医師の証明書発行に係る医師会との協議や医療機関への依頼など、制度化に向けた準備を進めてまいります。

なお、制度の詳細が決定次第、改めて議会にご説明させていただきます。

次に、高齢者世帯に対する公民連携事業とその効果、実績はについてであります。高齢化の進行や一人暮らし高齢者世帯の増加により、孤独死、生活困窮、認知症による徘徊など、高齢者が抱える課題は複雑化・多様化しております。当町ではこのような課題を把握し対応するため、各種見守り活動を実施しております。

具体的には、民生委員児童委員による訪問活動、高齢者配食サービス、緊急通報装置の設置などが挙げられますが、さらに見守り活動を強化するため、日常的に地域を巡回している民間事業者と高齢者見守りネットワーク事業協定を締結しております。この高齢者見守りネットワーク事業は、官民が連携し、町及び事業者が相互に協力して高齢者の見守りを行うものであり、現在26の協力事業者と協定を締結しております。

協力事業者が巡回時などで異変に気づいた場合は、町へ通報する体制を構築しており、実績として、通報を受けて町職員が安否確認等を行い事態の早期発見につながったケースが年間数件程度生じていることから、事業の成果が現れているものと認識しております。

また、株式会社カスミと連携し、移動販売車による町内巡回の買い物支援事業協定を締結しております。移動手段がない方への買い物支援に加え、巡回時の声かけによる安否確認も実施しております。

このほか社会福祉協議会が窓口となり、地域住民の協力により家事援助や買い物代行等を行う住民たすけあいサービス事業や見守りが必要な高齢者を対象に定期的に電話をかけ、様子を伺う声の訪問サービスなどの高齢者支援事業が実施されております。

〔福祉課長 平山昭彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 税務課長。

〔税務課長 石田賢一君登壇〕

○税務課長（石田賢一君） 山崎義貞議員ご質問の大綱2点目、国保事業についての就学児童の均等割負担軽減を求めることについてにお答えをいたします。

国民健康保険税の軽減、減免につきましては、町の国民健康保険税条例において規定されております。対象者といたしましては、総所得金額に応じて一定の所得額以下の世帯に係る

納税義務者、未就学児である被保険者がある場合における納税義務者、出産被保険者がある場合における納税義務者、離職した者、貧困により納付が著しく困難となった者、災害等により生活が著しく困難となった者などが軽減、減免の対象となっております。

現状では年齢のみを要件としているものは、未就学児のみが軽減の対象で、ご質問の就学児童の均等割負担軽減でございますが、最近の国の動向として子育て世代の更なる負担軽減を目的に、令和7年11月27日の社会保障審議会医療保険部会で、軽減の対象者を現行の未就学児から18歳に達する日以後最初の3月31日以前である高校生世代に拡充する見直し案が出され、現段階で国は、令和9年4月の実施予定で進んでおります。1年後に迫っている法令等の改正により、高校生世代までが均等割の負担軽減の対象になる予定であることに鑑み、就学児童の均等割負担額軽減が進んでいくものと捉えております。

町といたしましては、今後も国の動向に注視し対応してまいります。

〔税務課長 石田賢一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 住民課長。

〔住民課長 越川直樹君登壇〕

○住民課長（越川直樹君） 山崎義貞議員ご質問の大綱3点目、後期高齢者医療についてのマイナ保険証を持たない被保険者対応についてにお答えいたします。

令和6年12月2日に従来の被保険者証の新規発行が終了し、被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカードを基本とする仕組みに移行されました。これを受け、後期高齢者医療制度では令和7年8月1日の年次更新に際し、マイナンバーカードの保有状況や健康保険証としての登録の有無に関わらず、全ての被保険者に職権で資格確認証を送付いたしました。また、新たに75歳を迎える方についても、75歳の誕生日を迎える約1ヶ月前に、申請不要で資格確認証の交付をしています。

なお、令和7年12月現在、当町の後期高齢者医療制度被保険者のマイナ保険証の登録率は74.67%、利用率は54.7%で、登録率に比べて利用率は低いものの利用者は徐々に増えている状況です。

令和8年8月の年次更新については、国から84歳以下の被保険者については、直近1年間にマイナ保険証の利用が6回以上あり、かつ概ね直近3ヶ月以内に利用実績がある場合には職権交付をしない。85歳以上の被保険者については、マイナ保険証利用率が他の年代と比較して相対的に低く、施設入所率も高い状況にあること等を踏まえ、引き続きマイナ保険証の保有状況にかかわらず職権により資格確認証を交付する、との取扱いが示されています。

一律の交付は行わないこととなりますが、高齢や障害など、マイナ保険証の利用にあたって配慮を必要とする方がいらっしゃることから、十分に考慮のうえ、適切に対応してまいります。

〔住民課長 越川直樹君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

〔教育課長 野村浩光君登壇〕

○教育課長（野村浩光君） 山崎義貞議員ご質問の大綱４点目、学校給食についてにお答えいたします。

初めに、地元食材の利用割合についてでございますが、第４次横芝光町地産地消・食育推進計画の方針に則り、学校給食に使用される食材は地元産品を優先的に使用するよう努めております。町内産食材の使用割合は賄材料費ベースで算出いたしますと、令和５年度は８.９５％、令和６年度は１０.２５％、令和７年度は１２月末現在で１４.５％で増加傾向となっております。

今後も町内生産者との直接契約により、町内産食材の使用割合を積極的に増やしてまいりたいところではありますが、児童生徒が食する学校給食であり、衛生的で安全な食材を安定して供給いただく必要があるため、引き続き調整に努めてまいります。

次に、残食率についてでございますが、給食は学校給食法において、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであるとされております。単純に身体の成長に必要な栄養素を摂取するためだけのものではないと理解しております。給食を食べ残すことは文部科学省の定める学校給食摂取基準において、児童又は生徒１人当たりに必要な栄養素の摂取を欠いてしまうだけでなく、食に関わる人々の様々な活動への理解を深めるという法の掲げる目標に及ばない恐れがあります。また、食品残渣の抑制は国際目標であるＳＤＧｓにも繋がるものと考えております。

町内小中学校の残食率いわゆる残菜率でございますが、令和５年度は１５.０％、令和６年度は１２.３％、令和７年度は１２月末現在で９.９％と年々残菜が減少傾向にあります。

残菜が発生する主な要因を教員に聴取したところ、嫌いな食材や味付けのものは食べない、喫食時間の不足、おかずや汁物を先に完食してしまうため、ご飯を残してしまうなど様々な理由が挙がりました。

これらの状況を鑑み、今後も必要な栄養価が摂取できるバランスの良い献立の研究に努めるとともに、教員との連絡や調整を密にすることで給食の残菜を減らすとともに、児童生徒

の食への感謝の気持ちを醸成してまいります。

次に、学校における食育推進の取り組みと町の支援はでございますが、第4次横芝光町地産地消・食育推進計画の方針に則り、日頃から旬の食材を意識した献立の立案を行っており、併せて季節ごとの行事食を取り入れることで、食を通じて我が国や各地域の優れた食文化に触れる機会を設けております。献立については栄養士が主体となって取り組んでおり、すべての児童生徒や保護者に献立表とともに毎月配布する給食だよりや給食の時間に放送されるひとくちメモで、食材や献立の紹介を行っております。また、6月の食育月間では児童が給食センターを訪れ、給食センター2階の食育ルームから調理員が調理業務に取り組む様子を見学しております。

11月は千葉県が定める千産千消月間であることから、町内産の食材を多く用いるとともに、町農業振興会青年部会や女性部会から給食の食材を提供していただき、部会員の皆様には給食の時間に学校を訪問し、学校給食に多くの人々が携わっていることを学ぶ機会を設けている学校もございます。

このほか2学期から週2回程度の頻度で、栄養士が給食の時間に町内各小中学校へ訪問し給食指導を行っているだけでなく、調理員が給食指導に同行し、食に携わる多様な職業について触れる機会を設けております。さらに令和7年度は町内小中学校の給食主任者会議を4月と2月の2回開催し、情報共有や意見交換を行ったところであります。

一方体験学習の取り組みとしては、小学校5年生の総合学習の単元で学校の近くの水田を借り、田植え体験や稲刈り体験を行い、家庭科の単元で収穫した米を調理実習に使用するという学習を行っている小学校があります。小学校2年生の生活科では、動物を飼ったり植物を育てたりする単元の中で、野菜の栽培を実際に行っている小学校があり、授業を通じて食育推進への支援に努めております。

いずれにいたしましても、給食は、生きた教材といわれるほど様々な学びを得ることができます。児童生徒が将来、健康で健全な食生活を営むことができるよう、今後も安全で安心な学校給食の提供に努めてまいります。

〔教育課長 野村浩光君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） それでは、再質問させていただきます。

初めに高齢者福祉について質問いたします。

課長の説明で加齢性難聴者に対しての補助が認められた。町がいろいろ評価してくれたと

いうことはうれしく思っています。

そんな中で、課長の説明の中でちょっと確認したいことがあるのですが、補聴器というのは非常に高額なものなので、なかなか購入するというのが大変だと思うんですが、医師の診断書がどうしても必要になってくるというようなことで、このところで医師の診断書がどうしても必要というようなことの中で、購入に対する戸惑いみたいなものというのはよその自治体なんかではここがネックになっているかいけないかというのをお聞きしたいんですが、それと補聴器購入に関しての所得制限を例えば非課税世帯に限るとかというようなことがそういうのを設けるかどうか、これから話し合った結果で詰めていくと思うんですが、そのところはどのように考えているのかお聞きします。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 初めに医師の証明の関係なんですけれども、実は先日２月末に山武長生夷隅圏域で聞こえ、補聴器に関する耳鼻咽喉科の医師からの講演というのがありました。その中でお話があったんですけれども、聞こえづらい原因というのが例えば耳あかや中耳炎などのこともあるので、必ず耳鼻咽喉科で診察してもらうことが大切ですよというお話でした。それをもって補聴器を使ったほうがいいでしょうというようなお医者さんから意見をいただいて助成させていただくというような考えでおります。

続きまして、所得要件の関係なんですけれども、助成額も実施している自治体の中でほとんど２万円が上限という団体が多いんですが、一部３万５,０００円ですとか３万円という団体がございます。３万５,０００円ですとか３万円という団体については、所得要件で例えば非課税者というふうにしているケースが比較的多いと思います。しかしながら、うち近隣でやっている自治体については所得要件はつけてない状況です。ですので、上限額と同様に足並みをそろえるということは必要ではないかなと考えております。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○１０番（山崎義貞君） 分かりました。

続きまして、高齢者世帯に対する官民連携の事業のことについてなんですが、先ほどの課長の答弁の中で高齢者見守りネットワーク事業ですが、２６の事業者ということで、通報、安否確認とかというようなことで、そしてカスミが支援していると、議会にもこれは出てきたので、あれですが、このところで買物支援ということにカスミの場合にはなってくるのかなと思うんですが、このところの利用状況を分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 買物支援、いわゆるカスミが行っていますいわゆる移動スーパーでありますけれども、こちらは今現在は1週間のうち水、木、金の3日間をそれぞれ10か所ずつ合計30か所を巡回しております。また、やってない月曜日、火曜日につきましては、例えば福祉施設ですとか、そういったところを巡回しているものと、あとは例えば地区で要望がここに来てほしいよというご意見があった場合に、例えばそこでやってお客さんが来てくれるとか売上げがあるのかというのを含めて、試験的に一定の場所で巡回するというような曜日として月、火を設けているところでございます。

実際に月何件ですとか、1回に何人利用したとか、そういった実績についてはこちらでは把握しておりませんので、実際に巡回している回数ということでお願いしたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ありがとうございます。

今買物支援のカスミの中で、先ほど課長が言われた安否確認とのことの中で年間数件というようなこともありましたが、カスミの場合にも当然これは買物支援だけでなく安否確認というようにも含まれているかと思うんですが、このところはそういうような事例というのはあったのかどうかをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） カスミの移動スーパーについては、そちらからの通報を受けたケースはございません。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。

買物難民だけじゃないですが、一番は高齢者世帯の足の問題なんですよ。

そこで、企画空港課長にちょっとお聞きしたいんですが、足の問題というと病院とか、それから買物というように当然なってくるかと思うんですね。車を持ってないので、このところでどうしても重要になってくるのがデマンドタクシーの利用だと思うんです。例えば病院に行きました。帰ってきますというときにもうそれで2回の予約を使っちゃう。買物に行きました。帰りましたというときまだ2回使っちゃう。すぐ4回は使っちゃうような形になっちゃうわけですね。

これは以前6回の予約ができたんですけども、このように回数を増やすとかというようにことと、それから病院に行けば1時間半後に予約がすぐ取れるとかというのは、買物も同じで1時間後にはまたすぐ予約取るみたいな、そのような柔軟な高齢者向けのデマンドタクシ

一の改善というのが必要になってくるのかなと思うんですが、そのところは課長、どのように考えるのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 山崎議員からご質問ありましたデマンドタクシーの柔軟な運用というところでございます。

今当町は4台運行しているわけですが、1台は北側地区専用という中で、その3台のほう予約のほうがそんなに余裕がないような状態で入っているところであります。その中でなかなか帰りにすぐに予約を取るというところは難しいところでございます。

また、4回を6回ということでございます。特に比較的年齢が高い利用者の方々に問題になってきているところが予約忘れというところがございます。予約をしたんですが、予約したことを忘れてしまって利用しないということになる。そうすると、その部分の1運行がロスになってしまうということでなかなか効率的な運行ができない。そういったところを抑止するためにも回数のほうにつきましてはあまり増やさない。または忘れるということを防止する措置というのを今後検討する必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ありがとうございます。

確かにそれが実態だと思うんですが、予約を取りづらいというのは、予約し忘れたことによって予約が取りづらくなっているというよりも、先ほど森議員が言われたんですが、携帯ですぐ取れちゃうというような、今取れますよね。予約もオンラインで取れるかと思うんですが、高齢者の場合にはなかなかそれができない。電話でオペレーションセンターにつないで、それで予約を取るというような形になるかと思うんですが、ここのところでそのような予約忘れの対策とか、そういうようなものをうまく解消していったって、もう少し高齢者に優しいデマンドタクシー、これからはどんどん、どんどん高齢者が増えてきますし、今でも増えていますし、免許返納ということになってくれば、どうしてもここのところというのは優しいデマンドに改善すべきところはすべきだと思うので、ちょっと検討していただきたいなと思うんですが。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 今ご指摘いただきましたように、インターネットの予約もできるところでございます。ただ、こちらのほうは全体の率としては6年度実績で5.9%、そ

う多くないというところはございます。

ご指摘いただきましたように、利用しやすい公共交通というところ、令和8年度は公共交通計画の見直しがあります。ご指摘いただいた点も含めながら検討してまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ぜひそのところは改良できるところはしていただきたいと思います。

次に、国保事業に関して質問します。

国保に関しては、今、課長が言われたように令和9年4月実施予定で18歳までの子供に関して半額の補助ということになるというようなことと言いました。これの当町での18歳までの利用人数と、それからそうやってきたときに今現在だとこれくらいの金額というのは今分かるかどうか、すみません、ちょっとあれしてなかったもので、分かればお願いしたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 税務課長。

○税務課長（石田賢一君） ただいまの質問にお答えします。

未就学児も含めまして人数をお答えさせていただきます。

まず、令和8年1月末現在の人数でございますが、未就学児が75人、軽減している額が110万円、今ご質問のありました就学児、小学生から18歳以下の人数ですが、342人、税の軽減が420万円となっております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ありがとうございます。

合計して、そうしますと530万円ぐらいということになるかと思いますが、軽減される子育て世帯の人に対しては非常に大きな負担の解消になるんじゃないのかなと思います。ありがとうございます。

そんな中で私は均等割の負担軽減ということで一般質問でもしてきたんですが、例えば一般会計から国保への法定外繰入れというものをした場合に保険者努力支援交付金というものなくなるとかという何か影響があるというふうに聞いたんですが、このところはどのようになるのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 住民課長。

○住民課長（越川直樹君） ただいまの質問にお答えいたします。

保険料の軽減を目的に法定外繰入れをした場合には、国からの保険者努力支援の交付金の減額の対象になります。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 減額の対象ということはペナルティを課すということです、このところはやれと言ってもなかなか大変なのかなと、抜本的な改善は1兆円の公費負担をすればこのところの国保の負担軽減というのは全体的にできるので、また知事会で申し込むような形で町からも言ってほしいなと思います。

次に、後期高齢者の医療保険のことについて質問します。

マイナ保険証を持たない被保険者対応なんですが、8月以降資格確認書の発行というのが全ての高齢者世帯、後期高齢者に送付されたというふうに今ありましたが、来年度以降、来年度、この次からの後期高齢者の資格確認書の発行なんですが、原則マイナ保険証を持っている人に関しては全てに送付というんじゃなくて、マイナ保険証を持っていない人には送付しますが、マイナ保険証を利用している人に関しては申請で交付するという、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 住民課長。

○住民課長（越川直樹君） マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書を送付するのは85歳以上の年齢、被保険者になります。マイナ保険証を持っている方で84歳以下の被保険者については、直近1年にマイナ保険証の利用が6回以上、そしてかつ直近で3か月以内に利用がある方には資格確認書を交付しないで、ただ資格確認書は交付しないんですけれども、資格情報のお知らせについては送付するという状況になります。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。

マイナ保険証を使っている人に関しては、そのまま連動しているから資格確認書がなくても大丈夫だということだと思います。医療機関を利用していない人に関しては、それは全部送るよということですよね。分かりました。

それで、そんな中で後期高齢者の医療保険料なんですが、1年以上の保険料滞納があった場合には被保険者の資格証明書、要するに確認書じゃなくて10割負担の証明書になっちゃうということになるかと思いますが、それで町もこのようにやるのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 住民課長。

○住民課長（越川直樹君） 制度としましては、1年以上滞納があると病院の窓口で10割を一度支払っていただくというような制度にはなっておりますけれども、今国の通知によりまして、未納であっても1割から3割の所得に応じた負担という資格確認書を発行することになっておりまして、被保険者全員に資格確認書、10割負担になるような取扱いは今はしていないという状況です。

ちなみに当町において特別療養になる人数というのは、今ゼロという状況です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。

次に、学校給食の問題について再質問いたします。

地元食材の利用割合ですが、年々上がってきているということで非常にうれしいなと思います。地元食材を使うことによっておいしい給食の提供にもつながるし、食育にもつながっていくというふうに思います。

そんな中で食の要するに安全性のことにに関して質問したいんですが、産業課長、どうなのかということなんですが、給食で使われている米というのは町内産のコシヒカリの1等米ということになっていると思います。

それで、農民連ふるさとネットワークというところが米の残留農薬の調査をしたんですが、精米ではなくて玄米の調査なんですが、そうしましたら全国の米を集めてやったら36%から農薬の検出があったと、検出された農薬の種類というのはネオニコチノイド系農薬、要するにネオニコ系が63%ということでネオニコ系農薬というのは非常に問題が今言われていますよね。非常に扱いやすい、効果の高い殺虫剤なので、どうしても使いたくなるというのがあるのですが、ここで農薬を使わない有機米の取組というのを産業課は今どのようなになっているかお聞きしたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） お答えいたします。

現在町では町内で有機農業の取組を行っている農家さんを実は把握しておりませんでして、また有機農業を始めたいという相談も今ない状況でございますので、当町の有機米に対する取組というのは具体的には今現在ない状態でございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 有機米のこととか知ってもらおうというようなことがまず大事だと思うし、そのところの勉強会とかがあれば教えていただきたいんですが、そのところは今は来年度以降のどのようになっているのかというのは。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） お答えいたします。

有機農業につきましては、職員がこういった研修に今参加している状況でございます。

来年度に向けましては、有機農業、できれば当町でも進めていきたいと思っておりますので、農業振興会の会員の皆さんに有機農業についてアンケートを実施しまして、どのような取組があれば取組を進めていけるのか、そういったことを検討する材料にしたいと思っております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 有機米のことなんですが、佐渡のトキの話なんですが、佐渡のトキというのがなかなか繁殖できなかったという経過はご存じだと思うんですが、これはどうしてできなかったかという、ネオニコ系の農薬というものを2012年から中止していったところ、ここから自然界で生まれた個体が要するに自然界でも繁殖していったというようなことで報告があります。

そんな中で、給食で使用する米というのは農薬、化学肥料の使用を通常栽培の半分以下にするなどの取組をしている千葉エコ農産品とか、それに準ずる品を学校給食につくっている人も取り組んでいる農家もこれはあるので、そのところの検討というのも町のほうとしても実態調査も含めてどれぐらい提供できるかとか、これは食育の一環として非常に大きなツールになるのかなというふうに思うんですが、そのところをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 一般質問の途中ですが、ここで東日本大震災発生15年となる3月11日に当たり、哀悼の意を表するため黙とうをささげたいと思います。

ご起立願います。

黙とう。

（黙とう）

○議長（小倉弘業君） お直りください。

ありがとうございました。ご着席ください。

一般質問を続けます。

教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 山崎義貞議員からの千葉エコ農産品ということでございました。

給食の食材につきましては購入価格、それから必要なときに望む規格である。必要な数量が安定的でかつ安心して安全なものであるというところの原則がございますので、今後調査研究させていただきます。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 調査研究、産業課とも含めて、これは調べなければ使えるかどうかとかというのものもあるだろうし、ずっと安定的にというよりも、1か月間それが確保できれば1か月間だけ使うとか、1週間だけ使うとかというようなことも柔軟に対応していただければと、検討していただければというふうに思います。

最後に時間がないんですが、残食率について伺いますが、残食率に関してはなかなか出さなければいいというようなことでもないと思いますし、確かに献立とか好き嫌いもあるかと思えます。それと、時間の問題なんかもあるかと思えます。それと、おいしさというようなこともあるかと思えますが、温かい料理が子供たちが食べるときに冷めちゃうとか、夏の場合には冷たい提供もあるかと思えますが、そのところというのはどのような工夫がされているのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

通告の時間があと1分となります。

○教育課長（野村浩光君） ただいまのご質問でございます。

児童・生徒へ衛生的かつ適切な温度での給食の提供につきましては、学校給食衛生管理基準で求められております調理後2時間以内に喫食、給食ができるよう現在町内7小・中学校へ3ルート、5便に分けて配送を行っており、喫食までの時間の確保に努めてございます。

また、給食の配缶には保温性の高い二重食缶を採用することで様々な献立が適温で提供されるよう考慮してございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ぜひおいしい給食の提供、食育の推進をしていただくことを求めて一般質問を終わります。

○議長（小倉弘業君） 以上で山崎義貞議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後３時とします。

(午後 ２時４９分)

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 ２時５９分)

◇ 川 島 富士子 君

○議長（小倉弘業君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔１４番議員 川島富士子君登壇〕

○１４番（川島富士子君） 改めまして、皆様こんにちは。公明党の川島富士子でございます。

議長のお許しを得まして、本日最後の一般質問をさせていただきます。大変お疲れと存じますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、激しく動く世界の中で改めて社会的包摂の拡大を期し、日本で暮らす全ての人が希望を持てる社会づくりに取り組まねばなりません。大切なのは一人一人に光を当て、多様な価値観を尊重する社会の構築と考えます。私自身大衆とともにとの立党精神を深く胸に刻み、どこまでも人間主義、平和主義の政治の実現と一人一人の生活に寄り添い歩み続けることをお誓いし質問に入ります。当局の力強い明快なご答弁をお願い申し上げます。

第１に町長の政治姿勢について３点お伺いいたします。

１点目として次世代への平和継承の取組について伺います。

国際情勢が厳しさを増す中、唯一の戦争被爆国である日本は核兵器のない世界の実現を目指し非核三原則を堅持しなくてはなりません。同時に必要な防衛力を整備して平和を創出することが重要です。憲法の平和主義に基づく専守防衛を基本に、毅然とした対応と国益の確保を両立させた戦略的な外交を展開しながら、現実的な安全保障政策を進めることで国民の平和と安全を守り抜く道が必須ではないでしょうか。また、戦後８０年、被爆８０年が経過し、記憶が薄れ国際情勢が不安定な状況の現在、今こそ過去のものとして現実、そして将来の平和をつくり出すための未来の教訓として次世代に継承していくことが喫緊の課題であります。

そこで、平和への思いを次世代につなぐ取組の強化が必須と考えますが、町長のご見解をお聞かせ願います。あわせて、次世代への平和継承を目的とした平和教育の強化に向けて現

状とさらなる取組についてご所見を伺います。

2点目として学校体育館へのエアコン設置について伺います。

学校体育館へのエアコン設置が全国的に進んでおりますが、本町の設置、未設置の現状をお尋ねいたします。また、学校の授業や災害時の町民の避難環境及び住民活動などでの熱中症予防においてもエアコン未設置の学校には早急に設置完了すべきと考えますが、いかがでしょうか、町長のご決意をお聞かせください。

3点目として賃貸住宅への家賃補助について伺います。

物価高の中で賃貸住宅の家賃が高騰し、家計を直撃しています。家計の負担軽減策として、持家の場合には住宅ローン減税や本町の住宅取得奨励金交付事業補助金がある一方、賃貸に対する国や地方の支援は薄く、住まいの安心確保が急がれます。このため家計に占める住宅費の負担割合が高い若者や学生、低所得者、子育て世帯を念頭に取急ぎ若者向け施策として家賃を補助する新たな制度を創設するとともに、手頃な賃料で住める住宅の提供を推進してはいかがでしょうか、町長のご見解を伺います。

第2に優しさあふれるまちづくりについて3点お伺いいたします。

1点目として市民後見人制度の活用促進と成年後見人等送付先住所変更の一括手続について伺います。

厚生労働省が令和7年に発表した調査によると、令和7年における認知症高齢者、65歳以上の推計人数は471.6万人、軽度認知障害の高齢者、65歳以上の推定人数は約564.3万人とされています。加えて、判断能力が不十分な者は令和4年の推計で精神障害者が約614.8万人、知的障害者が約126.8万人おります。近年の高齢化の進展に伴い認知症高齢者の増加は社会的課題となっており、これに伴って成年後見制度の需要も一層高まると見込まれます。

成年後見制度は本人の生活や人権、財産を保護するため、契約や行政手続等において支援を行う重要な仕組みであり、その利用拡大は地域包括ケアの推進に不可欠であります。特に市民が後見人として活動する市民後見人制度は地域に根差した支援体制の強化に資する有効な手段であり、その活用促進が求められます。

一方で成年後見人や被後見人は市町村税、国民健康保険、障害福祉、高齢者福祉など、多岐にわたる手続を各窓口で個別に行う必要があり、手続の煩雑さや負担が大きい現状があります。こうした負担は市民後見人の担い手確保や活動継続にも影響を及ぼしかねません。行政側においてもこれらの手続を個別に受け付けることによる事務負担は少なくないと考えます。

そこで、これらの課題を解決する一歩として成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録、変更できる仕組みを導入することが有効であると考えます。これにより市民後見人を含む利用者の負担軽減と行政事務の効率化の双方を実現できると思います。

そこで、伺います。

①成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録、変更できる仕組みの導入に対する本町のご所見について、②市民後見人制度の活用促進に向けた本町の取組状況と課題や今後の取組について、以上①、②へのご見解をお聞かせ願います。

2点目としてシルバーパスの導入について伺います。

特には後期高齢者の外出支援策としてシルバーパスの導入を検討してはいかがでしょうか。

後期高齢者の収入は年金等が中心となり、都市部と違い農村部の本町では国民年金の老齢基礎年金のみという方も多いと考えます。そのような方の生活実態は大変厳しいとお聞きしています。それにもまして、今後新たに医療分に加えて子ども・子育て支援金が保険料に加えられる現実がございます。負担軽減としての町独自の制度の構築、支援策として検討を切望いたします。人生100年時代、外出を促進しフレイル予防で健康寿命を延ばす効果が期待されるとともに物価高騰から生活を守るための支援にもつながります。当局のご見解をお聞かせください。

3点目として30代からの住民健診、若年層健康診査の拡充について伺います。

現在町では30歳以上の女性に対し乳房超音波検査、乳がん検診が実施されていると承知しております。30代からの住民健診、いわゆる特定検診となれば、町では国民健康保険加入者が対象になると存じますが、30代からの拡充は生活習慣病の予防、早期発見、将来的な医療費の適正化、健康寿命の延伸につながるものと確信いたします。

基本的に40歳からの特定健診ですが、さらなる支援策として30代からの特定健診に拡充してはいかがでしょうか、当局のご見解をお尋ねし、私の最初の質問といたします。

〔14番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 小川重之君登壇〕

○教育長（小川重之君） 川島富士子議員のご質問にお答えします。

なお、私からは大綱1点目、町長の政治姿勢についてのうち、次世代への平和継承の取り組みについてにお答えし、その他のご質問については担当課長から答弁させますので、よろ

しくお願いいたします。

小中学校では平和教育として、日本国憲法の基本的原則の一つである平和主義と、その理念に基づく教育基本法及び学校教育法に示されている教育の根本理念を基調とし、学習指導要領に則り実施しております。従いまして、児童生徒の発達段階に配慮した上で、自他を尊重し合い、我が国の社会や文化に対する理解と愛情を深めるとともに、国際理解や国際協調の視点に立ち、恒久平和を願い国際社会に貢献する人づくりを進めることを基本としております。

児童生徒には、歴史的事実を伝え、様々な視点から主体的に平和を考える力を育成、養うことができるように取り組むことで、平和を継承していけるよう努めてまいります。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 小川重之君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

〔教育課長 野村浩光君登壇〕

○教育課長（野村浩光君） 川島富士子議員ご質問の大綱1点目、町長の政治姿勢についてのうち、学校体育館へのエアコン設置についてにお答えいたします。

学校の体育館は、学校の授業や部活動などの学校行事等で使用されることに加え、横芝光町地域防災計画で災害発生時には指定避難所に指定されており、避難者への生活の場としての機能も必要となります。町内中学校の体育館につきましては、夏季の熱中症対策、校内の環境及び利便性を向上させるため、令和7年度に横芝中学校及び光中学校の講堂棟空調設備設置工事に着手し、昨年9月に完了したところでございます。

また、町内小学校の体育館につきましては、昨年8月に完成した横芝小学校体育館に空調設備を整備いたしました。光小学校と白浜小学校の体育館は、現在、整備はしていませんが、夏季は冷風機、冬季はジェットヒーターを活用して温度調節を行い、対応しているところであります。

なお、両校の空調設備の整備につきましては、災害発生時には指定避難所に指定されていること、学校環境の更なる改善や快適性の向上を図る必要もありますことから、今後財政的に有利な補助事業や起債を活用するなど、計画的な整備を検討してまいります。

〔教育課長 野村浩光君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 川島富士子議員ご質問の大綱１点目、町長の政治姿勢についてのうち、賃貸住宅への家賃補助についてお答えいたします。

賃貸住宅の家賃補助につきましては、移住・定住の促進に資する有効な手段の一つと認識しております。現在当町では町内に居住し、婚姻届が受理された新婚世帯を対象に横芝光町結婚新生活支援補助制度を実施しており、その中で賃貸に係る住居費を補助しております。

当該制度は対象が新婚世帯に限定されており、移住者全般の家賃負担軽減策としては範囲が狭いという課題があります。恒常的な家賃補助の創設に当たっては、既存住民とのバランスや他制度との重複防止といった公平性の担保、民間賃貸市場への影響への配慮、安定的な財源の確保、申請・審査・給付に必要な事務体制の整備など、総合的な検討が必要であると考えております。

今後は現行制度の効果検証を実施し、利用件数、転入・定着への寄与、費用対効果を分析するとともに、国・県の支援メニューや財源について、交付金や企業版ふるさと納税の活用等を含め、幅広く調査・研究してまいります。また、住まいの受け皿の整備と一体的に推進し、空き家バンクの活用等、関係者と連携のうえ居住の選択肢の拡充を図るとともに、移住・定住の実効性と公平性を両立させつつ、住まいの支援施策の充実を図ってまいります。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

〔福祉課長 平山昭彦君登壇〕

○福祉課長（平山昭彦君） 川島富士子議員ご質問の大綱２点目、優しさあふれるまちづくりについてのうち、市民後見人制度の活用促進と成年後見人等送付先住所変更の一括手続についてとシルバーパスの導入についてにお答えいたします。

初めに、市民後見人制度の活用促進と成年後見人等送付先住所変更の一括手続についてですが、市民後見人制度は認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない方の権利を守る成年後見制度において、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職ではなく、一般の住民が後見業務を担う仕組みであります。市民後見人となるためには、県社会福祉協議会や自治体、市町村社会福祉協議会等への委託により設置される成年後見サポートセンターや相談センターなど、いわゆる中核機関が実施する養成研修を受講し、必要な法律知識や実務技術を習得後、家庭裁判所による選任を経て後見人として活動することになります。

当町では現在、権利擁護支援の地域連携ネットワークの核となる中核機関を設置しておりません。このため国の成年後見制度利用促進計画に基づき、令和８年度から５年間を計画期

間とする第2次横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画において、権利擁護支援の推進として成年後見制度の利用促進を位置付けることになっております。

今後は本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向け、総合的な相談窓口機能や市民後見人を支援する役割を担う中核機関の設置について検討してまいります。

また、成年後見人等送付先住所変更の一括手続につきましては、市町村長申立に係る後見事務について後見人選任後の引継ぎ事務の際に福祉課が窓口となり送付先住所変更等の手続に対応しております。

なお、本人や親族による申立の場合は、福祉課において後見人の把握ができないことから、一括手続を実施している自治体の事例等を参考に、今後調査研究してまいります。

次に、シルバーパスの導入についてであります。シルバーパスは東京都が高齢者の社会参加や健康増進を後押しするために実施している制度であり、70歳以上の都民が課税状況に応じた一定の金額を支払うことで、都バスや都営地下鉄といった都営交通に加えて、都内の民営バスなどが乗り放題になるものであります。千葉県内において同様の制度を実施している自治体はありませんが、都市部の一部自治体では一定年齢以上の高齢者を対象として、自治体の区域内で運行する路線バスやコミュニティバスの料金割引や利用チケットの支給を行っている事例があります。

現在当町を含む多くの自治体では、運転免許返納者を対象とした公共交通割引制度を実施しておりますが、高齢化が進行する中、高齢者の日常的な移動支援につながる交通対策の必要性は、重要な課題であると認識しております。東京都のシルバーパスや都市部における割引制度は、公共交通網が充実していることにより、高齢者の社会参加の促進に寄与していると思われま。

一方で、当町のように交通手段が限られる地域においては、既存の公共交通に対する割引制度や、以前川島富士子議員からご質問いただいた地域交通利用料助成事業、いわゆるタクシー利用券の支給などが有効な手法の一つであると考えられますので、福祉輸送サービスを含め、高齢者の移動支援の充実に向け、地域の実情に応じた支援のあり方について検討してまいります。

〔福祉課長 平山昭彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 住民課長。

〔住民課長 越川直樹君登壇〕

○住民課長（越川直樹君） 川島富士子議員ご質問の大綱2点目、優しさあふれるまちづくり

についてのうち、30代からの住民健診（若年層健康診査）の拡充についてにお答えいたします。

30代健診は30歳代からの健康のための生活習慣づくり、生活習慣病の発症・重症化の予防、40歳からの特定健康診査受診のきっかけづくりを目的に、令和6年度から実施しており、妊娠中又は産後1年以内の方等を除いた30歳から39歳までの国民健康保険加入者に受診案内を送付しています。

実施方法は、日中働いている方が多いことを鑑み、ご自身で予約し受診することができる個別健診とし、開始初年度の令和6年度は東陽病院のみで実施しましたが、より受診しやすくするため、令和7年度は東陽病院に加え、町内・町外の22の医療機関に協力をいただき、範囲を拡げ実施しました。

実績については、令和6年度の対象者は357人でそのうち受診者は30人、令和7年度は対象者が346人で受診者は25人でした。また、令和7年度からは健診の結果で健康リスクが高く生活習慣の改善が必要な方に対して特定保健指導も実施しましたが、30代からは生活習慣病リスクが高まる時期であり、保健指導の対象とならなかった方の中にも、血圧・脂質・糖などで基準値を超えている方が見受けられましたので、生活習慣病の早期発見と予防を図り、将来の健康寿命を延ばすために早期からの健康診断の受診は大切であると改めて認識したところでございます。

30歳代の健診の拡充を図る方法の一つとして、集団健診時における実施も考えているところではありますが、現在委託している業者との契約が令和6年度から令和8年度までの長期継続契約で、現在の契約中に対象者を30歳まで広げるとは難しいことから、令和9年度以降の事業で可能かどうか、健診後の指導体制なども含め検討してまいります。また、今後も個別健診に協力していただける医療機関の拡充や効果的な受診勧奨の検討など、若年層の健康診査の推進に務めてまいります。

〔住民課長 越川直樹君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

主に町長の政治姿勢についてということで取り上げさせていただきましたので、町長からご答弁をいただくことが多くなろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次世代の平和継承の取組でありますけれども、教育長からまたご答弁いただきました。80

年の間日本社会を支えてきた平和主義が今大きく揺れております。戦争の記憶が薄れる中、確認を含め伺います。

1つ、昭和57年に広島と長崎市が中心となり設立した平和首長会議ですが、総務課との関係と、どう活用し、どう町政に生かしているのかお聞きいたします。

2つ目に横芝光町非核平和宣言を大切に平和首長会議のホームページ等の情報の活用で平和事業のレベルアップをすべきと考えますが、いかがでしょうか、また宣言周年記念事業として被爆者体験の講演等を行ってはいかがかと思いますが、ご所見を伺います。

そして、戦争を知らない世代の新しい継承の一例として広島原爆投下VR、以前もこの平和に対しての質問のときに私提案をしたことがございましたけれども、現代の世界の情勢を考えたときに改めて必要かと思しますので、広島原爆投下VRの活用をしてはいかがでしょうか。

広島市では、原爆投下の瞬間から復興する町並みを約5分で再現した映像で疑似体験できるVRゴーグルを無償で貸し出しております。本町においてもお借りして活用することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 総務課長。

○総務課長（鈴木正広君） お答えいたします。

横芝光町であります。本町は日本非核宣言自治体協議会に加盟しております。この加盟していることによりまして、平和首長会議の事業についても依頼できると聞いております。

事業につきまして、その内容をまだ精査しているところではありませんが、こちらを精査した上で行えるかどうか、これも含めて検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今公表されている世界9つの国にたしか核があるというふうに認識してまして、一番多いのはロシアの五千何百発、アメリカが5,008発とか、世の中に約2万発近い核があるというふうに聞いています。

その中で地球の歴史以来、広島、長崎に2つ落とされて、大きな原爆といいましょうか、悲惨な実例が日本にだけある。その既成事実というものは、世界の誰もがその認識を持っているのではないかというふうに私は思っていますし、現に今もう4年を過ぎますけれども、ロシアとウクライナの紛争、そしてまた今回のイランの問題についても、核というのは使われる、使われるかもしれないというようなうわさはありましたけれども、実際はそれには至

っていない。正直言ってそれに至れないというのが私の思いであって、それは広島と長崎の悲惨な実体験というものが世界をしっかりと見つめているんだろなというふうに思っています。

これからもまだ私を含め、これからあらゆる世界中の人間が核に対する抑止力ということで片づけているだけではいけないと思います。ただ、現実味としてこれを今2万発の核を全部捨てちゃいましょうというのもなかなか今の世の中では難しいですけども、きっと将来国同士が仲よくなって、争いをすることによってのメリットなんてないんじゃないかというのがそのうちみんな一人一人が分かってくると思うんです。そのときには改めて核の廃絶についてもしっかり私も声を上げていきたいと思いますし、皆さんにもご協力いただければなという思いでこれからも自分の職責を果たしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 広島原爆投下のVRということで、こちらを学校で使えるかどうか、学習指導要領等もありますので、授業数のこまを見ながら調査研究させていただきたいと存じます。

よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） この提案したのは今回で2回目なんですね。ぜひしっかり調査研究させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。また、調査研究のご返事をぜひいただきたいというふうに思います。

それで、総務課長の顔を潰すようで大変申し訳ありません。

私も今こそ本当に平和、みんなでこの宣言をしている町なので何かあかしをつくっていかなくてはいけないんじゃないかなという思いの中で調べたときに、平和首長会議加盟都市の子供たちによる平和なまち絵画コンテスト作品募集ということで総務課行政班が以前行っているわけなんですね。平和のまちをテーマとした作品ということでやっているわけなんですけれども、6歳以上15歳以下の方ということで、こういうふうに関わっているので、もっともっと町長と手を携えて、深く深くもう少し首長会議を実際広島、長崎が中心だと思いますけれども、そこに参加している首長さんもいると思いますので、参加してくださいという強制ではないんですけども、もっと踏み込んだつながりができたらいいのかなというふうに思いましたので、お伝えをさせていただきます。

それと、昨年の12月22日に広島県議会では、当然被爆地でありましたから全国の中でも思い入れが強いと思いますけれども、日本国のほうに非核三原則の堅持を求める意見書を提出されました。そして、今年の1月8日には広島市議会が非核三原則の堅持を求める意見書案ということで提出されたそうです。

そのような中で、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという非核三原則、国会決議で確立した非核三原則を見直そうとする動きが今現在あるというふうに向っておりますけれども、宣言をしている我が町のトップの町長に平和への思いを次世代につなぐ取組の強化が必須と考えますが、今、町長からご答弁いただきましたけれども、この首長会議に参加できたらするという事も踏まえてもう一度決意をお聞かせください。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、非核三原則の件につきましては、堅持をしていくという方向性は極めて重要だと思います。そうした中で今、高市さんも今お話ありましたけれども、トランプ大統領と非常に親密な仲で、もしかすると空母に積んである核が横須賀港に入港することもあったとかなかったとかという過去にあったような記憶もあったわけでありまして、その部分はしっかり先ほど申し上げましたとおり唯一被爆した日本の立場というスタンスはしっかり足を踏ん張ってもらいたいなと思います。

それと、もう一つ広島の平和首長会議については引合いがあればぜひ参加してみたいというふうに向っております。

前にも議会の中でお話をさせていただいたんですけれども、もうかれこれ10年ぐらい前ですけれども、長崎の平和祈念式典に私参加したことがございまして、あのときもつくづく思ったのは、高校生がしっかりと平和の勉強をしている。そして、いろいろなレセプションにも積極的に参加して、平和教育がしっかり充実しているんだなという思いがあったという話を過去にしたことがあろうかと思いますけれども、改めてそれをご報告をさせていただいて答弁に代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 詳細にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

教育長からもご答弁いただきましたけれども、ぜひ平和教育、頭の隅に必ず置いて展開していただきたいというふうに向っております。

例えば答弁は結構なんですけれども、対話型ワークショップ、町で平和サミットの開催を

するとか、先ほどゴーグルの着用も言いましたけれども、体験者による講話、交流、また例えば町中を平和の花園にして、飛行機がもっと低空に今度飛ぶわけですから、うちの町だけを花園のようにこれは平和の象徴なんだというような、そういうような町全体で咲いた花をみんなで写メでSNSで発信するとか、目立つ花園をつくるということもいいのかなというふうに思いましたので、町内各地が花で彩られる。また、そういう住んでいる人のみならず、来訪される方にとっても町に対する印象が深まると思いますので、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

また、これはちょっと無理かもしれませんが、子供さんに代表者で例えば広島、長崎のいろいろなイベントに参加させて、学校に戻ってきて報告会をして、平和の継承者として役割を担っていただくという、そういった事業もいいのかな、飛行機に乗って空港体験して将来の成田空港での就業とかに生かしていくというのも非常に私も賛成ですけれども、今非常にこの世界の中で揺れ動く中で、そういった平和使者をつくっていくというのも大事かというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

学校体育館のエアコンの設置に移ります。

あと白浜小と光小ということであります。白浜小はいずれ光小と統合するのかなというように、すみません、まだ未定の話をして申し訳ないんですけれども、ですが、船橋市とか大きな市でも全校小・中学校エアコン設置完了しているところは全国あるわけなんです。近いところでは富里市も市内全10の小・中学校の体育館が完了しています。それに併せて富里市は富里社会体育館、愛称とみリーナ、ここにエアコン設置も終わっております。

2月8日の衆院選の開票時、私も立会いに毎回行かせていただいておりますけれども、今まで何十回と立会いに行った中で今回ほど寒い日はなかったです。総務課長はよくご存じだと思いますけれども、職員の皆様も気の毒に思いましたし、家からホカロンを2つ貼ってきて、それでも寒さをしのげずに、ストーブ小さいのが3つぐらいありましたけれども、もっとあったのかな、でも前のほうは3つですよ。選管の委員長と小選挙区の立会いと比例の立会いと、山崎議員も一緒だったから証人がおりますけれども、それでも寒さが耐えられずに手に持つホカロンをみんな3つずついただいていたというのが現状で、今回ほど町体育館にエアコン設置、非常に必要だと思ったことはありません。

町長もその場にいてもらえばよく分かったと思うんですけれども、半分ぐらい立ち会った職員さんたちもよく分かっていると思いますけれども、富里市では参考例ですけれども、風を使わない冷暖房装置ということで富里社会体育館につけたということです。熱中症を防

ぐ、また災害時の避難者の身体的負担を和らげる。冷温風が出る対流式の空調機に加え、空気を介さず物質に直接作用する輻射熱の原理を用いた輻射式冷暖房装置が壁沿いに取り付けられたということでありまして、バドミントンや卓球など、風の影響を受ける競技を支障なく実施できるということでもあります。

光小しかり、白浜小、いずれ光小の新築と一緒にするとしたそういう時期が来たとしたら、光小の体育館は迅速性と負担の平準化を優先したリース契約の設置でもいいのかというふうに思いますけれども、その点ご答弁いただきたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 冷暖房の方法、あらゆる輻射式も含めていろいろ研究してまいります。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 研究してまいりますではなくて、課長、本当に早急に体育館につけていただきたいとの思いで今回取り上げています。前にも取り上げましたが、完了の時期は、そうしたらいつを見込んでいるのか逆に教えていただきたいと思います。

立地適正化、未来づくり課で上がってきたアンケート調査の結果に、必要だと思う取組はというところで、町民から避難所における環境整備がたしか一番だったというふうに記憶があるのですけれども、町長、この辺の体育館完了の時期、また町体育館へのエアコン設置、私の話を聞いていてどのように感じたかご答弁お願いします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 昨日横芝小学校と横芝中学校の卒業式が行われまして、昨日は本当に寒い中であつたんですが、皆さんそう寒い思いをしないでしっかり式を、また子供たちの晴れ姿を見られたのではないかなと思い、その後も昨日の話ですけれども、エアコンがあつてよかったなど、私だけではなくて、本当にあそこに参加した子供たち、また父兄、関係者の皆さんもそう思ったに違いないと思っております。

そういう中で、できるだけ早いうちに一度にそれが全部かなうかどうか分かりませんが、いろいろと順番を決めるなり、財政とのすり合わせもしながらしっかり前向きに検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 総務課長にも8日の感想を聞きたいようですけれども、とにかくこれまで緊急防災減災事業債、国が7割町が3割という補助も今あるかちょっと調べてないんですけれども、とにかく町長、トップにぜひ連携をして社会文化課長、そして教育長と財政課長、とにかく前に進めていただきたいことを強く要望いたします。

次に、賃貸住宅の家賃補助でありますけれども、昨今住宅の価格がどんどん上がっております。家賃補助をやっているところでは例えば住宅手当、家賃支援、居住支援ということでありますけれども、町小・中学校の給食費、町が本当に町長の決断で、英断で今無償化をやっていただいているわけなんですけれども、4月から小学校分が国費予定ということだと思えますけれども、その分を回してやるお考えはないのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 国の施策として給食費、小学生が出るということで、たしか3,000万円か4,000万円ぐらいのお金が戻ってくるというか、その部分は優先順位をしっかりと我々としても考えていかなければなりませんし、現在横芝光町も財政力指数が0.5を切っている状況の中でしっかり何に充当すべきかについては、今の段階でそれはそれにしましょうというのはなかなかお答えづらいので、そこはひとつご理解いただきながら、この選択肢の一つとして家賃補助についても検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ぜひご検討をよろしくお願いいたしますと思います。

人口が増える。また、成田空港の関係で若者が増える。これは非常にヨコシバテラス等で頑張っていて、いろいろな角度で住宅取得奨励金交付事業等、創生事業で頑張っているわけなんですけれども、若者がUターンでとか、また移住、定住というふうにつながるようにご研究をお願いしたいというふうに思います。

次に、市民後見人制度でありますけれども、実際市民後見人、本町では町民によるという答弁でしたか、福祉課長の先ほどの答弁、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 市民後見人の利用の関係なんですけれども、こちらは千葉家庭裁判所の資料になるのですが、令和7年で当町で成年後見制度を利用されている方が23人いるんですけれども、そのうち市町村申立て分が約10名程度おります。ただし、そのうち市民後見人というような内訳は公表されておきませんので、申し訳ありませんが、把握していない

状況であります。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 分かりました。ありがとうございます。

また、後でいいです。時間がないので、登録数とか活動数、変化があったら教えていただきたいというふうに思います。

あとちょっと聞き漏らしちゃったかもしれないんですけども、養成講座、市町村の努力義務だというふうに聞いておりますけれども、推進とか周知、啓発等の取組について町の実情があれば教えてください。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 市民後見人制度、また成年後見制度の利用を促進していくためには総合的な窓口機能を持った中核機関というものを設置することが必要になってまいります。そちらの設置について来年度からの地域福祉計画のほうに位置づけのほうをさせていただいておりますので、中核機関の設置に向けて検討を始めていくということで考えております。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 中核機関とおっしゃっていましたがね。すみません、申し訳ありませんです。

導入に向けた具体的な実施時期というのが見通しがあるのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 今現在では、まだいつから中核機関を設置してということでは予定は決まっていないんですけども、こちらも家庭裁判所管内の協議会などがございますので、その中で設置に向けた検討のほうを併せて協議を進めていくというようなことで考えております。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） あと質問の中で申し上げた送付先変更の一括登録制度、ぜひ積極的に行っていただきたいというふうに改めて要望させていただきます。

シルバーパスの導入であります。通告してないので、もし分かったら住民課長、教えてください。

75歳以上の方で国民年金の老齢基礎年金のみという方はどのくらいいらっしゃるか、今もし数が分かれば教えていただけますか。

○議長（小倉弘業君） 住民課長。

○住民課長（越川直樹君） 数のほうを手持ちありませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） よろしくをお願いします。申し訳ありません。

確かにさっき75歳以上の外出支援、多分市川市の例ではないかなというふうに思うんです。市川市では75歳以上の外出支援へゴールドシニア外出支援事業ということでチケット75、75歳以上ということで、私も後期高齢いって、本当に高齢者支援必要だとすごく思ったので、今回取り上げさせていただいたんですけれども、市川市ではバスチケット10枚とタクシーチケット5枚ということで交付されているようですけれども、先ほど課長のほうで紹介していただいた、私が以前質問したタクシー利用券、匝瑳市の例をたしか持ち出してお伝えしたと思うんですが、今だからこそ、この物価高騰の大変な時期だからこそ、本当に保険料が上がって、私が決めたわけではないんですけれども、気の毒というか、本当に大変な世の中になったなというのが実感なんです。ですから、例えばうちの町では何があるかといって、確かに都会と違って行くところは限られますけれども、町公共交通の現状がデマンド、乗合タクシー、大人300円、免許返納者150円、また町内循環バス、大人100円、免許返納者50円、たかが100円、たかが300円、されどなんです。町長、気持ちなんですよ。

町が本当に低年金者、我々のことをここまでいろいろ心配してくれているという、そういった優しい気持ちで優しさあふれるまちづくりということで取り上げましたけれども、ぜひ町独自の制度を構築していただきたいというふうに思います。匝瑳市の例を通してでも結構ですし、それこそ健康増進につながり、社会参加を促し、75歳以上の方が元気になるようなシルバーパス、もしくはチケット75、町長、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） いろいろな手法というのが今ご提言いただいたわけでありますけれども、何はともあれ高齢者の要するに足として公共交通がどのように横芝光町、また先ほど医療の話も出ていましたけれども、今後それを医療に限ってはもうちょっと広げるだとか、いろいろなやり方があろうかと思うんですね。

その辺も含めて、今後横芝光町だけではなくて、例えば芝山とか山武市だとかも併せて、何かいい安心して病院に通えるようなシステムはないかなというのは常々考えています。それは正直言って50円、100円、150円、もらっている金額というのも積み重ねれば大変な町の収入としてあるわけでありますけれども、その何倍ものお金を使って今デマンドにしる、

成田便にしろやっているわけでございますので、されど50円、100円と言われるのも重々よく認識はしているのですが、それはそれとして公共交通をどうすればみんなが喜ばれるか、喜んで使えるか、るんるんとしておじいさん、おばあさんが手をつないで出ていってくれるか、そういうようなまちづくりをしていきたいと思っておりますので、ひとつしっかり頑張っていきたいと思っておりますので、ちょっと期待してください。

よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ちょっとどころか大いに期待したいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

人生100年時代、健康で生きるために物価高が続く中だからこそ、シルバーパスで気軽に出かけやすくなるのは大事なことはないかと思っております。

別に千葉県の優待制度でありますけれども、千葉県では65歳以上に高齢者入場優待、無料と割引、このような適用される施設があるということでもありますので、そういったところも含めて町民の皆さんに周知をしていただければというふうに思います。

最後に30代からの住民健診、若年層健康診査の拡充、私のほうで認識不足でありまして、ご説明ありがとうございました。ぜひ集団健診の枠組みの中に新設、拡充できないかどうか、このところは強く検討していただきたいということで要望したいというふうに思います。

そして、健康ポイント事業が住民課から健康こども課に移って令和8年度始まる予定でありますけれども、今後30から39、30代で相談のあった方、強く希望される方があったときには受け止めてさしあげているというのをちょっとどこかで見たような気がするのですが、そういうことはあるのでしょうか。

どこで見たか思い出しました。A Iが言っていました。すみません、失礼いたしました。申し訳ありませんです。

予防医療の視点からも、若い世代からの受診行動を促すぜひお役目をお願いしたいというふうに思います。

最後になりましたが、本日先ほど黙とういたしましたけれども、3月11日は東日本大震災の発生から15年であります。この記憶、経験、教訓を忘れることなく未来につなげていかねばなりません。今後もいつ起きるか分からない大地震や豪雨などへの備えを引き続き行い、防災、減災にしっかり取り組む決意の日としていただきたく存じます。

そして、本年は横芝光町が誕生して20周年です。意義あるこの年、このときに改めてまち

の将来像、「人と自然と賑わいがつなぐ「幸せ実感」のまち 横芝光」、また「だれもが参画するとともにつくるまちづくり」の理念と次の20年に向けて、町長の力強いご決意を伺い私の質問を終わります。

町長、お願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 通告時間となりますので。

町長。

○町長（佐藤晴彦君） 大きな大きな励ましをいただいてありがとうございます。

私もしっかりと町民に寄り添いながら、議会の皆さんと相談しながら、この横芝光町を本来に福祉の向上、町民の幸せが何よりだというふうに認識を改めて持ちながらこれからもしっかり頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げて答弁に代えさせていただきます。

○議長（小倉弘業君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

休会の件

○議長（小倉弘業君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

3月12日から3月15日までは議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認めます。

よって、3月12日から3月15日までは休会と決定しました。

散会の宣告

○議長（小倉弘業君） 本日の日程はこれをもって終了します。

3月16日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時01分）

3 月 定 例 会

(第 3 号)

令和 8 年 3 月 横芝光町議会定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和 8 年 3 月 1 6 日（月曜日）午前 1 0 時開議

- 日程第 1 議案第 1 号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度横芝光町一般会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 2 議案第 2 号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度横芝光町一般会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 3 議案第 3 号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度横芝光町一般会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 4 議案第 4 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9 号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 1 0 号審議（質疑・討論・採決）

指定管理者の指定について（集会所・共同利用施設）

日程第 1 1 議案第 1 1 号審議（質疑・討論・採決）

指定管理者の指定について（横芝光町地域活動支援センター）

日程第 1 2 議案第 1 2 号審議（質疑・討論・採決）

令和 7 年度横芝光町一般会計補正予算（第 7 号）について

日程第 1 3 議案第 1 3 号審議（質疑・討論・採決）

令和 7 年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 1 4 議案第 1 4 号審議（質疑・討論・採決）

令和 7 年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 1 5 議案第 1 5 号審議（質疑・討論・採決）

令和 7 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 1 6 議案第 1 6 号審議（質疑・討論・採決）

令和 7 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 1 7 議案第 1 7 号審議（質疑・討論・採決）

令和 7 年度横芝光町病院事業会計補正予算（第 3 号）について

日程第 1 8 議案第 1 8 号審議（質疑・討論・採決）

令和 8 年度横芝光町一般会計予算について

日程第 1 9 議案第 1 9 号審議（質疑・討論・採決）

令和 8 年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について

日程第 2 0 議案第 2 0 号審議（質疑・討論・採決）

令和 8 年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 2 1 議案第 2 1 号審議（質疑・討論・採決）

令和 8 年度横芝光町介護保険特別会計予算について

日程第 2 2 議案第 2 2 号審議（質疑・討論・採決）

令和 8 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算について

日程第 2 3 議案第 2 3 号審議（質疑・討論・採決）

令和 8 年度横芝光町病院事業会計予算について

日程第 2 4 議案第 2 4 号審議（質疑・討論・採決）

令和 8 年度横芝光町農業集落排水事業会計予算について

日程第 2 5 議案第 2 5 号審議（質疑・討論・採決）

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１５名）

1 番	森	大	地	君	2 番	内	田	美	穂	君		
3 番	霞	浩	子	君	4 番	市	原	成	一	君		
5 番	印	東	彦	治	君	6 番	小	倉	弘	業	君	
7 番	森	川	貴	恵	君	8 番	秋	鹿	幹	夫	君	
9 番	宮	菌	博	香	君	1 0 番	山	崎	義	貞	君	
1 2 番	鈴	木	輝	男	君	1 3 番	川	島		仁	君	
1 4 番	川	島	富	士	子	君	1 5 番	鈴	木	克	征	君
1 6 番	鈴	木	唯	夫	君							

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	副町長	平山貴之君
総務課長	鈴木正広君	企画空港課長	加瀬淳一君	
財政課長	郡司勇君	環境防災課長	平野和美君	
税務課長	石田賢一君	住民課長	越川直樹君	
産業課長	小川健二君	都市建設課長	林栄司君	
未来づくり長	鵜澤順一君	福祉課長	平山昭彦君	
健康こども長	佐久間真一君	食肉センター長	林栄君	
東陽病院長	吉田潔君	会計管理者	鵜田須美子君	
教育長	小川重之君	教育課長	野村浩光君	
社会文化課長	北田勝也君			

職務のため出席した者の職氏名

局 長 古 作 健 二 書 記 椎 名 悦 子

◎開議の宣告

○議長（小倉弘業君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） これより日程に入ります。

議案審議を行います。

日程第1、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第2、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第3、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第4、議案第4号 横芝光町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 1点、ちょっと確認したいところがあるんですが、12ページのところの運営に関する基準なんですが、ここのところで、面談ということで、「（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない」とあります。これは、音声のやり取りだけで、送受信だけで、これができるということになるのかと思います。

そうしたときに、果たしてきちんとした、園のほうとして対応ができるのかどうなのかをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 今ご質問の12ページについて、基本的には、対峙して面談を行うのが基本でありますけれども、こちらについては、パソコン、タブレットなどを使用した映像、または電話での音声でも可能ですよというところを記載しております。基本的には、来ていただいた中での面談を予定しております。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） これ、なぜ聞いたかといいますと、心配になることがちょっとありましてね。なぜかといいますと、当町の在住でなくても、よその人でも、これ利用することが多分できるかというふうに私、理解しているんですが、そうなったときに、果たして、基本は面談ということですが、音声だけでも可ということになってきたときに、親の都合でそのような保育をお願いするということになるかと思うんですが、園のほうもちょっとそこは大変なのかなというふうに非常に心配したもので、どのように、受け入れる園とすれば、その辺の対応は考えているのか、ちょっとお聞きしたかったもので、確認して、できる状態であれば答弁願いたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 基本的には、園のほうは、面談をしたいということがあれば、町からも入園している保護者に対して連絡調整をやっていきたいと考えております。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 大体のところは分かりました。

問題が起きたときのことなんですね。そのときに、町としたら、問題が起きたときには町の責任というのはどのようになるのかをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 通園制度については、認可を行うのは町でございますので、町が責任を負うという形になろうかと思います。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これで質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第5、議案第5号 横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） 時代の流れで、児童遊園、管理するのは大変で、だんだんに減っていくというのは合併当時の考え方でありますので、それは問題ないと思っておるんですけども、子ども・子育て支援の一環として、横芝光町には他に誇れる4大公園がありますので、それらの施設については、やっぱり計画的な管理に努めていただいて、子供たちが適正に対応できるような体制を取っておいていただければありがたいなということをお願いしておきたいと思います。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第6、議案第6号 横芝光町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第7、議案第7号 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 確認なのですが、報告が以前あったかどうか、ちょっと私もはっきりしていないんですが、確認のために質問させていただきます。

ここでは、消防団員の費用弁償に関する条例の一部ということなんですが、金額的には分かりました。問題は、女性の消防団員が7名だったかと思うんですが、その方に対してはどのようなになるのかをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 女性消防団員につきましては、男女の区別が報酬にはございませんので、同様の団員報酬となります。

以上です。

〔10番議員「分かりました」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第8、議案第8号 横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） 4月から子ども・子育て支援金制度に伴う国民健康保険税というところだと思いますけれども、社会全体で子育て世代を支える分かち合い、連帯の仕組みというのは、今の少子化社会でとても分からなくはないのですが、この制度が発表されてから、どうしても私的には納得できないことがありまして、一言、意見を申し述べさせていただきたいと思います。

それは、後期高齢者の国民年金のみで生活されている方からもこの税が徴収されるというところでございます。

この年齢の方々は、私が言わなくても、子育て、教育資金は全部自己資金で皆さんやってこられました。その年代ですと児童手当すらなかったと思います。当町は農家の方々が多く、国民年金のみでの、もちろん自分の老後の資金もためながら、子育てもしながら、大変頑張ってこられた世代だと思います。この75歳を過ぎて働くのも一般的には難しいのかなと思いますし、限られた年金の生活費の中で、今、この物価高騰ですよね。また、今、アメリカとイランの情勢で、これから社会がどんなふうになっていくか本当に不安でいっぱいの方で皆さん、おられると思います。

川島富士子議員の一般質問の中でもありましたが、たとえ月200円でも負担が増えるのは、本当に心情として忍びない限りでございます。

ですが、国の施策なので私も反対ということではございませんが、ぜひそれに代わる、それをカバーする、後期高齢者の皆様に何か支援をすることが今後あればありがたいなと思います。よろしくお願いいたします。答弁は結構です。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 霞浩子議員のおっしゃっていることにつきましても重々、私もある部分、同感でございます。そうした中において、国の政策であるからということではなくて、私どもも政治家の一人であるし、また、行政を預かっている身の中で、そうした部分についてもしっかりと別の立場から、別の角度からその支援ができる何かを探していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 私からも1点、意見を。

今、霞議員から言われたようにね、本当にこれは高齢者に対しての負担増を求めるというようなことだと思います。

ここでは国民健康保険税条例ということなので、後期高齢者医療保険制度とは違うことになるのかなと思うんですが、それでも後期高齢者からも負担を強いると、年々上がって、3年間どんどん増えていくということになっていくわけなんですけど、このような有無を言わないでね、天引きするというようなことは、本当に私たちは、行政としてはね、やっぱりやってはならないというふうに思います。

そんな中で、全協でも私、意見述べさせてもらいましたが、周知のほうは町民に対してするというのがどうしても必要になってくると思うんですね。そのところはぜひやっていただきたいというふうに思いますし、私はこの負担増の条例に関しては、賛成ということではできませんので、立場としては反対ということを書かせていただきます。

○議長（小倉弘業君） 税務課長。

○税務課長（石田賢一君） ただいまのご質問で周知ということでした。

私も全く議員と同感でございまして、前月ではなくて、なるべく早めに広報等で町民の皆様に、負担が増えてしまうということなので、周知のほうは何かしら考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第9、議案第9号 横芝光町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第10、議案第10号 指定管理者の指定について（集会所・共同利用施設）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第11、議案第11号 指定管理者の指定について（横芝光町地域活

動支援センター)を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第12、議案第12号 令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） 補正予算書の15ページ、下段のほう、財産収入の不動産売払収入、268万6,000円というのが、これはどこの土地だったか教えていただきたいです。

もう一点ですが、36ページ、下段の町民会館の災害用トイレの設置で600万強マイナスで、安く済んだというところでよかったなと思うんですけども、ごめんなさい、私が説明を聞き逃していたら申し訳ないんですが、最初の説明のときで、私は、勝手に災害用トイレと建物を想像してしまって、災害のときに使うのかなみたいな勝手な想像だったんです。工事、終わってみたら、もう特に何もなくて、トイレができたんだというところは理解できますけれども、多分、災害のときはテントみたいなのができるのかななんて思いながら、その辺の災害用のトイレの仕組みをちょっとご説明いただきたいと思います。

以上、2点、お願いします。

○議長（小倉弘業君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） 15ページの財産収入、不動産売却収入の内訳でございますが、4件、8筆、1,017.01平米で、場所につきましては、役場の前の原野、これが4筆、それと、屋形のほう、海のほうですね、の公衆用道路、これが1件、また、宮川地先の古屋ですかね、雑種地が3件になります。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それでは、霞議員のご質問にお答えいたします。

災害用トイレでございますけれども、この仕組みということで、物につきましては、コンクリート製品でできております。防災用トイレということで、幅が2.32メートル、高さが1.56メートルで、長さが5.5メートルというものになります。コンクリート製品なので、これは、部材としては5つのものになりますので、これを搬入していただいて、これは地下埋設になります。掘削して、地下に埋設して、5つのものを連携するというので、一体化になって箱形になるというものでございます。

これにつきましては、使用について、埋設されていますので、その上にテントと簡易トイレということで設置いたしまして、使用することができます。内容的には、500人が1週間程度使用できるものであり、使用後につきましては、くみ取り式になっております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） この町有地の売却なんですけれども、そういった主要なところは別として、細々したところ、どんどん売れるものは売っていただきたいと思います。管理も大変ですので、なるべくそういったところで収入も増やしたりというのも大事だと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 4点ほど質問したいと思いますが、今、霞議員から言われた関連で1点なんです、役場前と古屋と屋形というようなことで、地域的には、今、説明ありました。

役場前のところは、この光町の庁舎を建てるときの、要するに、代替として役場が、たしか取ったというようなことで、ちょっと地元の人から聞いたことがあるんですが、今、本当

に原野になっていて、手をつけようのないようなことになっています。

土地の8筆の、それぞれの面積をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

次に、25ページの中段なんですけど、3番目の黒丸でグループホーム等関連助成事業ということで、障害者グループホーム運営費補助金とあります。グループホームはこの町もあるんですが、障害者のグループホームというのは、たしかなかったんじゃないのかなというふうに、私の記憶の中でちょっと感じるので、これの何事業所、それから何人の利用が増えたというようなことなのか、ちょっと人数と、今、先に言ったように、町の施設なのかどうなのかも含めて教えてください。

次に、27ページになります。横芝保育所の給食費の委託料のところで、マイナス252万4,000円、人数の減ということで報告がありましたが、どれくらいの人数の減になっているのか、最初の計画のときと比べてどれくらい減っているのか、現在、どれくらいの利用なのかを教えてください。

最後に、農林水産業費のところ、水稲病虫害等防除対策事業費の補助金、マイナス122万3,000円ですが、今年度の予算のほうでも質問させていただこうと思っているんですが、このところの利用状況をちょっとお聞きしたいと思いますが、以上、お願いします。

○議長（小倉弘業君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） それでは、不動産売払いの面積についてお答えさせていただきます。

役場の前、4筆ございまして、原野が4筆でございます。1筆が143平米、2筆目が48平米、3筆目が146平米、4筆目が5.15平米、もう一件、宮川の古屋付近でございますが、雑種地3筆ございまして、1筆目が87.52平米、2筆目が317.59平米、3筆目、最後、342.96平米、また、屋形の公衆用道路につきましては26.79平米となっております。合計で、8筆、1,017.01平米でございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） それでは、25ページ、グループホーム等関連助成事業、グループホームの数などになりますけれども、現在、県内に所在するグループホームに、町内の方が34名入居しております。うち、町内には3か所のグループホームがございまして、そちらに8人が入居している状況でございます。また、グループホームにつきましては、全て民間事業者の経営となっております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 27ページ、横芝保育所運営事業で、保育所給食業務委託料の減額についての児童数でございますが、予算については65人を見込んでおりましたが、実績で56人でございます。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） 30ページ、水稻病虫害等防除対策事業費補助金なんですけど、こちら実績による減額でございまして、予算上は500ヘクタール予定しておりましたが、実績としましては255.3ヘクタールということでございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 財政課長、平米、面積は分かったんですが、すみません、8筆ありますが、購入者は何人なのかをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、グループホームのことなんですが、これ障害者グループホームというふうになっているんですが、これは、障害者というのは認知症の人も含めて障害者ということになるのか、一般的には認知症の人が多く利用されているのかなと思うんですが、その人も障害者グループホームというふうになるのか、障害者グループホームという位置づけで認められているところなのかどうなのかをちょっと確認させてください。

あと、保育所の給食業務委託に関しては実数の減ということで、当初から比べて9人ほど減っているということですね。分かりました。

それと、水稻病虫害の防除事業ですが、これも500ヘクタールに対して255、半分近くだということになりますが、どうして半分くらいの利用なのか、何らかの理由があったということなのかどうなのかをちょっと教えてください。

○議長（小倉弘業君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） 全部で8筆ございますが、4件に分かれてございます。役場前が2件に分かれておりまして、2筆、2筆、これが法人でございます。また、古屋のほうは1件、3筆でございまして、これは1個人でございます。屋形につきましては千葉県でございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） グループホームの認知症関連の方が入所はできるのかというお話ですけれども、認知症関連のグループホームにつきましては、介護保険制度の地域密着の施設において町内２か所、グループホームがございますので、介護保険制度で、そちらのグループホームに入所されている方が主になっていると思います。障害の施設の場合には、手帳所持というのが前提になりますので、町内の方でいいますと、介護保険制度のグループホームのほうに入所されているというような状況になります。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） こちらの補助金につきましては、需要に応じた主食用米生産者が対象ということになっておりますので、取組が減っていることが原因かと思われます。

以上です。

○１０番（山崎義貞君） すみません、福祉課長、障害者のグループホームということで、今ちょっと確認したかったんですが、これは、町内のグループホームは、障害者、要するに手帳を持っている、認定されている人が利用している、このグループホームは、障害者認定の利用のグループホームということで間違いはないんですねということなんですが。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） おっしゃるとおり、障害福祉サービスでのグループホームになりますので、こちらはあくまでも手帳所持者のための入居施設となっております。

〔１０番議員「分かりました」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１３号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第13、議案第13号 令和7年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） すみません、確認だけちょっとお願いしたいんですが、国保の歳入なんです、保険給付費等の交付金のところで、特別調整交付金ですが、市町村分で450万円として東陽病院分ということで説明があったかと思います。ここのところの450万円の分というのは、これは国や県から指定されたというか、その分になっているのかなと思うんですが、どのようなことでこの金額が決まっているのかをちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 住民課長。

○住民課長（越川直樹君） ただいまの特別交付金のうちの特別調整交付金分（市町村分）の454万7,000円ということですが、こちらは救急患者受入体制支援事業ということで、東陽病院のほうで宿日直の勤務する医師確保のための助成ということになっております。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第14、議案第14号 令和7年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第15、議案第15号 令和7年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第16、議案第16号 令和7年度横芝光町営東陽食肉センター特別

会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○１０番（山崎義貞君） 歳出のところの積立金なんですが、107万9,000円ですが、これは数字的には分かるんですが、これ基金の積立金というのはどれくらいあるのか、ちょっとずれた質問になるかもしれないんですが、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（林 栄君） ただいま基金の残高ということでよろしかったでしょうか。

６年度末の基金の残高につきましては3,471万5,000円でございます。このたび、補正予算成立後、積立てを行った場合の今年度末の残高につきましては3,580万9,000円の見込みでございます。

〔１０番議員「ありがとうございます」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１７号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第17、議案第17号 令和７年度横芝光町病院事業会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第18、議案第18号 令和8年度横芝光町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

鈴木克征議員。

○15番（鈴木克征君） すみません、2点ほど伺います。

予算委員会でも触れられていたようですけれども、一般会計当初予算案の概要書59ページ、9款1項2目スクールバス運行事業8,617万9,000円、説明欄に、スクールバス運行业務委託料（大総ルート、南条ルート）で2,230万8,000円、同じく（上堺ルート、日吉ルート）で、5,108万4,000円となっていますが、これは令和8年度より、日吉小学校、上堺小学校がそれぞれ統合されるための業務委託料ですか。確認のため伺います。

次に、予算書の178ページ、尾垂野球場一般管理事業の使用料及び賃借料114万1,000円ですが、借入先が国と認識しておりますが、間違いなければ、契約の使用目的及び借入期間、60年以内、50年以上、30年以内、10年以内などと、それぞれ目的別に違うようですが、契約期間を教えてください。また、国からの貸付料114万1,000円の算定方法を教えてください。

以上、2点、よろしくお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 議員のご質問にお答えいたします。

予算書概要58ページ、スクールバス運行事業、59ページにかけてございます。こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、この4月から日吉小学校及び上堺小学校閉校に伴いまして、スクールバスの運行業務を新たに構築するものでございます。

まず、大総ルート、南条ルートにつきましては、従前のとおり、町の所有バスを4台借り上げ、運行業務として業者のほうに委託するものでございます。新たに、上堺ルート、日吉ルートにつきましては、車両も含めて運転業務を委託業者に委託するものでございます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それでは、尾垂野球場のご質問ですけれども、期間につきましては、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3か年としております。この用地につきましては、国の財産用地になりますので、千葉財務事務所の管轄になります。契約のほうなんですけれども、千葉財務事務所のほうで土地の借用について調査をして額のほうを決めておりますので、それにつきましては、詳細のほうは私のほう、ちょっと今、確認はできていない状況です。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 鈴木克征議員。

○15番（鈴木克征君） スクールバス運行業務委託料ですけれども、説明欄だけ見ると、大総ルート、南条ルートと比較すると8年度実施する2ルートが2.29倍になっておりますので、借り上げというか、バスのやつの詳細をもう少し、これだけ大きな金額になっていきますので、バスのあれが幾らとか、もし分かれば、それちょっと詳細をもう少しお願いしたいと思います。

尾垂野球場の件ですけれども、私が思うには、借地面積7,176平米、現在の地価を考えますと、ちょっと高いんではないかなというような個人的な考えでありますけれども、そんなふうな感じがするんですけれども、借入先が個人であれば、その時々々の事情から判断されたものですから、全く問題視するものではありませんが、国からの借地ですので、何らかの検討をされてはいかがでしょうか。

それと、算出方法が示されたということですが、これあれですかね、借入面積とか、使用料とか、使用の日数とか、そういった借入れのあれに基づいて国のほうで算出されている、ただ、査定が114万1,000円だからということじゃなくて、公園の施設に敷地面積に係る貸付け、年額とか、あと敷地面積、それから使用日数とか、こういったものを掛けられて

114万1,000円になったというか、何か、ただ示されたからってお支払いしているのか、その辺もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） スクールバス運行事業の詳細でございます。

大総、南条ルートでございますが、25人乗りのマイクロバス、こちらを4台予定してございます。それから、上堺ルート、日吉ルートのほうでございますが、こちらは45人乗りの大型バス2台と、29人乗りのマイクロバス2台をそれぞれ借り上げております。

なお、先ほど申し上げましたとおり、上堺、日吉ルートにつきましては、全てバスの車両も賃貸借を含めましての委託料ということになります。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それでは、借地の関係でございますけれども、これにつきましては、以前に、財務事務所のほうからお話がありまして、令和3年から令和5年まで、105万5,829円ということで、年額、町のほうで借りていたわけなんですけれども、その後に再算定をして、借地の金額が変わったということで、ご説明がございました。

今回の借地料につきましては、その当時、令和6年に借地契約をしておりますので、そこから114万506円ということで金額のほうは変えてございます。内容につきましては、財務局のほうの再算定をしたということでございましたので、詳しい内容につきましては、これから調査していきたいと思っています。

あと、今後なんですけれども、せっかくスポーツ施設ということで町のほうが借用しておりますので、何らかで無償で借りられないかという考えも私も持っておりますので、今後、千葉財務局と、その辺、相談しながら、いい方向に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 鈴木克征議員。

○15番（鈴木克征君） ありがとうございました。

最後に、スクールバス運行業務委託料ですけれども、説明していただいたので、2.2何倍というのが分かりました。それだけ違うということですね。

あと、これまで大総ルートと南条ルートとも実施されておりますので、運行上には問題ないかと思えますけれども、日吉地区、上堺地区の子供たち、また保護者の皆様にとっては初めてのスクールバス実施となりますので、最初のときは、より丁寧な説明や現地確認等、問

題ないか、ひとつ十分に注意していただきながら運行していただきたいと、ひとつお願いを申し上げます。

それと、借地の件ですけれども、説明いただいたのは分かるんですけれども、これ令和8年度横芝光町当初予算の借地料は、一般会計から19件、特別会計から2件、合計21件となっています。例えばですけれども、これ千葉県富津市の市民ふれあい公園は、中に野球場とか、球技場、広場が設けられていますが、この敷地は多分、全て国からの無償貸付けを受けているようでございます。

何とか、無償じゃなくても、少しでも減額できるものはしてもらいたいなと思っておりますので、当町はね、大変ありがたいことに、個人の方々などから大切な土地を必要に応じてお借りしております。その中でも国から借地など、減額できるものは絶対に減額していかなければならないと思っていますので、ぜひ今後とも無償じゃなくても減額の方と、借受け面積とか、いろいろよく協議をしていただいて、努めていただきたいと思いますので、以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

（午前11時00分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

○議長（小倉弘業君） 議案審議を続けます。

霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） すみません、予算書の100ページ、最下段なんですけれども、健康相談事業で備品購入費が30万2,000円とあるんですが、ちょっと細かくて申し訳ないんですが、ちょっと気になったもので、どういったものを購入するのか教えてください。

すみません、あと2つなんです、概要書の38ページの中頃に、民生委員児童委員活動事業、マイナス28万3,000円とあります。常任委員会でも議題になっていたようなんですけれども、6名の欠員だということなんです、金額的なことよりも私が心配するのは、欠員のある地域の方々、高齢者の方々の支援だったり、見守りだったり、連絡の連携だったり、そ

の辺の実際、民生委員の方がやっていらっしゃることは滞ってしまうのか、その辺は職員がフォローするのか、その辺を教えてください。

あと最後、もう一つ、概要書の61ページ、ふれあい坂田池公園の野球場照明改修工事設計内訳再積算業務委託41万8,000円なんですけれども、これなんです、LEDに交換かと思うんですが、照明の柱、もうさびていたり、結構、劣化しているので、その辺も含んで願います見積りになるのかどうなのか、その3点、お願いします。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 予算書の100ページ、健康相談事業、こちらについては、成人を対象とした訪問による健康相談等を行っているものでありますが、備品購入費については、はかり計量器1つを購入するものでございます。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 民生委員児童委員の活動補助事業の関係ですけれども、おっしゃったとおり、予算の減については、今年度、令和7年度が改選の年でありますので、その関係で補助金が増と、改選に係る経費がかかったもので、7年度が多かったというところで、8年度は通常ベースの予算に戻るといような形になります。

続いて、欠員の関係なんですけれども、現在も欠員の地区というのがありますが、欠員の地区につきましては、行政総務員さんに、民生委員の代わりにはなりませんけれども、見守りですとかというのをお願いしているところなんです、行政総務員さんではできるといのは限られますので、何かあれば福祉課のほうに連絡をいただいて、福祉課のほうで訪問なり支援なりの対応をさせていただくということを考えております。

また、欠員のままというわけにはいきませんので、引き続き民生委員さんのOBの方ですとか、総務員さんなんかと協力しながら、選任のほうには努めていきたいと思っております。

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それでは、61ページのふれあい坂田池公園の野球場の照明関係ですけれども、これにつきましては、設計ということで、再積算ということで、大分、支柱のほうもさびがあらうかと思しますので、今現在、ちょっと入っているかどうか確認は、申し訳ないですけれども、できていません。これにつきましては、調べて報告したいと思えます。現在、さびとかあれば、設計の中に入れて行いたいなとは思っております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） 照明の支柱の件なんですけれども、やっぱり上だけ照明、替えただけで、土台が腐食してしまったら本末転倒というか、意味がなくなってしまうと思いますので、その辺も含めてしっかり調査をしていただいて、替えるところは替えるということで、補修するところはするということで、よろしくお願いします。

あとの2件は分かりました。ありがとうございます。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） 予算書の109ページにかかるのかなと思うんですけれども、農業振興費のところではないかと思うんですが、有機農業を促進するような予算が入っていないように感じたんですが、国は有機農業を増やすという目標を掲げている中で、横芝光町としてもそういう方向に動いていったほうがいいのではないかと思うんですが、そのような予算は入っていないのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） 町でも有機農業は何らかの方法で進めていかなければならないと感じております。

8年度予算につきましては、農業総務事務費の中で郵送料なんですけど、こういった方法で進めればいいのかという検討をするために、実際に農業されている方に対してアンケート調査を予定しております。その郵送料を農業総務事務費の中に計上してございます。金額は2万5,000円となっております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。ぜひ積極的に進めて、有機農業を促進するような事業まで持っていけるようにしていただけたらなというふうに感じております。よろしくお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） それでは、最初に、令和8年度一般会計当初予算案の概要5ページ、合計額が126億3,000万円で、前年度と比較しますと17億1,000万円の減額になっていることはある程度評価できますが、前年度は、横芝小学校の改築事業と中学校講堂棟空調設備工事で約21億1,400万円が予算化されていました。今年度は、それぞれの大型事業が終了していることを踏まえると、新規事業を計上したとしても予算規模を縮小し、健全財政を堅持しよ

うとする考えがあるならば、もっと精査し、減額する必要があったと思います。

私は、当町の財政状況からすると、令和８年度の当初予算額はまだ大き過ぎると思います
が、町長と財政課長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今回、本当に限られた財源をどのように有効利用していくかということの中で、どれだけの歳入ありきでやったわけじゃないんですが、その辺の、ただ、一般的な予算規模にいたしましては、もう宮菌議員、いつもおっしゃられる基準財政需要額の中で、大体1.8倍程度が一般的な県内の財政状況を鑑みますと、ある程度、常識的な予算に収められたかなというふうに思っておりますし、ある一方、これからも空港会社に対しても周辺対策交付金の増額等を求めながら、しっかりと財政基盤をつくっていくというのも重要だというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

私からは以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） それでは、令和８年度当初予算がどう考えるかというところでございますが、先ほど宮菌議員がおっしゃられたとおり、大型事業、横小の改築事業であったり中学校の空調事業が終わったことで20億程度、減額となっております。

ただ、令和８年度の予算を組む中で、先ほど来、話がございますスクールバスの経路の増設、また、そのほかにも山武郡市環境衛生組合の負担金であったり、そのほかにも空港の出捐金だとか、かなり増えてきているのがあることも事実でございます。

ただ、今年度予算編成する中で、予算が大きくなると当然、私も考えておりませんので、できるだけ削減を図ったところでございます。

今後につきましても空港の機能強化に関する人を呼び込むための予算には、当然、重点配分をしていく考えでございますが、そのほかの合併20年する中で、今まで進んでこなかった、今後、施設の統廃合であったり、借地の解消であったりと、そのほかにも節減できるところは、これからあるかと思っておりますので、そういうところに尽力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 町長も財政課長も今の答弁ですと、まだもっともっと考えていかなきゃならないということでありましたので、それらを踏まえまして、それであれば、再度、質問をさせていただきたいと思っております。

同じく令和8年度一般会計当初予算案の概要5ページの合計126億3,000万円のうち、一般財源は55億4,279万9,000円で、割合としましては43.9%という状況であります。この状況をどのように思うのか、まず、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、同じく、一般財源の大宗をなす町税28億2,187万4,000円は、前年度と比較して1億6,027万7,000円が増額になっていますが、その要因について、再度、町長にお伺いをしたいと思います。

次に、概要の14ページ、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が前年度と比較して約1億2,200万円増額しています。これらにつきましては、ある程度、仕方がないと思いますが、人件費の削減については真剣に考えなければいけないと思います。あわせて、予算全体の中で、委託料などに計上されている人件費についても見直しをしなければならない時期に来ていると思われませんが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、同じく、投資的経費が前年度と比較して約21億4,000万円減額になっていますが、主なものにつきましては、横芝小学校の改築事業と中学校講堂空調設備等であります。今後は一般財源に跳ね返りのある建設的かつ投資的経費に少しでも多くの予算が配分できるように努力していただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、自主財源が今43%とおっしゃってございました。それについては、決して褒められる数字じゃないという認識を持っておりますが、それ以外に、当町におきましては、先ほども申し上げましたとおり、周辺対策交付金等の別の収入もあるということの中で、これからもしっかりと健全財政を堅持しながら、今後とも財政を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、人件費、扶助費についてでございますけれども、確かに宮菌議員、前々より業務委託等の云々という話もございましたが、現実問題として、いろいろな計画を練る上で、国の予算を持ってきての、どっちかという決まり文句的な計画づくり等の委託費については、つつい業務委託という状況の中で進めさせていただいている状況のほうがある部分、効率的だというような認識もございますので、そういう状況の中でのこういうような人件費の使い方ということについては、ご理解を賜りたいと存じます。

あと、投資的経費につきましては、当然のことながら、財源を確保した上でのものがございますので、それについては、これからもしっかりと財源確保の努力をしながら、新たな投資をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） ありがとうございます。

1点目でありますけれども、一般財源とはいえ、この43.9%の中には、空港の周辺対策交付金13億8,000万円が計上されていますが、この交付金につきましては、固定経費等に充てられている予算がかなりあると思いますので、少しでも多く交付していただけるように、やっぱり努力する必要があると思います。

次に、町税の関係なんですけれども、今、答弁なかったようなんですけれども、当町の基幹産業である農業の主要作物である水稻の高価格による影響が多分、来年の場合には多いと思いますけれども、このような状況にもうなるとはあまり想定できませんので、しかしながら、基幹産業の農業で、ある程度、税として跳ね返る方法も考えるのであれば、今後もよい環境で農業経営ができるような投資をしていただくことをお願いをいたします。

次に、人件費、扶助費、公債費の関係でありますけれども、やっぱりしっかりと行政運営をしていくためには、定員適正化計画を抜本的に見直し、その計画に沿った対応をしていく必要があると思われます。ですから、私がこんなことを言うとはだと思われるかもしれませんが、私が見渡す限りの中であっては、今の各課、全てにおいて特に人の数が私は多いと思っております。具体的に説明をしろということであれば、後の機会でも幾らでも説明したいと思いますが。

それで、投資的経費の関係につきましては、前向きな答弁がありましたので、いずれにしましてもよろしく願いますよということをお願いをしたいと思います。

そして、いずれにしましても予算規模を単年度で大きく縮小していくことは、これはできないと思っていますので、今後もきめ細かく継続性を持ち、その時々状況を踏まえ、頑張りたいと思いますが、最後に、町長、一言よろしく願いをいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、最初の質問で答弁漏れをしてすみませんでした。

町税の問題でございますけれども、宮菌議員がおっしゃるとおり、来年度におきましても米価がある程度維持できるんじゃないのかというような思いもございますし、また、当町は、商業については、なかなか元気が出ていないという状況にはございますが、工業、建設業につきましては、そこそこの成績を上げていただいているということも申し添えさせていただきます。

また、人材の多過ぎるのではないかという問題につきましては、今まさに、この横芝光町の将来を大きく左右するであろう空港の容量拡大に伴う地域開発について、いろいろな部分で手をこまねいているところでございますので、しっかりとそれに対応すべく、人材を確保しながら進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 予算書概要の30ページ、寄附金から、また数点、質問させてください。

ふるさと納税寄附金が令和7年度予算と同額とした、この根拠を教えてください。

その寄附金の下段、衛生費寄附金、こちらは令和7年度予算との比較で40万円減額しております。この理由を教えてください。内容としては、地域猫活動かと思われますが、令和8年度も。それ以外の募集というのは、そういった企画は考えられないのかと思っております。例えば、令和8年度は町誕生20周年記念事業がございますので、そういった企画も考えられるのではないかと、先に申し述べておきますので、お答えをお願いいたします。

予算書概要34ページ、生活路線バス運行事業、こちらも前年度比較409万6,000円増なんですけれども、令和7年度の予算のときのお答えでは、運転手の人件費などの増により、そのときも432万円ぐらいですか、増ということでしたが、今回も人件費の増額であるのか。

その事業の中で、毎回、私が申し上げております、風和里や芝山中学校への乗り入れ、その辺が空港シャトルバスとの整合性や乗り継ぎを考慮した合理性を持った取組はという質問に対して、企画空港課長は、今後、空港南側圏の公共交通検討の中で協議検討したいというお答えをいただいております。その辺の令和7年度の協議の結果を踏まえて、令和8年度の動きはどのようなようになっていくのか、こちらをお答え願います。

予算書概要、すみません、前後しちゃうんですけれども、63ページの成田国際空港周辺対策交付金予算額及び充当予定額の中で、特別交付金の中の主な事業、これ令和7年度は横芝小学校改築工事が約15億円ありましたので、全体の予算額7億3,500万円という記載の方法、記載の仕方、理解できるんですけれども、令和8年度は、こちら見ますと、表示されている事業の全てを合計しても3億6,400万円になります。予算全体7億3,500万円の半分にも満たない事業が記載されているというような状況なんですけれども、このその他の「など」の事業の中で、残りの予算額を全部採択してもらうことができるのか、見通しをお願いいたします。

予算書にまいりまして52ページ、真ん中辺りに地域女性活躍推進事業、少額ではございま

すけれども、私は常日頃からこちらを応援しております。令和7年度は事業の見直しを行うということだったんですが、その辺の状況を踏まえて、令和8年度どうされるのかお願いいたします。

予算書概要の47ページ、有害鳥獣駆除事業、これが前年度比較、駆除委託料が10万円増、予算書は備品購入費20万円で、概要は16万9,000円だが、こちら同じ内容であるのか。

あと、狩猟免許取得費補助金が6万8,000円と増額しておりますが、私が以前、申し上げました第一種狩猟免許の保持者を育成するような考え方は令和8年度にはありますでしょうか。

予算書概要48ページ、経営開始資金事業、事前に質問いたしましたところ、これ以前、農業次世代人材投資資金事業というのが150万円ずつ、毎年5年間、渡されるというものがあるんですけれども、これが令和4年度にこちらに移行してきたというようなお答えでありました。この経営開始資金事業、内容を調べると、補助期間が5年から3年に減らされているような状況でございます。その辺の理由や国の意向などが分かりましたら教えてください。

単に、仮にですよ、補助金が減らされてしまっているといった場合は、当町の基幹産業であるといった側面は当然ございますけれども、第一にやっぱり国民の命を支える基盤となる農業でございます。できる限り輸入に頼らず、自国の生産力を高めるための対応策をお願いいたします。よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） それでは、3点ございました。

まず1点目のふるさと納税寄附額が令和7年度予算と同額とした理由はについてでございますが、こちらにつきましては、令和7年度寄附額につきまして、お米の返礼品実績が減少していることから、全体として減少となる見込みでございます。一方、令和8年度からカレドニアン・ゴルフクラブの協力を得まして、会員権更新料やプレイ費用にふるさと納税制度を活用することができます現地決済型ふるさと納税システム、これを導入する予定でございます。一定の増収が見込めることから、前年度と同額の予算計上としたものでございます。

2点目の衛生費寄附金、クラウドファンディングの予算が令和7年度と比較して減額となっているのはということでございますが、令和7年度の寄附実績額が27万9,000円であったことから、実績を基に、令和8年度の予算額を20万円としたものでございます。

3点目のクラウドファンディングを活用した地域猫以外のものを考えられないかということでございます。クラウドファンディングにつきましては、町の実施事業への共感していた

だくことが最も大切であると考えております。20周年記念事業も含めまして、共感をいただける事業を選定し、クラウドファンディングによる更新について積極的に検討してまいります。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 秋鹿議員のほうから3つの項目にわたりましてご質問のほういただきました。

まず、予算書概要34ページの生活路線バス運行事業と公共交通に関することですが、今年度の増額につきましては、運転士の人件費と、それから燃料費の高騰によるものでございます。

また、昨年度、お話の中でシャトルバスと成田便との整合ということでご意見いただいたところです。令和7年度は千葉県によりまして空港周辺の地域公共交通ネットワークの調査が実施されております。令和8年度以降も引き続き調査検討が進められてまいります。当町で令和8年度に策定する地域公共交通計画においては、この調査と検討と連動しながら、方向性を共有して策定を進めてまいります。

それから、予算書概要の63ページ、成田国際空港周辺対策交付金の予算額と充当予定事業でございます。こちらにつきましては、町予算の各分野、航空機の騒音対策とか、産業、道路、防災、教育などから抜粋して記載させていただいているところです。記載の事業費だけでは特別交付金のほうを満たしてはございませんが、特別交付金を獲得するために必要な事業費につきましては、その他、多くの事業の積み上げにより特別交付金の獲得を目指してまいります。

それから、最後に、地域女性活躍推進事業につきまして、応援いただいているということでありありがとうございます。こちらのほう、令和7年度も実施したところですが、なかなか有意なデータが集まらなかったところがございますので、地域内外におきまして、女性の就労ニーズを把握すべく、さらに見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） お答えいたします。

まず、予算書概要47ページ、有害鳥獣駆除事業、こちらなんですけど、駆除委託料が約10万円増額した理由につきましては、駆除委託料、物価高騰によりまして、1人当たりの経費が、

弾代だとか燃料費等が上がっているため、1か月当たりの委託料を引き上げたことによりま
す。また、備品購入費なんですけど、令和8年度は、箱わな2基を購入予定しております。そ
のほか、わなで捕獲した動物を刺し止めするための電気やり、これの購入を予定しており
まして、計上しております。電気やりにつきましては、これまで行ってきました狩猟用の空
気銃による刺し止めと違いまして、加害獣の流血がほとんどなく、比較的短時間で処理でき
ますことから、刺し止めを行う捕獲従事者の肉体的、それから精神的負担を軽減することが
できます。電気を使用する上で安全使用に配慮する必要がありますが、捕獲獣から受ける事
故の可能性を低く抑えることができるため、購入を予定しております。

それから、狩猟免許取得費補助金、この中で、第一種狩猟免許の保持者を育成する考えは
ということでしたが、駆除隊隊員確保のため、新規にわな免許を取得する方に対して
取得に係る経費について補助するというように考えております。千葉県の補助金に町が上
乗せする形で補助しようとするものでございまして、県が3分の1、町が3分の1の補助と
いうことで5名分を計上しております。

第一種免許の保持者の育成につきましては、現在、特に農作物被害で困っているのは、イ
ノシシとかアライグマ等の獣類なので、まずは、わな免許保持者の育成を優先したいと考
えております。第一種狩猟免許につきましては、猟友会の意見を伺いながら、今後、検討し
ていければと考えております。

続きまして、予算書概要の48ページ、経営開始資金についてでございます。

令和8年度では、新規就農者向けのこれ、失礼しました。すみません、ちょっと申し訳あ
りません、また後で。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 今いただいたお答えを踏まえて2回目の質問しますので、産業課長、
探しておいてください。

ふるさと納税寄附金の部分、カレドニアン・ゴルフクラブのプレー費用なんかが入ってき
たということで、以前から、なかなか協力してくれなくて難しいというのを聞いていたので、
すごくほっとしたというか、期待いたします。

返礼品にはお米がたくさんあると思っていたんですけども、実勢状況を踏まえると、令
和8年度の収穫時期には5キロ当たり3,500円程度になるといった見込みも中にはございま
す。そういったところで、私も素人ながら、問屋に余った在庫を見込み相場で事前に確保す
ることで寄附金の増額を狙うことができないかと思いましたが、その辺のお考えがあれば

お願いいたします。

その下の衛生費寄附金のお話、20周年の部分も検討したいということでありましたので、何か少しでも自主財源を確保するために私も協力できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、ガバメントクラウドファンディングなんですけれども、これクラウドファンディングで手数料が高いと思うんです。当町のクラウドファンディング手数料のほうを教えてください。

この考えにちなんで、当町の広報専門官やデジタル専門官と協力して、当町の独自のページから手数料なしで寄附を募るといったやり方ができるのか、その辺を考えておられるのか、お願いいたします。

生活路線バス運行事業につきましては、令和8年度も引き続き調査検討が進められてまいりますということでございますので、できるだけスピーディーに対応していただきたいという思いはあるんですけれども、これらを踏まえて令和9年度に期待するといったところでしょうか。

成田空港の周辺対策交付金のお話、予算書概要は63ページ、できればもうちょっと何か大きな事業を並べるとか、要は予算額半分に満たない事業が並んでいるというような印象があるので、それ以外がもっともっと細かい事業なのかもしれないんですけれども、何かもうちょっと違った記載の方法があれば考えていただけたらなというふうに思います。

この地域振興枠の中で、総務経済常任委員会の予算調査でも宮菌議員、少し触れられておりましたけれども、学校給食費負担金助成金というのが入っているんですけれども、これが小学生に対して令和8年4月から国費で賄われる計画でございますので、この時点で予算額が入っている理由もちょっと分からないんですけれども、こういったものが減った場合は、その辺の対策はどのように考えておられるのか。

地域女性活躍推進事業ですね。いろいろ検討は数年かけてやられるということなんでしょうけれども、私はこのテレワークとかに固執しなくてもいいとは思うんですよね。要は子育てをしながら短時間で働ける環境というのを提案してあげる、提示してあげるという形で、もっと簡単なものでいいんじゃないかなとも思いますので、まずは1段階ずつ着実に進めていただきたいというふうに思います。

あと、有害鳥獣駆除事業、備品購入費等々は分かりました。

第一種狩猟免許保持者に関してなんですけれども、この辺につきましては猟友会の意見を

伺いながらと度々そのようなお答えいただくんですが、猟友会の方々なんかもまず必要ということと、第一種狩猟免許を持っていたとしても、別に、それは統率するための考え方であって、わざわざ出ていって狩猟する必要はないよというようなお答えなんかも猟友会の方からいただいていますので、その辺、よく調整しながら進めていただければと思います。

2回目、お願いします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私から2点。

まず1点、カレドニアンふるさと納税の件でございますけれども、カレドニアン・ゴルフクラブ、町内に唯一あるゴルフ場でございまして、今まで、ふるさと納税をしている方が十数万円とか四十数万円をやってくれることによって、4人のプレー費をふるさと納税で賄えるというようなことはずっとやってきてくださいました。

今回、新たに、ふるさと納税のものとなるというのが、実際、プレーをした日に精算をする段階でスマートフォンで1万円ふるさと納税をすると3,000円の優待券というんでしょうか、あれがもらえるというようなことで、今、結構、全国に広がりつつある中で、今までには大きなベンダー、機械がないと駄目だったんですけれども、今、スマートフォンで、QRコードでそれができるようになったということで、カレドニアン・ゴルフクラブのほうもご理解をいただいて、明日から多分できるということで、大いに期待をしたいところでございます。

それともう一点、小学生の給食費が千葉県が今度、出してくださるということの中で、年間約4,000万円ぐらいのお金が来るというわけでございますけれども、それが浮いたからといって何に使いましょうとかというのではなくて、先ほど宮菌議員のお話にもございましたとおり、やはり全体のことを考えてどうすべきかというふうに考えていきたいと思いますので、そこについてはご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） それでは、ふるさと納税の関係につきまして3点、お答えさせていただきます。

1つ目の余ったお米、在庫ですね、これを事前に確保して寄附金の増額につなげることができないかというところでございますが、ふるさと納税返礼品協力事業者でお米を取り扱っている事業者令和7年産米の在庫状況を確認いたしましたところ、在庫はないとの回答で

ございましたので、現在のところ、そのようなことは考えておりません。

続きまして、クラウドファンディングの手数料につきましては、当町のクラウドファンディングはふるさと納税ポータルサイトを活用しておりますことから、通常のふるさと納税寄附時と同じ、寄附金額の12%となっております。ただし、クラウドファンディングの場合には、返礼品はつけておりません。

3つ目の広報専門官等を通じて独自のページをとということでございますが、独自のページ、町ホームページなどとふるさと納税ポータルサイトでは閲覧数に差がございますことから、クラウドファンディングの実施には多くの人の目に触れる機会の確保というものが必要不可欠であることを踏まえまして、寄附件数及びほか自治体においてクラウドファンディング事業実績のあるさとふるで実施しているところでございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 秋鹿議員からいただきました3点、追加のほう、お答えさせていただきます。

まず、公共交通の見直しのほう、スピーディーというご意見でした。交通事業者や関係する自治体と協力しながら、なるべく早く形を見せていければなというふうに考えております。

それから、63ページの交付金の充当事業の一覧でございますが、ご指摘もありましたので、財政のほうと協議しながらちょっと工夫のほうをしてみたいと思います。

それから、地域振興枠につきまして余裕が出てしまうのではないかとというところ、そこにつきましては、様々な事業ございますので、適切に充当してまいりたいと考えております。

それから、最後、女性活躍のほうなんです、テレワークのほうに固執せずというところでご意見いただきました。確かにテレワークが全てではございませんので、様々なニーズを確認しながら検討のほうを進めたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） 有害鳥獣駆除の第一種免許保持者の関係なんですが、猟友会にも意向があるということなので、早速、ご意見を伺いたいと思います。

それから、経営開始資金の件、先ほどは大変失礼しました。お答えさせていただきます。

農業次世代投資資金事業、これが令和4年度に経営開始資金事業というふうに移行されております。給付期間が5年から3年に短縮された件につきましては、本制度、旧農業次世代

投資資金事業の運用実績等を踏まえまして、制度全体の見直しが行われたものでございます。これまでの実績では、就農後３年間で一定程度の定着が見られるケースが多いことから、初期段階の生活支援である経営開始資金につきましては３年間に集約し、その後の段階では、経営の発展や設備投資を支援する制度へと重点を移す形に整理されたものでございます。

具体的には、経営開始後の発展段階を支援する経営発展支援事業などの制度が拡充されており、機械、施設等の導入支援など、経営基盤の強化につながる支援が強化されております。また、給付期間を３年に整理することで限られた財源の中でも、より多くの新規就農者を支援できるよう制度設計が見直されております。

このように、従来の生活支援中心の制度から経営の発展、定着までを見据えた支援と重点を移した形となっておりまして、制度全体としては、新規就農者の経営安定をより後押しする内容となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後１時とします。

（午前１１時５６分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 ０時５８分）

○議長（小倉弘業君） ここで、午前中の霞浩子議員からの質問の中で答弁漏れがありましたので、社会文化課長より説明をお願いします。

社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それでは、霞議員の質問に対しまして不足がございましたので、答弁のほうをさせていただきます。

一般会計当初予算案の概要の中で、61ページのふれあい坂田池公園一般管理事業ということで、この中に野球場照明改修工事設計内訳再積算業務委託ということで、この中に照明の支柱について塗装も含まれていますかという質問でしたけれども、これ確認したところ、6基の支柱の塗装が含まれておりますので、回答させていただきます。失礼しました、どうも。

○議長（小倉弘業君） 議案審議を続けます。

秋鹿幹夫議員。

○ 8 番（秋鹿幹夫君） 3 回目の質問であります。

1 点だけですね。ガバメントクラウドファンディングの部分なんですけれども、私、常日頃から手数料がどうにかならないかなというふうにいつも考えている人間でございまして、今、独自の町のホームページつくってはどうかというお答えいただきましたが、これを両方で取り組んでいく、少しでも手数料を減らすような形、さとふるも独自の町のホームページも両方活用して募集をかけていくような考え方はできないものか。

いろいろ調べたところ、例えば、寄附者が手数料を払う仕組みのサイトなんかもありましたので、どれぐらいの露出があるのか分かりませんが、そういったところも踏まえて検討していただきたいという考えでございします。よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） 寄附金受領証明書の発行に係る事務負担でございしますので、現段階で両方というのは考えてございせんが、できるだけ負担が減る方法、効率的な方法を検討してまいりたいと考えております。また、寄附者が手数料を支払うという仕組みも私、存じておりませんので、調査研究させていただきます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○ 1 0 番（山崎義貞君） 概要のほうで質問させていただきます。

初めに、23ページの基金現在高見込みの状況のところなんです、民生文教常任委員会のほうに管轄する項目は質問できないということであれば質問しないんですが、教育関係のところ、ちょっと基金の残高のことについて質問したいなと思ったんですが、それはパスですかね、議長。

○議長（小倉弘業君） 所管が違うところなので。

〔 1 0 番議員「同じということで、違うところをやってくれ
ということですね」と発言〕

○議長（小倉弘業君） はい、そうです。

○ 1 0 番（山崎義貞君） 分かりました。

それでは、ページ、順番に質問させていただきます。

初めに、すみません、34ページの生活路線バス運行事業なんです、横芝光号成田便運行費補助金、30便、それから、乗合タクシーの運行業務委託料、車両 4 台、それから、移住定住サポートセンター業務委託料、34ページのこの 3 点なんです、初めに、横芝光号成田便

7,268万9,000円ですが、1日30便、これに関して、どれくらいの利用者というのを見込んでいるのか、昨年と比べどれくらいの利用者増を見込んでいるのかも含めてお答え願います。

その次に、乗合タクシーの車両4台分のことに関しても同じように、前年とほとんど額的には同じような額なんですけど、どれくらいのこれも利用状況として今年度、見込んでいるのか。

そして、移住定住サポートセンターの業務委託料ですが、ここのところで、移住定住サポート業務委託料は、ヨリドコロで業務委託されていますが、内容としてどれくらいの効果とありますか、相談件数と移住定住サポートのこれを受けているのか、そして、どのような業務委託、要するに、ヨリドコロのほうと町のほうとの連携がどのようになっているのかを伺います。

その次に、35ページの防犯指導及び啓発事業のところ、防犯カメラ設置事業費の補助金ではありますが、100万円、5台分ということで、これに関しては、防犯カメラというと個人情報のあることが起きるかと思いますが、どのようなところに5台を設置しようとしているのか伺います。

次に、飛びまして、47ページ、農林水産業費になります。ここのところで、水稻病虫害等防除対策事業、補正のところでもちょっと質問しましたが、面積が490ヘクタール、今年度が500ヘクタールということで、来年度は少し減って、ほぼ同程度の面積というふうになっています。この補助事業なんですけど、町の農薬の補助対象の薬ですけど、今、多く使われているのがスタークルが使われていると思います。このスタークルに関しては、一般質問でもちょっと取り上げましたが、ネオニコ系の農薬であるということです。やはり人間の、特に小さい子供にとっては脳の発達に影響を及ぼすというふうに言われていますので、なるべく代替の薬で対応できるものであればすべきではないかと。

匝瑳の植物防疫協会野菜分会のほうでは、このネオニコ系の農薬は使わないようにしようということで今、ネオニコ系は使っていませんので、参考に、ちょっとどのように考えるかを伺いたいと思います。

次に、48ページ、先ほど秋鹿さんが質問した下段の新規就農者育成支援事業のところの下、私は新規就農のほうを質問しますが、ここのところで、要するに、農業経営体育成セミナー、8名と書いてありますが、具体的にここの内容をちょっと教えてください。どのような人を対象にどのようなことをする、セミナーを行う、参加するのかなということですね。

次に、52ページにいきまして、一番上の森林災害防除対策整備実行計画作成業務委託料と、

その下の森林環境管理業務委託、その下の森林災害防除対策整備業務委託ですが、このところ、台風などによって、危険な箇所を整備しなければいけないというようなことだと思いますが、どのような、それぞれの項目ごとに内容になっているのかを教えてください。

次に、55ページの道路事業なんですけど、なかなか道路は進まないという時間がかかってというようなことで、度々議会でも指摘されていますが、ちょっと分からないところがあるので、町道Ⅱ－36号線の道路改良事業（富下地先外）なんですけど、この説明をちょっと教えてください。

それと、その上の町道Ⅰ－18号線（宝米地先外）の改良に関しても成田空港への直結道路との兼ね合いが、当然、出されていると思います。鈴木克征議員からもありましたが、このところでのどこの場所までが今年度の事業計画になっているのか。

56ページですが、横芝駅北側周辺整備事業についてお聞きしますが、このところで、3番目の横芝駅改良計画基礎調査業務委託料、その下の横芝駅北側周辺まちづくり基本計画策定業務委託料ですが、人口減少の中で、横芝駅北口の開発というものの将来的なビジョン、20年後のビジョンをまずはといいますか、見て計画とかつくらなきゃならないと。20年後といいますと、およそ合併当時の人口の約半分の人口になってしまうということの中で、北口の開発をどのように位置づけてしようとしているのか伺いたいと思います。

以上で。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 山崎義貞議員ご質問いただきました成田便、それから乗合タクシー、こちら利用者増を見込んでいるのかということでございますが、こちらの予算要求に当たりましては、予算要求をする時点での利用実績などから算定のほうをしております。成田便につきましては、人数と申しますよりも運賃収入の見込みということで2,780万程度の運賃収入があることを見込んでいるところでございます。

それから、移住定住サポートセンターとの連携ということでございます。移住定住サポートセンターのほう、専従で移住の相談をしていただける方は2名いらっしゃいまして、その方と、相談センターに来られた方の状況、また、町のほうに問合せがあった情報のほうをお互いに情報交換のほうをして円滑にご案内のほうを進めるようにしているところ、また、移住フェアという形で、都内で開催するイベントのほうを移住相談員と町の職員のほうが同行して対応しているところでございます。

以上です。

〔10番議員「乗合タクシー」と発言〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 乗合タクシーのほうなんです、予算化に当たりましては同じような考え方でございます。利用者数でございますが、成田便につきまして、本年度の2月時点では9万7,366人、それから、デマンドタクシーにつきましては1万6,220人、前年の同月比ですと、成田便では37.3%の増、それからデマンドタクシーのほうでは9.2%の増となっております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 当初予算の概要35ページの防犯カメラ設置事業費補助金ですが、どのような場所につけるのかというところなんです、こちらにつきましては、各行政区からの申請により補助をするものとなりますが、各地区で相談をしていただきまして、地区内だとかで防犯上、カメラが必要と思われるところを地域の方、区会等で同意をいただいて、理解をいただいて、また、警察署等に相談をしていただいて適正な場所につけていただくようになります。

また、撮影する画角につきましては、公衆用道路等の一般の方が通り抜けるようなところの場所を撮影できるように、2分の1以上を映るような画角で設置していただくようになります。

また、プライバシーの侵害にもなりかねませんので、設置した場所につきましては、防犯カメラ作動中とか撮影中というようなステッカーを表示していただきまして、皆さんに周知をしていただくような形になります。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） お答えいたします。

予算概要書47ページ、水稻病虫害等防除対策事業費補助金、こちらご質問は、補助対象からネオニコチノイド系の農薬を除外したかどうかというご質問でよろしいでしょうか。

この件に関しましては、以前、山崎議員からもご質問があったんですけれども、そのときもお答えしているんですが、国の基準を守っていれば健康被害に悪影響はないということで、農家さんはご利用されております。また、補助対象者を需給調整の協力者に限定しております、需給調整、協力してくださっている方、皆さん、農家を大きくやっている農家さんばかりでありますので、これを除外するということになると影響が大きいかなとちょっと懸念

されますので、慎重に検討しないとイケないかなというふうに考えております。

続きまして、48ページ、新規就農者育成支援事業補助金なんですが、こちらは、千葉県山武農業事務所が行っております農業経営体育成セミナー、このセミナーを受講することを奨励するためのもので、このセミナー参加者につきましては、1年度当たり6万円を交付しようとするものでございます。

農業経営体育成セミナーにつきましては、新規就農者を対象に、安定的な農業経営に必要な基本的な知識、技術の習得及び新規就農者同士の交流促進を目的として開催されているものでございます。受講につきましては、3か年で受講するものでありまして、例年、山武農業事務所管内、毎年50名程度が受講しているセミナーでございます。農業の栽培技術だけではなくて、経営の面でもしっかりと学んでいただきまして、しっかりと安定した経営をしていただけるよう、こちらのセミナー受講する方に対しまして補助をしていくものでございます。

それから、予算の概要52ページ、森林管理事業でございますが、一番上の森林災害防除対策整備実行計画作成業務委託料につきましては、令和元年度の台風で発生した倒木により電線の遮断や道路の遮断がされる等、甚大な被害がありました。こういったおそれのある箇所につきまして整備をしていくということでございまして、どういう優先順位とか、整備の方法、これを計画書を作成する業務でございます。

2番目の森林環境管理業務委託につきましては、不在の森林所有者や手入れが行き届かず放置されている荒廃森林が増加していることから、これらの下刈りや除伐等を行って森林環境を保全していくという事業でございます。

3番目の森林災害防除対策整備業務委託につきましては、一番上の計画に従いまして、実際に危険箇所につきまして整備をしていくというものでございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 都市建設課長。

○都市建設課長（林 栄司君） それでは、山崎義貞議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、町道Ⅱ－36号線道路改良事業につきましては、令和8年度につきましては改良事業として40メートルの道路改良事業を予定しております。

なお、こちらの道路につきましては、土地改良事業、南条基盤整備事業、または空港直結道路の事業もありますので、そちらと整合性を図りながら進めていくということになります。

同じく町道Ⅰ－18号線（宝米地先外）なんですけれども、こちらにつきましては、歩道の盛土工等を行う予定で、工事延長が440メートルとなっております。こちらにつきましても空港直結道路と南条基盤整備事業がございますので、そちらと整合性を図るようになります。こちらにつきましては、空港直結道路が現在、完成しているⅠ－18号線に接道するようになります。そこで、二又から新井にかけては空港直結道路のほうで、県のほうで整備することになりますので、Ⅰ－18号線としましては、現在、整備を進めているところから旧道に接続する部分までを完成させるということになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 未来づくり課長。

○未来づくり課長（鵜澤順一君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

横芝駅の北側周辺整備事業に係る調査事業に関連しまして、人口減少の中で北口開発をどのように進めていくのかというご質問でございますけれども、やはり町は、都市計画マスタープランの中でも駅周辺を都市拠点に位置づけてこれまでも来まして、都市拠点の考え方といたしましては、駅周辺においてコンパクトで利便性の高い都市施設が集積している場所として、金融機関ですとか、公共施設ですとかの公共公益機能などが集積することを目指して、現在、進めているところでございまして、これは人口減少が進めば進むほど必要な事業だというふうに考えております。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ありがとうございます。

それでは、最初から順を追って再質問いたします。

初めに、乗合タクシー、公共交通事業ですが、先ほど収入のところでも答弁ありました。それから利用人数もありました。成田便に関しては37%の増を見込んでいます。乗合タクシーに関しては9.2%増を見込んでいますということ。それから、移住定住サポートセンターの業務委託にも2名ほどの相談ということでした。

やはりこの成田便に関しては、非常に利用者也増えているということだと思います。子供たちもこの町に来て、それから、ここから成田のイオンに行くのにそのバスを利用するというような、ほかの町の子供たちのそういう話も聞いてはいて、非常に好評なのかなというふうには思っています。

今年度に関しては30便ということなんですけど、便数が多ければ多いほど利便性は高くなるんですが、高くなっても、やはり利用する人の割合というのは、どれぐらい増えるかというとなんかそんなに増えるものでもない、人口減少の中では、特に若い、子供たちなんかも少なくな

っていく中では、これからどんどん増えていくというのは、私はあまり見通していないんですが、そのこのところの便数の30便ということの計画、費用対効果ではないんですが、そのこの30人というのが果たしてどうなのかというようなことと、それから経費も当然かかってきますので、今の状況下では非常に油代が高くなっているということもありますが、ここでの高くなっていけば当然、費用負担が増えるんですが、そのこのところというのはどのように考えるのかをちょっとお聞きしたいということと、それから、乗合タクシーに関してもドライバーさんの高齢化というのが、ちょっと問題、検討といいますかね、対策を何かしなければ、これは業務委託している会社のほうが考えることになろうかと思いますが、そのこのところの心配がないのかどうなのかというようなことをタクシー会社、委託されている会社と、その辺のところはどのような話合いがされているのかというのをちょっとお聞きします。

防犯カメラに関しては、警察とか、そんなところと相談しながら、それから、個人情報に関しても十分気をつけてというか、対応をしながら取り付けると、地区の申請によってということですが、この地区の申請というのは、これ今までもあったかどうかちょっと私は定かじゃないんですが、今後の取組をどのように考えるのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

それと、農林水産業のところの水稻病虫害の問題です。水稻病虫害の補助金の対象というところ、防疫協会、それからJAと営農集団というようなことで、今、聞かれていると思いますが、このところで薬剤費として10アール当たり500円の補助ということになっているかと思っています。

このところで、使っている営農集団とかJAさんも含めて、やはりネオニコの危険性というものをもうちょっと話し合うような、そういうものができれば、これは国が認めているからということじゃなくて、進むのではないのかなというふうに思いますし、やっぱり町のこういう小さなところから、そういう問題というのは発信をしていくというのは非常に大きな影響を及ぼすのではないのかなというふうに思いますので、ちょっとできないというのはともかくとして、そういう協議する、そういうものをつくれればいいのかと。どのようなところで判断するのかというのは、そこでの判断になろうかと思いますが、ぜひそのような対応といいますか、指導といいますかね、支援といいますかね、取っていただきたいというふうに思います。

それと、新規就農に関しては、今、課長の答弁では年6万円の支給と3年を受講する、セミナー8名ということになっていますが、この8名というのは、どのような基準で今年度の

予算に計上したのかというのを、ちょっとそこのところの基準といいますかね、何か根拠があつてこの8名というふうにしたんだと思いますが、その8名というのをちょっと教えていただければと思います。

次に、森林災害防除対策のことですが、確かに課長言われるように、災害によって倒木とかというようなことがありましたし、これからも森林整備が進まないところというのは、そのようなことが多々起きてくるかと思いますが、計画書を作つて、今後、危ないということであつてきて、当然、森林ですので、ほとんどが所有者があるかと思いますが、そこのところの伐採といつても許可をもらわなければならないというようなことが起きるかと思いますが、そこのところはどのように所有者と話し合いをしていくのかというようなことが大事になってくると思うんですね。そこをどういうふうに進めていこうとしているのかをちょっと知りたいと思います。

それと、その中で、1ヘクタールということで面積、出ていますが、この1ヘクタールと出ているということは、予算の関係上、1ヘクタールなのか、同じ1ヘクタールであっても140万2,000円と335万3,000円で倍以上、値段が違うんですが、ここのところはどのように違うのか。

私、3番目の森林災害防除対策整備業務委託は海岸の森林伐採とか森林環境保全というようなことで使われるみたいなことで、ちょっと調べたら、そういうふうに書いてあつたんですが、そういうようなことではないということで理解してよろしいのかどうかをちょっとそこは確認をさせてください。

それと、町道に関しては分かりました。説明でもう十分です。

それから、横芝駅北側の周辺整備事業ですが、課長答弁されたように、人口減少の中ではどうしてもこれは必要だということですが、やはり、要するに町の財政の関係で、そこのところというのが、どのように今後の財政の見通し、将来の人口減少の中で、残された人の負担になってはいけないというふうに思うんですが、そこのところの考えというのはどのように私たち、認識したらいいのかをちょっと伺います。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 山崎議員のご質問いただいた点について、ちょっと私のほうの説明がよろしくなかったところもあったと思いますので、ちょっと補正のほうさせていただきます。

生活路線バス運行事業のほうの予算につきましては、運行委託事業者のほうから出されて

きた運行原価というのがあります。これは、走らせたらこれだけお金がかかります、それに対して当町で見込みます運賃収入の見込み、こちらを差し引いたもので予算要求をさせていただいております。運賃収入の見込みに当たりましては、特段、人数ではカウントしているものではございませんのでご理解ください。先ほどお話ししました人数につきましては、本年度の輸送実績でございますので、その点、ご理解ください。

ご意見いただきました、今後、人口減少とかある中でこの便数はどうなのかというご意見でございます。特に成田便につきましては、これまで運行便数のほうを増やしてきております。それに合わせて着実に利用者数も伸びてきているところでございます。これは効果があるものというふうに認識しております。また一方、秋鹿議員の質問などにもありましたが、今後、空港南側を公共交通網としてどういうふうにしていくかというところは検討する必要があるというふうに考えております。

それから、デマンドタクシーのほうなんですけれども、こちらのほう、予算のほう伸びておりますのは、オペレーターの業務委託料、こちらのほうは人件費が伸びたことで増となっております、運行業務委託料のほうは同額でございます。

こちらのほう、ドライバー不足のほうは大丈夫かということでの2回目のご質問でございますが、ドライバーのタクシー事業者のほうには、今時点では大丈夫だというお答えのほういただいているところではございます。これは当方としてもやはり心配しているところです。

ただ、この先、当町よりもさらに公共交通の状況が悪いところだとライドシェアといったサービスを導入しているところもあります。こういったものを将来的には視野に入れていく必要があるのかなというふうには考えております。

それから、移住定住サポートセンターのこちらのほう、私の伝え方が悪かったようでして、申し訳ありません、2名というのは移住に従事していただいているスタッフの人数となります。相談件数としては88件ございました。そのうち成立したのが2件でございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 防犯カメラ設置事業について、今後どう考えていくかというご質問にお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、令和7年度の実績としましては、防犯カメラを2台、立会区から申請がありまして、この1件がこの補助事業の実績となっております。この補助事業できてから、実績としてはこの1件という形になっております。

防犯カメラの設置ですが、こちらにつきましては、報道や警察のお話からすると、近年、凶悪な事件が都市部等を中心に多くなっておりますので、プライバシーの保護という考え方から一步、今度、進んで、都市部では、やっぱり地域の安全、見守ってもらう、カメラを設置することによって見られているという抑止力というか、犯罪を防止するという観点で有効であるというような考え方によって変わってきていると言われています。

ただ、当町におきましては、凶悪な事件というのが近年、多くありませんので、たくさん防犯カメラをどうしてもつけなければいけないというような考え方ではないとは思いますが、ただ、捜査の中で、コンビニエンスストアであったりだとか、防犯カメラの画像を確認するというのは、警察のほうの現状、スタンダードな捜査の方法になっているということで、町の中にも多く設置してほしいという要望もいただいておりますので、地域の方のご理解をいただいて、皆さんが安全のために必要だと思う場所に推進してつけていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） まず、ネオニコチノイド系の農薬の件なんですが、以前、調査では、使っていない方はごく少数でございまして、広く使われているものでございます。先ほどの答弁で申し上げたとおり、検討には慎重にやっていかなければいけないと考えております。

それから、新規就農者の関係なんですが、近年の新規就農者の状況から、それと、あと既にもう受講されている方がおりまして、令和8年度に3年生になる方が3名、2年生になる方が1名、あと、全く新規で1年目で4名程度、受講していただければと思うところで8名としております。

それから、森林環境管理業務委託料と森林災害防除対策整備業務委託、こちらの金額の差なんですが、森林環境管理業務委託につきましては、植樹が加わることで比べて高額となっております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 未来づくり課長。

○未来づくり課長（鵜澤順一君） 駅の北側に関連しまして財政見通しはどうなっているのかというご質問でございますけれども、今回のこの駅北の整備事業につきましては、まず、国道からの進入路やロータリーを造って駅の北口を整備するという第1期の事業と北側のまち

づくりを見ながら駅に跨線橋を新しく架けることと公共施設整備に第２期を予定しております、第１期で約10年、第２期でさらに10年後というふうに、20年スパンの計画を現在つくっているところでございます。

当然、人口も減少しますので、20年後にこういった公共施設を整備をするのかにつきましては、今後、様々な行政計画の中での検討が行われるということでございまして、現在の未来づくり課で示している構想図の中では、あくまでイメージ図を示している状況でございます。必ずこの施設を造らなければならないというよりは、20年後に不足するであろう、改修の時期が訪れてくるであろう様々な公共施設を検討して、駅のそばにあったほうがいい施設をこれから議論の中で計画していくものでございます。

ただし、駅の整備に多額の経費がかかるということがもう既に分かっておりますので、この辺はできるだけコストを下げられるように、現在、ＪＲのほうと詰めているところでございます。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。ありがとうございます。

公共交通に関しては、やはり高齢化の中で運転手の確保というのは本当に考えていかなければならない。無人のバスの自動運転の導入のときも、たしか副町長は、今後の高齢者、要するに運転手不足の中で、自動運転の実験とか、そういう時代になってくるだろうというようなことであつたかと思いますが、そのこのところというのは、本当に、自動運転と限らず、先ほど課長、答弁されたように、あらゆる公共交通手段を検討していくというようなことが一番やっぱりベストなのかなというふうに思いますので、ぜひ、そのときはそういう形で進めていただきたいというふうに思います。

それと、農林水産関係のネオニコの問題は、本当にネオニコ系農薬というのは夢の農薬みたいなのところもありますので、1回使ってしまうとなかなかそれをやめるというのが大変なことにはなろうかとは思いますが、確かにそれはあるんですが、危険な農薬であるのであれば、国が推奨しても、やはり検討する、立ち止まる必要があるのではないかというのを私は思いますので、ぜひ、そういう方向で団体がかじを切るというか、検討するというようなところにいつていただければというふうに思います。

新規就農者のことに関しては分かりました。いいです。

それと、森林環境のことに関しても、今、課長が言われた植樹というようなことがあったと思います。

2回目の質問のときに、伐採するときに地権者の同意が必要じゃないかというようなことで質問しましたが、それに対してちょっと回答なかったので、回答をいただきたいと思います。

最後に、横芝駅北口の問題に関しては、1期工事10年で、これが、北側の開発には莫大なお金がかかるということで、道路とかの整備で、2期、その10年後に関しては、これからどのようなものが必要になってくるのかというようなことで、要するに、そうしますと、出来上がるのに最低でも10年以上はかかるというようなことで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） 答弁漏れがありまして、大変失礼しました。

事業実施に際しましては、所有者の了解を得てから実施してまいります。計画段階でも、事業を実施していく進捗ごとに打合せをするんですが、実は、令和7年度につきましては、当初、同意を得ていた方が、進めていく中で、途中でいろんな条件が重なりましてできなくなったということもありますので、今後、この辺は、慎重に進めていかなければならないなということで考えております。お願いします。

○議長（小倉弘業君） 未来づくり課長。

○未来づくり課長（鶴澤順一君） 実は、土地の所有者であるベルテクス株式会社も早期土地の活用を望んでおりまして、今回は、第1期の10年間の間でも公共事業で行うべきことと民間の土地を民間が活用するということを同時に行おうということでベルテクスと協定を結んでおりますので、その辺は、できるだけスピード感を持って行いたいというふうに思っておりますけれども、一時的に財政を圧迫するような事業展開はできないもので、その辺は財政計画をにらみながら事業計画をつくってまいりたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） すみません、1点お願いいたします。

概要の58ページ、下から2行目の英語教育推進事業ということですが、これ100%助成ということで、中学生が全員受験されたら足りないと思うんですが、当然、受験する人と受験されない方がいると思いますので、この150万円のうち、150万足りているかと何割ぐらい助成されているのか、もし150万を超えてしまった場合、助成を受けられない中学生の方はいらっしゃるのかどうか教えてください。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 森議員の質問にお答えいたします。

英語教育推進事業につきましては、令和7年度から実用英語技能検定を受験を希望される方に対しての助成でございます。これにつきましては、過去の実績等を鑑みまして、中学生の8割程度が受験しているというような状況でございますので、こちらにつきましても8割程度を見込んだ中での150万円というふうにしてございます。

今後とも英語検定、重要性、高まりますので、そちら、できる限り支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） 8割を見込んで足りるという見込みなので、ありがとうございます。

ちょっとこれ、150万オーバーするということであれば、ちょっとかわいそうな学生さんを生まないように、よろしくお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 概要書で質問をさせていただきます。

まず、39ページ、新規事業であります高齢者補聴器購入費用助成金、2万円掛ける20件ということで、すみません、民生文教常任委員会の調査の勉強に傍聴に行かせていただきましたけれども、10月開始、県事業となる見込みありということだったかなというふうに、すみません、勘違いでした。これ福祉課のほうでしたっけ、申し訳ありません。

10月ということでありますけれども、周知時期というのはいつ頃とお考えか教えてください。

それと、43ページ、個別予防接種事業でありますけれども、帯状疱疹ワクチン接種、一番下のRSウイルスワクチン、RSウイルスワクチンは新規事業だと思いますけれども、50人分、151万円ということで伺っております。帯状疱疹も令和6年7月からの任意事業を引き続き行い、また、昨年4月からの定期接種も行うということで理解をしておりますけれども、この個別通知、周知方法を教えていただきたいと思います。RSウイルスワクチンに関しては定期接種だと思いますけれども、この周知方法、個別通知なのか、それも併せて教えてください。

次の46ページ、中段の健康ポイント事業記念品、健康ポイント、これは傍聴させていただきまして、委員の皆様の質問の回答を聞いておりましたけれども、健康こども課では新規事業ということでもありますけれども、今まで住民課でやってきた事業であります。アプリを導入ということだったと思いますけれども、このプロポーザル、いつ頃行う予定、これは、す

みません、秋鹿副議長が聞かれておりました。

やはりまだアプリが苦手な方もいると思います。令和8年度は併用だというふうに理解しておりますけれども、今後、カード配布も引き続き行っていくかどうかの確認をさせてください。

今までは、住民課では、景品が当たらなくても一生懸命やって、カードを提出した人には3か所に配布されていたわけでありますけれども、この辺も継続なのかどうか教えていただきたいと思います。現在の住民課の事業と極端に違う、その違いがもしあれば、年齢とかあれば、また確認をさせていただきたいと思います。

59ページ、中段の白浜小学校空調設備賃借料でありますけれども、これは教室へのエアコン設置なのかなというふうに理解しておりますけれども、今まで全くなかったものか、全教室に設置するものかどうか教えてください。

それと62ページ、中段の学校給食費でありますけれども、県を通して町のほうに入りますけれども、4月から公立小学校に通う児童の給食費負担が軽減されるわけでありますけれども、あくまでも小学校ということで、基準額は児童1人当たり月5,200円ということであるようですけれども、国のほうでは、不登校や重いアレルギーなどで給食を食べられない児童への配慮を求め、自治体の判断で対象世帯に支援金を給付する対応を可能にしたということでありますけれども、当町のお考えを確認させていただきたいと思います。

それと、どこに載っているか教えていただきたいと思います。就学前健診でありますけれども、予算書のどこの部分にこの予算が該当するのか教えてください。

○議長（小倉弘業君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時10分とします。

（午後 1時57分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時08分）

○議長（小倉弘業君） 議案審議を続けます。

福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 補聴器の助成事業の関係でありますけれども、現在のところ、周

知の関係ですが、広報の8月号に掲載する予定となっております。あわせまして、地域の通いの場ですとか、福祉課が主催する皆さんが集まっていたく場でありますとか、福祉事業所などに併せて周知していきたいと考えております。

なお、医療機関の証明などで一定の時間を要するというのを山武市から伺っておりますけれども、そちらの調整が早く整えば早めに周知することもできるのではないかと考えております。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 43ページ、個別予防接種事業の帯状疱疹ワクチン、妊婦を対象としたRSワクチン定期接種の関係ですが、帯状疱疹ワクチンについては、任意接種も含めてでございますけれども、広報紙やホームページで周知をするというのが共通にやっていくことでありますが、帯状疱疹ワクチンの定期接種につきましては、65歳から100歳まで5歳刻みに個別通知を差し上げる予定でございます。また、妊婦を対象としたRSワクチンにつきましても個別通知を差し上げる予定でございます。

46ページの健康ポイント事業の関係ですが、カード配布、いわゆる紙ベースにつきましては、8年度、9年度、状況を見ながら進めたいというところでございます。実際には、紙ベースは縮小していく方法で考えたいと思うんですけれども、一応、対象者、スマホを持っている持っていないというのを進めていく中で確認はできると思いますので、その中で対応したいと考えております。

また、基本的には、景品、記念品等の配布方法も住民課の健康ポイント事業を踏襲していきたいと考えておりますが、国民健康保険以外の方もこれから8年度から対象としますので、その対象者、参加者の状況を確認しながら対応していきたいと考えております。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） それでは、教育課からご質問にお答えさせていただきます。

予算案概要59ページ、白浜小学校空調設備賃借料でございます。これにつきましては、現在、白浜小学校の校舎で設置している空調に関しまして更新のための賃借料となります。

続きまして、概要62ページ、学校給食費負担金助成金に絡みまして、国の制度で小学校児童1人、1月5,200円の助成の関係でございます。不登校児童、あるいはアレルギー対応児童についても現在、対応しているところでございます。国会での国の予算が可決したという前提でございますが、対象になり得ますことから、引き続きこちらのほうも検討させていただきたいと存じます。

最後に、3点目、就学時健診に係る予算につきまして、まず、こちらにつきましては、令和8年度予算におきましては、就学時健診につきましては、10月から11月にかけて、学校医、学校歯科医の協力の下、半日程度の実施を予定してございます。検診の内容でございますが、内科健診、歯科健診、視力検査、聴力検査、言語検査、発達検査を実施する予定でございます。

主な予算で申し上げますと、2つの項目が挙げられるかと存じます。予算書で申し上げますと、予算書146ページ、2つ目の黒丸、学校医・学校歯科医の1節報酬にその部分が含まれてございます。2つ目は、次の黒丸、健康検査事業の13節使用料及び賃借料の健診検査機器等賃借料から歯の健診に係る機器のレンタル、こちらが関係予算として計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ありがとうございます。

1回目に聞き漏らしたところもありますので、再度、質問したいと思います。

带状疱疹に関しては、ありがとうございました。本当に町長にも英断いただいて、うちの町は、令和6年の7月から既に任意で始まっている、これが功を奏して、定期と任意と両方やっていただけるということで、隣の山武市とちょっと違うところかなというふうに思います。それがあって、すみません、町民の一部の方ですけれども、本当に定期でなくて任意があつてよかったという声が届いておりますので、感謝申し上げながらお伝えしたいというふうに思います。

引き続き、带状疱疹に関しては、県の認識の高いところから、県も補助金をあるということで、県も令和8年度当初予算から補助事業で50歳から60歳以下、やるところに関しては2分の1補助ということもありますので、うちの町は、県より先駆けて早くに取り組んでいただいたということで、御礼申し上げたいというふうに思いますし、引き続きこの事業は残していただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

先ほど聞き漏らしました44ページ、5歳児相談委託料、これ山崎議員からも、また私も一般質問したことがございましたけれども、ようやく医師の確保ができたということで年3回この5歳児相談を行うということで、うれしい吉報をいただきまして感謝申し上げます。

そこで、令和8年度は試験的にやるのかなというふうに思いますけれども、ぜひ、令和9年度からは、全児童にやっていただきたいという思いでおります。これは要望にとどめます

けれども、その上の3歳児健康診査委託料、以前から行っていただいた屈折検査機器での検査、これはまた引き続き令和8年度も行うのかどうか教えてください。

そして45ページ、上から2番目の産後ケアに関して、特色的な形態、どのように行っていくか、内容を伺いたいというふうに思います。増額ということで、増額要因になった内容を教えてください。

教育課長、ご答弁ありがとうございます。

就学前健診、毎年やっていただいているところでありますけれども、これ教育長にぜひお願いしたいと思いますけれども、ご答弁はいいんですけれども、これほど大切な小学校上がる前の健診ですけれども、就学前健診が、やはり保護者が付添いで来るということで、保護者が多く集まる一番多い機会だと思います。私も学校評価で保護者の人と授業参観とかしてきましたけれども、非常に、いつも来る人は大体決まっているし、来てほしい人に来てもらえないという、そういった現場の声も伺ったことがありました。就学前健診、子供さんたちが健診受けている間に保護者さんは別の部屋で待機すると思うんですけれども、そこで、とにかく家庭教育、くさびを打つんだという思いで、非常に大切なことをお訴えいただくいい機会だと思うので、ぜひ貴重な時間にしていただけたらなと、毎回言っておりますけれども、よろしくお願いいたしますと思います。答弁は結構です。

白浜小学校の空調機ですけれども、更新費用ということでありましたけれども、一般質問でも取り上げました学校体育館のエアコン、本当に、本来はどこの小学校の体育館、統合して子供たちがいなくなっても地域の避難場所ということがあって、統合しても地域の施設として残るわけですから、全部の体育館にエアコンをつけていただきたいところなんですけれども、財政的な問題もあると思いますので、せめて子供たちが通う体育館だけでもいち早くエアコンを設置していただきたいと思います。特に光小、白浜小ですね。そのところ、一般質問もしたところなんですけれども、町長にぜひ決意をいただきたいというふうに思います。また、せめて2029年3月のCランのスタートまでには、遅くても終わらせていただける見込みがあるかどうか、その辺の決意も聞きたいというふうに思います。

あと、保育所等給食費助成事業でありますけれども、物価高騰分を加味ということでありましたけれども、助成額の上限を500円引き上げて単価5,500円になるということでお聞きしましたけれども、そうなると、町内の園で自己負担のある園が1園だったと思いますけれども、その園も負担なしになるのかどうか教えてください。

それと、3月4日の読売新聞に定期接種ワクチンの4月からの変更点ということが出てお

りました。その中で、特に肺炎球菌は20価を導入するということでもあります。また、HPVは9価一本化とありました。2価と4価ではなくて9価1本にするということでありましたけれども、本町もそのとおりにいくのかどうかお聞かせください。

それと、こども誰でも通園制度でありますけれども、本町の対象になるところ、以前、1か所ということでありましたが、その後、進捗があるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。もし分かれば、どこの園か教えていただきたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 学校のエアコンについては、本当にもう川島議員おっしゃられるとおり、かなり暑い夏を乗り切るためにもなるべく早い対策を取りたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） まず、給食費の保育園ですかね、私立園の給食費助成の関係なんですけれども、それにつきましては、現在、1つの園が月額7,000円ということで、5,500円に補助額を上げて、まだ1つの園は補助額以上の月額ということでございます。

次に、あと、44ページの3歳児健診、屈折検査については、8年度も同様に行ってまいります。

5歳児相談事業につきまして、こちらにつきましては、各保育園を通じて問診票を配布して希望者を対応していく、8年度については、そのようなやり方を行います。

ワクチンの子宮頸がん、高齢者肺炎球菌、9価、または20価、それは国のとおりに、同じように実施していく予定でございます。

産後ケア事業委託料につきましては、前年度比較でありますと金額に差があるんですけれども、令和7年度においても補正予算を対応しておりまして、補正予算対応後は333万6,000円ということで、こちら8年度予算につきましては、令和7年度の決算から予算計上をしております。

こども誰でも通園制度の関係で、現在、また、1つの園と調整をしているところでございます。まさご幼稚園になります。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ありがとうございます。

産後ケア、また、今、課長からもありましたけれども、金額151万増額ということであり

ましたので、特色的な形態がもしあれば伺いたかったですけれども、ショートステイとか、デイサービスとか、アウトリーチとか、いろいろな角度からやっていくと思うんですけれども、もし特色的な形態を考えているのであれば、またぜひ教えていただきたいというふうに思います。

あと、5歳児健診も、今回は希望者ということで、対象者に周知はしても希望者だけ受け付けるということでありましたけれども、せっかく決まった小児科の先生がいるということで、学校前の5歳児相談、来年度はね、ぜひ有効に、もう少し広げていただきたいというふうに思いました。

また、町長からは、決意ありがとうございます。よろしくお願いします。

それと、保育所等給食費助成事業、単価5,500円、僅か、ちょっとですよ。何とかならないものかというふうに思いますけれども、このところ、町長、もう一度、後でご答弁ください。そうすれば、全園が公平とか、いろんな部分があるかもしれませんが、お願いします。

そして、肺炎球菌とHPV、9価ワクチン、国の厚労省の勧めるもので本町もやっていくということでありましたけれども、肺炎球菌に関しては、20価というと20種類の菌の型に対応するために、以前より効果がある反面、自己負担額が上がるということがありました。その辺の価格が高くなるという可能性があることに関して、今後、助成というか、検討していただきたいというふうに思いますけれども、その辺のお考えを伺わせてください。

あと、3回目なので、こども誰でも通園の利用料とか、受入れ時間とか、対象年齢とか聞こうと思ったんですが、また、広報等で周知されると思いますので、それを待ちますけれども、あと、健康こども課が対象かどうかあれなんですけれども、広報にぜひ紹介していただきたいと思ったのは、#7119と#8000、どちらもうちの町は対応できるのか、#8000だけしか対応できないのか分かりませんが、ぜひこのところ、#7119はとていい事業だというふうに思いました。救急安心センター事業ということで、救急車を呼んでいいかどうか分からない、迷ったときに、24時間365日、#7119にかければ相談ができる、なので、消防署とか消防隊にも何でもかんでも救急車を呼ぶのではなくて、まずそこにワンクッション、相談できるところがあるということを町民に周知促進していただきたいと思います。いかがでしょうか。最後、そこを聞いて終わります。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 園の給食費の5,000円と7,000円の問題についてお答えをさせていただ

きますけれども、1,500円の差、いずれにしても、まず、保育園、幼稚園の給食というのは、もう大変、今、業者をお願いしている状況が大体なんですかね。あれについては、一般の小中学校の学校給食というのは材料費だけで、製造コストというのは一切入っていない状況なので同じような金額なんですけれども、ただ、園によって内容が違ってきちゃっているというのがあるんですね。そういう状況の中で、全部それを負担するということになってしまうと、例えば、こっちのほうには、あめが3つつくのに、うちは2つしかないよという話で、同じ金額でいいのかということにもなりかねないので、そこについては微妙なバランスを取って公平性を保つ必要もあるかなと思いますので、しばらく少しの間ちょっと研究をさせていただきたいという思いでございます。

私からは以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 肺炎球菌の関係なんですけれども、金額的には、議員おっしゃったとおり、金額は上がる見込みでございます。その中では、うちのほう、これ定期接種で対応しているんですけれども、山武郡管内で統一した料金で進めていきたいと考えております。また、それについては医師会と、また、先ほどの山武郡管内市町村、各市町と合わせて金額設定をしていきます。予算については、一応、この分につきまして3,500円、山武郡管内での金額3,500円ということで計上しております。

#7119と#8000についての広報、啓発ということでございますが、これにつきましては、検討しながら広報、啓発に努められるよう進めていきたいと考えております。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これより討論に入ります。

初めに、原案反対者の発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） それでは、議案第18号 令和8年度横芝光町一般会計予算について、反対の立場から討論をいたします。

初めに、2026年度予算が3月13日、衆議院本会議で採択され、自民党、日本維新の会など、

賛成多数で可決されました。僅か12日間で審議を打ち切るという予算委員会での暴挙を重ねた上での衆議院の通過となりました。

多くの国民は物価高騰に苦しんでいるのに、一番効果があり、国民が強く望んでいるのは、消費税減税です。一律5%への引下げとインボイス廃止には背を向けながら、軍事費の9兆円、大企業支援のばらまき予算と高額療養費の月額上限の引上げは、患者の健康と命を奪うものです。OTC類似薬の保険給付外しによって、薬代の負担が数倍となります。健康を脅かすやり方は認められません。

町予算ですが、民生文教関係では、2024年度の訪問介護事業所は、人手不足と報酬の引下げが響き、地方では休廃業が急増しています。今年度も過去最多のペースで介護難民も生まれています。全国的な傾向と同様に、認定者数は増加し続けています。訪問介護や通所介護の事業者数は多いのですが、デイサービス利用する送迎の充実と特養などの待機者の多さの改善は進んでいません。

借地代の多くが図書館や健康福祉関連施設です。継続的に少しでも購入し財政負担を軽くすることではないかと思います。

総務経済関係ですが、特に、農業従事者支援策については、法人関係や規模の大きい組織の充実だけではなく、家族農業を守り、発展させる取組が何一つないことです。食料自給率38%の日本は、世界の激動の情勢の中で、輸入食品が停止されれば、一気に混乱、パニック以上になります。肥料、飼料、野菜の種などはほとんどが輸入品であり、ホルムズ海峡封鎖のように、原油が入ってなくなっている状況を想定すれば、地産地消の果たす役割、家族農業の果たす役割の重大さを認識して、町の農業を守るべきです。

土木関係では、完成し切れない道路改良工事が多いことです。町の合併から20年ですので、早急な改善を求めるものです。

駅北口開発では、20年後の人口1万5,000人前後になる町の財政負担を示す必要があるのではないかと。駅北口だけで発展し、ほかが衰退することがないのかを示す必要もあります。

予算に全て否定はしません。来年度実施予定の5歳児児童相談委託料や加齢性難聴者に対する補聴器購入助成制度など、評価したいと考えます。しかし、各種の健康保険料から天引きされる子ども・子育て支援金のような町民に負担を求めるような政策には何らかの対策が必要です。

国や県に対し要望することを求め、反対討論といたします。

○議長（小倉弘業君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 私は、議案第18号の令和8年度横芝光町一般会計予算について賛成する立場から討論いたします。

現在、物価高騰の影響が長期化し、依然として先行き不透明な状況にあります。本予算案は、町の将来像の実現に向けた各施策が各分野にわたりの確に計上されている予算であると評価いたします。

予算案全体を通して見ますと、町誕生20周年を記念して行う各種事業に加え、子育て支援や健康づくり事業の推進、道路新設改良事業などの社会インフラ整備のための予算が計上されております。

このほか、横芝中学校テニスコートの人工芝張り替えなどの公共施設の適正管理や住民福祉の向上に資する予算がバランスよく計上されており、「誰もが参画するとともにつくるまちづくり」を推進していくための予算であると判断いたします。

また、横芝光インターチェンジ周辺の産業用地整備を推進する横芝光インターチェンジ周辺開発事業、横芝駅周辺の整備促進を目的とした横芝駅北側周辺まちづくり基本計画を策定する横芝駅北側周辺地区整備事業など、将来の町を支える大規模な継続事業も盛り込まれており、これらはまさに本町の持続可能な発展の礎となるもので、大いに期待するものであります。

厳しい財政状況下ではありますが、大規模災害や有事への備えを含め、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組むための予算であると判断いたしました。計上された各事業が効率よく、そして効果的に執行され、確実に行政サービスの向上と横芝光町の発展につながることを期待して、本予算案に賛成をいたします。

○議長（小倉弘業君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 19 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第19、議案第19号 令和8年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 国民健康保険の税のほうに関してのみ質問したいと思います。よろしいですか。

それでは、国保の収入に関してになります。

令和6年度の滞納が多いという中で、年々、滞納数に関しては減ってきているかと思えます。その中で、国保の滞納世帯と、それと、払い切れない世帯に対しての分納世帯もあります。そして……

○議長（小倉弘業君） 山崎議員、山崎議員の本件の質疑は、所属の常任委員会所管に係るものですので、ここではできないということで、お願いします。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 国保の税条例になってくるのかなと思うんですが、税務課、駄目であれば了解しますが、いいのかなというふうに私は思って挙手しましたが。

○議長（小倉弘業君） ただいま行っているのは予算に対しての質問をいただいているんですが、今の山崎議員のやつだと条例に関しての質問ではないかと思うんですけれども、それはちょっと違うんじゃないかと。ここではお受けできません。

ほかに質疑ありますか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これで質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これより討論に入ります。

初めに、原案反対者の発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） それでは、議案第19号 令和8年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場から討論をいたします。

国保は構造上、深刻な問題点を抱えています。初めに、構造的な財政の問題点です。

国保は加入者の年齢層が高く、医療費がかさむ一方で、所得水準が低いため保険料収入が少ないという構造的欠陥を抱えています。加入者の構成は、退職後の高齢者、無職の人、非正規雇用者が多く、現役世代中心の被用者保険に比べ支出が多く、収入が少ない状況です。

国保は会社による半分負担がなく、全額自己負担となるため、特に、低所得層にとって重い負担となっています。前年の所得に基づいて計算されるため、失業して無職になっても前年の所得が高いと高額な請求が続きます。

政治家の高額な国保料を避けるために、あえて実態の乏しい法人の理事等になり低額の社会保険へ加入する国保逃れが社会問題となっています。真面目に国保料を納めている自営業者やフリーランスとの間で著しい不平等が生じています。

制度を維持するための財政基盤の強化と負担の適正化ですが、国から公費投入の拡充がどうしても必要です。未就学児の均等割軽減を18歳までの就学児へ拡大する方向で進んでいますが、来年度から導入される子ども・子育て支援金制度は医療保険から徴収され、加入者はさらなる負担に苦しむことになります。国保加入世帯の平均負担増は1世帯当たり600円程度と言われています。

高校生までの均等割5割軽減するために、加入者が負担するという仕組みが間違っていて、子ども・子育て支援の観点からは、国が責任を持って財源を確保することです。医療保険料に上乗せして徴収するということは許されません。国保加入の世帯当たり、来年度350円、翌年が450円、3年後は600円となっています。後期高齢者医療制度からも来年度200円、翌年度250円、3年後350円と負担増となっていることは認められません。

以上で私の反対討論といたします。

○議長（小倉弘業君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

川島仁議員。

○13番（川島 仁君） 私は、令和8年度横芝光町国民健康保険特別会計予算案に賛成する立場から討論いたします。

令和8年度予算案は、執行部から説明のあったとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億5,900万円とするもので、前年度当初予算と比較すると1億4,500万円の減額となるものがあります。

歳入予算については、全世代で支える子ども・子育て支援金制度の創設に伴う子ども・子育て支援納付金分を含んだ国民健康保険税、保険者の疾病予防、健康づくりなどへの取り組みを評価し交付される保険者努力支援制度を含む特別交付金などの予算も適切に確保されています。

また、歳出予算については、1人当たりの医療費が増加している中、特定健康診査事業、特定保健指導事業、水中ウォーキング教室、ヘルスアップ教室など、被保険者の健康づくり事業の実施の他、医療費の適正化を図る予算が確保されるなど、被保険者の負担の軽減するための姿勢が伺えます。

国民健康保険は、お互いを支えあう相互扶助の制度であり、地域の医療保険として被保険者の健康を守る大切な制度であります。

今後も被保険者の皆さんが安心して医療にかかれるよう、健全な運営と事業の確実な執行を要望し、本予算案に賛成いたします。

○議長（小倉弘業君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第19号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第20、議案第20号 令和8年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 民生文教常任委員会予算調査の中で、保険料の増額ということで、山崎議員また内田議員からの質問を聞いておりましたけれども、また本日、霞議員からも質

間があり、税務課長がお答えされたことでありますけれども、執行部、皆さんの共有事項だと思いますが、ぜひ町民への周知をしっかりと前もってやるということに関して、住民課長のご決意も伺いたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 住民課長。

○住民課長（越川直樹君） ただいまの件については、子ども・子育て支援納付金の関係かと思えます。

国民健康保険と後期高齢者医療制度、両方にかかるものですので、税務課と調整しまして、2つの国保、後期、両方として広報等で周知をさせていただきたいと思えます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第20号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第21、議案第21号 令和8年度横芝光町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第21号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第22、議案第22号 令和8年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 1点だけ。来年度の処理頭数の問題ですが、約10%の増を見込んでいるということでありました。この10%増というのは、どのような根拠を基に10%増を計上したのか教えてください。

○議長（小倉弘業君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（林 栄君） 質問にお答えします。

このと畜頭数、10%増ということでございますけれども、今年度の豚のと畜頭数が、見込みとして12万2,000頭というところでございます。豚の生産者におかれましても規模拡大に努められている方もいらっしゃいまして、現在、各問屋が豚の集荷にも尽力されております。この傾向からしまして5,000頭増ということで見込んだものでございます。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。

問屋さんの努力とかあって、ここにまで回復してきたのかなと思いますが、重大な豚熱とかの疾病もないわけではありませんで、ぜひ確保ということに尽力していただきたいというふうに思います。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第22号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第23、議案第23号 令和8年度横芝光町病院事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） それでは、私から1点。令和8年度病院事業会計当初予算案の概要の2ページ、1款1項医業収益を上げるにはどのようにすればいいのか、管理者である町長にお伺いをいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 医業収益を上げるには、多くの患者さんに来ていただいて、しっかり検査しながらということですが、あとは、どれだけ救急を入れられるかということも大きいのかなという思いでいます。

せんだっての病院の運営委員会においても病院長自らが、ここのところの、ちょっと低調については自分なりに言及をしているところの中で、今後、自治体病院、特に100床未満の病院の経営の在り方というのは、非常にもう今、日本中で注目をされている中で、しっかり一步一步、地を踏みながら進めていくことが肝要だろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） まさに今、町長言われるように、患者は病院を選べます。病院は患者を選べません。したがって、今、言われましたように、管理者である町長と院長をはじめとする、私は常勤医師のやる気だと思います。

そこで、町長にお考えを再度お伺いしたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 院長、副院長とも、ちょっとプライベートで一応、情報交換をしたりしている中でもありますけれども、危機感については、院長、副院長についても同じ思いを持っているのは事実でございますので、これからもしっかり対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） いずれにしましても東陽病院がお荷物施設にならないように、東陽病院を生かした対応をしていただくことを期待します。よろしくお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 私のほうからは、病院事務長に2点ほど確認をさせてください。

1点目は、令和8年度は、北総病院婦人科医師が1名、週1回見えるということを伺いましたけれども、これが、契約期間があるかどうか教えてください。

それと、昨年導入だったかと思いますが、ABC検診の件ですけれども、令和8年度も継続して受け入れるかどうか、この2点、教えてください。

○議長（小倉弘業君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（吉田 潔君） 川島富士子議員の質問にお答えいたします。

1点目ですが、来年度、8年度より婦人科の先生が木曜日、1日、北総病院の常勤医師ですが、来ていただけることになりますので、婦人科のほうの北総病院での患者さんもこちらのほうに何名か連れてきてくれるということでありまして、あと、がん検診等も積極的に行うというお話でありまして、契約は、今のところ1年ということになっております。

2点目のABC検診は8年度も継続してということになります。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第23号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第24、議案第24号 令和8年度横芝光町農業集落排水事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第24号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第25、議案第25号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

お諮りいたします。

本案は人事案件のため、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第25号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（小倉弘業君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和8年3月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時06分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 小倉 弘 業

議員 川 島 仁

議員 市 原 成 一